

人とペットの
災害対策
ガイドライン



人とペットの災害対策ガイドライン 目次

総説

総説Ⅰ	ガイドライン策定の背景及び目的	1
総説Ⅱ	ガイドラインの対象と用語の解説	2
総説Ⅲ	災害対応における基本的な視点	7
1	災害時の対応は飼い主による「自助」が基本	7
2	救護活動の対象となるペットの考え方	8
3	自治体が行う災害時のペット対策の意義	8
4	多様な主体の連携と協働	9
5	広域支援の考え方	10
総説Ⅳ	災害時のペット対策に係る法制度の整備状況	14
総説Ⅴ	平常時と災害時におけるそれぞれの役割	16
1	飼い主の役割	16
2	自治体の役割	18
3	地方獣医師会の役割	21
4	民間団体・民間企業等の役割	22
	(1) 民間団体	22
	(2) 民間企業等	23
5	現地動物救護本部等の役割	24
6	一般財団法人ペット災害対策推進協会(ペット災対協)の役割	26
7	国の役割	27

本編

本編Ⅰ	本編の位置づけ	28
本編Ⅱ	飼い主への普及啓発	32
1	平常時の備え	32
	(1) 防災対策	32
	(2) ペットのしつけと健康管理	33
	(3) ペットの所有者明示(マイクロチップ等による所有者明示)	35
	(4) ペット用の避難用品や備蓄品の確保	37
	(5) 情報収集と避難訓練	39
	(6) 家族や地域住民との連携	42
	(7) ペットの一時預け先の確保	43

2 災害発生時の行動	44
(1) 飼い主の安全確保・状況確認	44
(2) 避難の判断	44
(3) ペットとの同行避難	44
(4) 避難中のペットの飼養環境の確保	48
(5) 避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養マナーの遵守と健康管理	49
本編Ⅲ 自治体等が行う人とペットの災害対策	52
1 平常時	52
(1) 人とペットの災害対策に関する飼い主等への普及啓発・避難訓練	52
(2) ペットの災害対策に関する連携体制の整備	54
1) 災害時協定	54
2) 現地動物救護本部等の体制	57
3) 人材育成	64
(3) 情報の収集及び共有方法の検討	67
(4) 避難所や応急仮設住宅でのペットの受入れ対策に関する、関係市区町村等との調整	68
(5) 必要な物資の備蓄・更新	74
(6) 義援金の募集方法の検討	75
2 災害発生時の初期対応（発災当日～翌日）	78
(1) 避難者対応（避難の誘導・呼びかけ）	78
(2) 被害状況の把握	79
(3) 現地動物救護本部等の設置の検討	80
(4) 飼い主（ペットの飼養者）への支援	82
(5) 放浪ペットへの対応	83
3 災害時のペット対策（2日目以降の緊急対応）	84
(1) ペットに関する情報窓口の一元化	84
(2) 関係団体等との連絡調整と支援の要請	88
(3) 負傷動物や放浪動物等の保護が必要な動物への対応	89
4 避難生活での飼い主支援	91
(1) 物資の支援	91
(2) 飼い主の飼養環境整備のための支援	93
(3) 動物由来感染症の予防	100
(4) 一時預かり体制の整備・対応	102
(5) ボランティアの要請と受入れ	104
(6) 応急仮設住宅での飼い主支援	105

	1) 応急仮設住宅におけるペットとの同居	105
	2) 応急仮設住宅の設置・管理者との連携による ペットの飼養方法の決定	106
	3) ペットの適正飼養の指導	110
	4) 必要な物資の支援	113
	5) ボランティアの要請と受入れ	113
	5 ペットの災害対策活動の終息の考え方	114
	本編IV 災害時のペット支援活動を支えるもの	116
	1 人材の確保、ボランティア（個人・獣医師・民間団体）や広域支援との連携	116
	2 物資の備蓄・提供、救援物資の受付・配布	118
	3 資金の確保、義援金の募集・配布	120
	本編V 参考事項	122
	1 負傷動物、放浪動物等の保護が必要な動物への対応について	122
	(1) 負傷動物、放浪動物の保護	122
	(2) 一時預かり	125
	(3) 公示と飼い主への返還	127
	(4) 譲渡	128
	2 動物収容施設を設置する場合の留意点等について	129
	(1) 動物救護施設の設置とその状態	129
	(2) 動物救護施設の体制整備	132
	(3) 収容動物の飼養管理	133
	(4) 収容動物の健康管理	133
	(5) ボランティアの活用	134
	3 広報・普及啓発	136
	(1) 避難住民に対する啓発活動	137
	(2) 保護動物に係る情報提供	138
	(3) ペット対策活動に関する情報提供	138
	(4) 社会に対する活動状況報告	139

人とペットの災害対策ガイドライン

総説

総説 I ガイドライン策定の背景及び目的

大規模な災害時には、多くの被災者が長期にわたり避難生活を送ることになる。この中には、犬や猫などのペットを飼養する被災者もいれば、ペットを飼養しない被災者もいるが、いずれも同じ被災者として、共に災害を乗り越えられることが必要である。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、大規模な地震や津波、それに伴う原子力災害が発生し甚大な被害を及ぼした。発災時に住民は、緊急避難を余儀なくされたため、自宅にとり残されたり、飼い主とはぐれたペットが放浪する例が多数生じた。また、飼い主とペットが共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な人や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例も見られた。

このために環境省では、自治体が地域の状況に応じた、独自の災害対策マニュアルや動物救護の体制を検討する際の参考となるように、飼い主の責任によるペットとの同行避難を基本に置いた「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を平成 25 年 6 月に策定し自治体に配布した。

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震は、このガイドラインの策定後に発生した大規模な地震災害であるが、この間に、このガイドラインは多くの自治体で活用されるようになり、熊本地震では、かなりの被災者によりペットとの同行避難が実施された。しかし、避難所でのペットの受入れや、ペットの一時預りをはじめ、広域な支援体制や受援のあり方などの面で数多くの課題が指摘された。このため、熊本地震への対応状況を検証し、より適切な対策が講じられるようにするため、ガイドラインを改訂することとした。

災害時に行うペットへの対策とは、飼い主が自らの責任の下、災害を乗り越えてペットを適切に飼養し続けることであり、自治体が行う対策の目的は、飼い主による災害時の適正飼養を支援することにある。同時に、災害という非常時にあっても、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、共に災害を乗り越えら

れるように支援することである。

被災ペットへの対応は、災害の種類や規模、発生した季節やその地域における動物救護体制の整備状況などによって異なり、各自治体が行い得る体制は多様なものとなる。したがって本ガイドラインでは、これまでの災害における様々な事例を盛り込んだ。各自治体が地域ごとに必要とする、人とペットの災害対策を検討する際に、このガイドラインが参考になれば幸いである。

総説Ⅱ ガイドラインの対象と用語の解説

本ガイドラインは、主に自治体を利用することを想定して作成したものであるが、加えて、その他の主体が人とペットの災害対策を行う際にも参考となることを意識して策定している。また地震、津波、土砂災害など様々な災害がある中で、本ガイドラインでは、これまでの様々な被災経験や対応例をもとに、将来的に生じると考えられる様々な災害にも対応できるように、災害対策の上での基本的な考え方や対応姿勢を記載した。

さらに本ガイドラインは、主に家庭動物等*のうち犬や猫などのペットとそれらを飼養する被災者を対象とし、避難生活中のペットの適正飼養を支援する観点から、人とペットの災害対策について検討する際に活用されることを想定している。

なお、本ガイドラインで示す項目は、飼い主がペットと避難行動を共にすること（同行避難など）を想定しているが、その実施にあたっては、飼い主及び災害対応従事者の安全の確保を前提としている。

* 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年5月28日環境省告示第37号 最終改正：平成25年8月30日環境省告示第82号）

第2 定義

この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物 並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。

本書で用いる主な用語について、以下にその意味を解説する。

<用語の解説>

● ペット

本ガイドラインでは、家庭動物等のうち、犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類などを指す。ただし、特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含まない。

● 適正飼養

適正飼養という言葉には幅広い意味があるが、通常、人間社会の中でペットを飼う際に最も重要となるのは、ペットを飼うことが他人の迷惑にならないようにすることである。特に大勢の避難者が共に生活することを強られる災害時には、この観点からの適正飼養が重要なものとなるが、その実現には、平常時からのペットの十分なしつけや準備が必要である。

またペットの飼養者は、ペットの健康と安全を守る責務も負う。この観点からの適正飼養とは、それぞれのペットの習性などを踏まえた、ペットの健康や正常な行動のための適切な飼養をいうが、災害時には、人の健康維持に必要な環境さえ期待できない状況のなかで、ペットの飼養のために必要十分な環境を整えることは難しい。したがってペットの飼養者は、他人に迷惑がかからない状況の確保を常に考えながら、ペット自体の健康と安全が確保できるように努める必要がある。

● 「自助」、「共助」、「公助」

「自助」とは、自分で自分の身を助けること。他人に依頼せず、自らの力でことを成し遂げること。「共助」とは、互いに力をあわせて助け合うこと。「公助」とは、行政機関などの公的機関が援助すること、といった趣旨で用いられる。

本書では、これらの考え方を、防災の面から以下のように仮定して用いる。

- ・「自助」：「自分の命は自分で守る」という意味で防災の基本。特に発災直後の行動は、自身の安全を確保するために避難すべきか、そのまま留まるべきかの判断に始まり、自己が所有し管理するペットの安全確保や飼養も自助が原則となる。通常、災害時の対応は、自助が7割とも8割とも言われる。
- ・「共助」：企業、地域の集まりなどのコミュニティのメンバーが共に助けあうこと。自助による個人の安全の確保が前提条件となる。
- ・「公助」：行政機関による支援活動であり、初動が遅れる傾向にある

ので、「公助」が開始されるまでは実質的に「自助」や「共助」が災害対応上の主体になる。なお、「公助」が開始された後も「自助」が原則となる。

● 広域支援

大規模な災害の発生時に被災自治体等の機能を復旧し、災害救援活動が開始できるように外部（被災していない自治体等）から支援する仕組み。

支援の内容は、機能復旧や救援活動のための人員派遣、意思決定のための情報や資料の提供、災害に関連する情報の収集と発信、現地動物救護本部等の立ち上げのための関係機関等との調整、物資や技術、義援金の支援など多岐にわたる。

● 受援

受援とは、支援を受けること。本ガイドラインでは、主に、支援を受ける際に迅速な受入れ体制がとれるように、その方法や手順をあらかじめ検討し、決めておくことについて取り上げる。

● 避難所

災害時に避難するための施設や場所を示す総称。市区町村により指定された指定避難所の他、近隣の公園や駐車場などに住民が集まって生活を始める自発的な避難所もある。

● 指定緊急避難場所

居住者などが災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所で、市区町村長は「災害の種類に応じて適切な避難場所を予め指定しておくこと」とされている。

この災害の種類例としては、「洪水」、「崖崩れ、土石流、地滑り」、「高潮」、「地震」、「津波」、「大規模な火事」及び「内水氾濫や噴火（火山現象）」などがあり、その種類によって、指定を受けた避難場所が異なることに留意が必要である。また、指定緊急避難場所が指定避難所を兼ねる場合もある。

（参照：内閣府による指定緊急避難場所の指定に関する手引き：平成 29 年 3 月
<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/shiteitebiki.pdf>）

● 指定避難所

避難した居住者などが災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった居住者などが一時的に滞在する施設で、市区町村長が指定したもの。

一般的にペットの受入れが課題となるのは、この指定避難所である。

● 在宅避難

地震などの災害の際には、まず、より安全な場所に緊急に避難するが、その後に自宅の安全性が確認され、自宅で継続して居住できると判断した場合に、避難所などのような他所ではなく、自宅で避難生活を行うこと。避難生活の基盤が自宅にあれば、食事や入浴などの支援を避難所等で受けていたとしても在宅避難にあたる。なお、災害時に被災者が集中し、指定避難所への収容が困難になる可能性がある大都市部などでは、強固な建築物などに居住する住民に対しては、在宅避難を薦めている自治体もある。

● 同行避難

災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、指定緊急避難場所等まで避難すること。同行避難とは、ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではない。

なお、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府）では、「同伴避難」という用語が用いられている。「同行避難」が、ペットとともに安全な場所まで避難する行為（避難行動）を示す言葉であるのに対して、「同伴避難」は、被災者が避難所でペットを飼養管理すること（状態）を指す。ただし、同伴避難についても、指定避難所などで飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なることに留意が必要である。

● 現地動物救護本部等

自治体、地方獣医師会、民間団体等が、災害の発生時に被災地において動物救護活動を実施し、被災ペットや飼い主に対して必要な支援を行うために設置される組織。被災地から避難したペットと飼い主を支援するために、近隣の自治体に設置されることもある。

なお本文中で、現地動物救護本部等とあるのは、これまでの災害の際

に設置された、同様の機能を持つ組織の名称が「動物救護本部」には限定されていないことによる。

● 一般財団法人 ペット災害対策推進協会（略称：ペット災対協）

天災や人災などの不測の緊急災害時に、被災したペットの救護や円滑な救護活動の確保を目的として、（公財）日本動物愛護協会、（公社）日本動物福祉協会、（公社）日本愛玩動物協会、（公社）日本獣医師会などを主な構成団体として、平成8年に設置された「緊急災害時動物救援本部」の事業と資産を引き継いで設置された広域組織。平成26年に法人化された。

災害時のペットの救護支援のみならず、ペットとの同行避難の普及啓発、災害時の救護ボランティアの育成や研修、全国各地の災害対策用資材の備蓄基地の整備など、災害発生に備えた平時からの活動を目的とする。特に災害の発生時には、被災地の自治体や獣医師会、現地動物救護本部等と連携を取りながら被災ペットの救援物資や資金などの提供活動を行うとともに、現地の動物救護本部等が行う被災ペットの救護のための義援金募集事務の代行などを行う。

● 動物救護施設

災害時に被災ペットの一時保管や、負傷動物、放浪動物を収容する施設。自治体の保健所や動物愛護センター、民間団体が運営する保護施設など既存の動物飼育施設や敷地を利用して被災ペットを収容する場合と、適切な施設などが確保できない場合や既存施設では収容しきれない場合に、臨時に増設または新設して収容する場合がある。

動物救護施設は、災害発生時の緊急時対応を目的とした時限的な施設であり、災害時対応が終息した場合は、発生前の状態に復するのが一般的である。

● 所有者明示

ペットに迷子札、マイクロチップ、鑑札、狂犬病予防注射済票などを装着することにより、飼い主の氏名や連絡先などが把握できるよう明確にしておくこと。このことにより、ペットと飼い主がはぐれた場合でも第三者が飼い主を特定でき、早期の返還につながる。なお、飼い主の名前や連絡先などが特定出来ない首輪のみの装着は、所有者明示としては不十分である。また、マイクロチップを装着した場合は、（公社）日本獣医師会などにマイクロチップ番号と連絡先などを登録しておくことが

必要である。

● 放浪動物

本ガイドラインにおいては、災害により飼い主とはぐれるなど、何らかの理由で放浪状態となり、飼い主による飼養管理が受けられなくなったペットを指す。もともとその地域にいた野良犬や野良猫などは含まない。

総説Ⅲ

災害対応における基本的な視点

1 災害時の対応は飼い主による「自助」が基本

災害への対応には、いわゆる「自助」、「共助」、「公助」があり、人の災害対策では、何よりも「自助」、次いで「共助」が基本だとされている。大規模な災害ともなれば、発生直後の「公助」に大きな役割を期待することが難しく、まずは「自助」により自分自身の身を守ることが必須になる。

このことは、ペットの飼い主にとっても同じである。災害時に行われる行政機関による支援（公助）では、人の救護が基本であることから、災害の発生当初には、ペットフードや水などの支援ですら困難なことが多い。飼い主はこうした場合にあっても、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、災害を乗り越えてペットを適正に飼養管理していく責務を負っている。したがって普段から、災害時に必要となる備えをし、地域社会に受け入れられるように、ペットを適正に飼養管理する必要がある。

発災時に、飼い主が自身の安全を確保した上で、災害の状況を見極め、より安全な避難場所を確保するために、ペットと共に避難行動（同行避難など）をとることがペットを守るための第一歩である。自治体によっては、堅牢なマンションなどでの在宅避難を推奨しているところもあるので、あらかじめ、それぞれの自治体における避難のあり方を確認しておくことも必要になる。

また、飼い主は、自宅からの避難が必要となる災害が発生し、ペットと同行避難する必要性が生じることを想定して、平常時から、災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認等はもちろんのこと、ペッ

トが社会の一員としての適性をもつべきことを認識し、ペットの同行避難に必要なしつけや健康管理を行うことも飼い主の責務である。

避難先では、ペットの世話やペットフードの確保、飼養場所の管理は原則として飼い主の責任で行うことになる。大勢の人が共同生活を送る避難所や応急仮設住宅（復興住宅等を含む。）において、ペットを原因としたトラブルが生じないように、ペットを飼養していない避難者に配慮するとともに、ペットの健康と安全を確保するための措置を講じるなど、飼い主には、平常時以上に、適正な飼養管理をするための努力が求められる。

飼い主がペットの防災を考え、十分な備えをすることは、自分自身や家族についても災害に備えることにつながり、「自助」によるペットの災害対策を講じることが、自分自身や家族、さらには地域の防災力の向上にもつながるのである。

2 救護活動の対象となるペットの考え方

災害が起きた際に、ペットと飼い主を救護し、適切な飼養管理を支援するために、被災地の自治体が、その災害において救護活動の対象とするペットの考え方や対象地域の条件を速やかに明確にすることは、被災地の限られた人材や施設、予算などを有効に利用して迅速な救護活動を進めるうえで、また被災地以外の地域や自治体等に必要な支援を要請する上で非常に重要である。

したがって、救護活動の対象となるペットや地域の考え方は、被災自治体が、発災後の早いうちに決定して公表する必要がある。これまでの経験からの一般的な考え方としては、対象となるペットに飼い主がいること、対象とする地域は災害救助法が適用された地域であること、災害により飼い主と放れたペットが数多く放浪した状態にある地域であることなどが挙げられる。なお、保護されたペットを救護活動の対象動物として取り扱う期間は、被災状況や救護活動の進展状況などを勘案して決定する。

3 自治体が行う災害時のペット対策の意義

災害時に行政機関が担う役割は、一義的には被災者の救護である。こ

のため、ペット対策には手が回らない事態になることも多い。行政機関が行う災害時のペット対策は、被災者を救護する観点から、災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援するものである。

また、被災地で飼い主とはぐれ、放浪しているペットを保護する必要も生じる。これはペットとはぐれた被災者の心のケアの観点から重要なだけでなく、放浪動物がもたらす被災地の生活環境の悪化を防止し、公衆衛生の確保にも寄与する。

自治体が行う災害時のペット対策は、①発災から避難所での避難生活までの間の対策と、②避難所を出た後の応急仮設住宅などでの生活以降の対策の二つに区分できる。全期間を通じて飼い主の責任によるペットの飼養管理が基本になるものの、①では、ペットの一時預りや避難所での飼養環境の整備などを通じての支援があり、②の段階では、被災者が置かれた状況に応じて、ペットの長期預かりなどのニーズが生じることがある。

ペットを連れて被災者が必要とする支援を自治体が担うことは、ペットの飼い主の早期自立を支援することであり、ペットの健康と安全の確保にも寄与する。同時にペットを飼養しない多くの被災者とのトラブルを最小化させ、全ての被災者の生活環境の保全を図ることになる。

4 多様な主体の連携と協働

大規模な災害時に自治体は、避難所の運営などに数多くの人員を割かれるため、平常時には行っていた動物の保護などができなくなることが多い。

現地動物救護本部等は、自治体と地方獣医師会などで作る組織だが、その立ち上げを地方獣医師会が率先して主導することで、発災直後は、ペットに対する活動が困難になりがちな自治体が主導するよりも円滑な立ち上げと支援が可能になる場合がある。したがって、被災者に対して早急で円滑な支援をするためには、災害発生直後の活動のあり方を、あらかじめ関係機関や団体間で定めておくことが重要である。

また、災害の発生時には多くの民間支援団体が被災地に入るが、ペットを対象とした支援の場合は人間の救護の場合とは異なり、活動のルールや行動規範がいまだ明確ではない。現地での活動をより効果的なもの

本編Ⅰ
本編の位置づけ

本編Ⅱ
飼い主への普及啓発

本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編Ⅴ
参考事項

資料編

とするためには、被災地において民間支援団体等の活動を調整しコーディネートする機能が必要であり、そうしたコーディネート体制のあり方についても検討し準備しておく必要がある。

災害時には多くの人手が必要になるので、安心して任せられる人材の確保は非常に重要である。自治体や地方獣医師会は平常時の活動を通じて、民間団体などと良好な協力関係を築いておき、災害時に協働して支援活動ができるような体制を整備しておくことで、自らの地域が被災したときはもちろんのこと、他の地域で広域からの支援が必要になった際にも、受援側が安心して委ねられる広域支援の実施が可能となる。

5 広域支援の考え方

大規模な災害の際に被災地は、人や建物、インフラなどがともに大きな被害を受けるが、地域の中核となる都市が被災した場合は、都市機能が停滞する中で災害救援活動を開始するには困難を伴う。したがって、今後、発生が予測されている広域災害を視野に、広域の支援が相互に行える自治体間等での共助（互助）としての体制整備が必要とされている。

災害への備えをあらかじめ十分にしていた場合でも、県庁所在地等の直下を震源とする地震が発生した場合などは、自治体や地方獣医師会が被災し、現地動物救護本部等の活動が速やかに開始できないこともある。このため、各自治体は、近隣の自治体や地方獣医師会等との間で、災害時のペットの救護や支援の広域的な連携のあり方をあらかじめ検討し、災害の発生時に広域な支援体制が取れるように、定期的に訓練をするなどの準備をしておくことが重要である。また、そうした広域の支援を円滑に機能させるためには、各自治体や地方獣医師会等が、前もって受援のあり方も検討し、他の地域からの支援の速やかな受け入れが可能になるように、受け入れ条件や環境を整備しておくことが望ましい。



コラム

なぜ、同行避難が必要なのか？

災害時には何よりも人命が優先されるが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要である。このことは、平成7年の阪神淡路大震災の活動報告書「兵庫県南部地震動物救援本部活動の記録（兵庫県南部地震動物救援本部活動の記録編集委員会編.1996）」でも述べられている。また、平成12年の三宅島噴火被害や平成23年の東日本大震災では、放浪状態のままに放置されて野犬化した犬が住民に危害をもたらす恐れや、不妊処置や去勢がされないまま放浪状態となった犬や猫が繁殖し、在来の生態系や野生生物に影響を与えるなどの恐れが生じたため、被災地に人員を派遣して、保護や繁殖制限措置を取らなければならない事態となった。

こうした事後の問題を軽減するためにも、災害時のペットとの同行避難を推進することは必要である。

しかし、当然のこととして、飼い主とペットが安全に避難するには、飼い主自身の安全の確保が大前提となる。東日本大震災では、いったん避難した飼い主がペットを避難させるために自宅に戻り、津波に巻き込まれたケースや、発災が平日の昼間だったことから、飼い主が自宅にいなかったケースもあった。このように、災害が起こった時に飼い主がペットと一緒にいるとは限らないことや、人命を優先させるためにやむを得ずペットを自宅に残して避難せざるを得ない状況もあること、また、不測の事態によりペットとはぐれてしまうケースなどがあることも想定しておく必要がある。

こうした状況を踏まえた時、飼い主責任による同行避難を前提としながらも、個人での対応には限界がある場合に備え、自治体等が飼い主の支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備することは、ペット飼養者だけではなく、被災者全体が安心して安全に避難するためにも重要である。

総説

本編Ⅰ
本編の位置づけ本編Ⅱ
飼い主への普及啓発本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの本編Ⅴ
参考事項

資料編



広域支援の事例

国

「平成 23 年 東日本大震災」

- 被災地の避難所に動物用ケージ 1895 個・テント 56 張りなどを提供し、避難所でのペットの飼養を支援した。

「平成 23 年 福島県第一原子力発電所の事故に伴う動物救護活動」

- 緊急避難により被災地に残されたペットの救護活動を、福島県と協力して実施。
- 人員の派遣、動物保護シェルターの設置、取り残された動物の保護などを行った。

「平成 28 年 熊本地震」

- 被災地に職員を派遣し、熊本地震ペット救護本部の立ち上げを支援した。
- 九州・山口 9 県災害時愛護動物救護応援協定参加自治体に行政獣医師の派遣を要請し、各避難所におけるペットとの同行避難の状況などを調査した。
- 応急仮設住宅建設予定の県内の市町村にペットの飼養を要請した。

自治体

「平成 23 年 福島県第一原子力発電所の事故に伴う動物救護活動」

- 環境省と福島県が実施した警戒区域内からの動物救護活動に対し、全国の自治体から人員を派遣し、被災地に残されたペットの救護活動に協力した。

「平成 28 年 熊本地震」

＜一時預かり・譲渡＞

- 九州・山口 9 県災害時愛護動物救護応援協定に基づく九州自治体内での一時預かり・譲渡を行った。九山協定による譲渡数は鹿児島県（犬 1 頭）、福岡市（犬 7 頭）、福岡県（犬 3 頭）、計犬 11 頭であった。
- 自治体の要請による一時預かり・譲渡は、東京都の猫 5 匹など、合

計で犬 17 頭、猫 55 頭であった。

- 被災動物の一時保護のため、熊本市動物愛護センターで収容されていた動物の一時預りと譲渡に協力した。

<人員支援>

- 熊本地震ペット救護本部の構成団体である（一社）九州動物福祉協会が設置した「熊本地震ペット救援センター」（大分県玖珠郡九重町）の運営支援として、九山協定に基づき九州各県と山口県から人員を派遣した。

- 全国自治体による人員派遣による支援は以下の通り。

全国知事会要請：岡山県 6 名（4 月 27 日～5 月 31 日）

東京都 9 名（6 月 6 日～7 月 1 日、8 月 3 日～9 月 27 日）

九州知事会要請：鹿児島県 2 名（6 月 13 日～6 月 24 日）

獣医師会

「平成 28 年 熊本地震」

- （公社）日本獣医師会は被災地の獣医師会に対し、人員支援として事務職員を派遣し、現地救護本部の設置を支援した。また地方獣医師会の協力を仰ぎ、継続的に獣医師を派遣し、拠点を設けて熊本県獣医師会とともにペットの健康相談を行った。相談内容の内、治療を要する動物は診療可能な動物病院に紹介した。また、（公社）日本獣医師会内で集めた義援金を用いた診療券を作成して配布した。これにより、被災者は 1 人につき、2 万円までのペットの診療補助が受けられ、また診療を行った動物病院に対しては、義援金から診療費が支払われた。この結果、被災地の動物病院が安心して獣医療支援を行える環境が整備された。さらに、熊本地震による被災者が飼養するペットを一時預かりする目的で緊急に整備・開設された「熊本地震ペット救援センター」（現在は九州災害時動物救援センター）について、（公社）日本獣医師会が「特定寄付金及び指定寄付金に関する指定」を受け、募集した義援金を活用し、同センターの施設改修・整備を行った。

ペット関連業界

「平成 28 年 熊本地震」

- ペット災対協がテントやケージを調達・送付し、加盟企業は原価で出荷するなどの協力を実施。義援金の募集を代行。(一社) 全国ペット協会が被災動物などの移送に協力。(一社) 日本ペットサロン協会が被災ペットのトリミングなどによる衛生管理に協力。

総説Ⅳ 災害時のペット対策に係る法制度の整備状況

行政機関による災害時対応の根拠となるのは、災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）である。政府は、「防災基本計画」を定め、その基本計画に基づいて、各省庁等において所掌分野別の「防災業務計画」を策定する他、都道府県や市区町村は「地域防災計画」を策定する。地方公共団体が「地域防災計画」を策定する際には、「防災業務計画」も参考にすることとなっている。

平成 26 年 1 月の「防災基本計画」の修正において、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養等に関する事項が追加された。また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震を踏まえて、平成 28 年 8 月、環境省の「防災業務計画」においても、災害時のペット対策に関する記述が強化され、自治体の「地域防災計画」の作成の基準となる事項に、次の 2 項が追加されるとともに、「地域防災計画」の策定にあたっては、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（改訂後は、本ガイドライン）」を参照することも追記された。

- 1) 災害予防：飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策、救護活動の方法及び関係機関との協力体制の確立等に関する事項（現地動物救護本部の設置に関する事項を含む）
- 2) 災害応急対策：被災した家庭動物の同行避難の把握などの情報収集、被災した家庭動物の保護収容、避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物由来感染症上必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分の方法等に関する事項

一方、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）では、平成24年9月の法改正により、法第6条に基づき都道府県が策定する「動物愛護管理推進計画」に定める事項として災害時対策が追加されるとともに、第38条の動物愛護推進員の役割には、「災害時に、国または都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等の協力に関する施策に必要な協力をすること」が追加された。

また、改正法を踏まえて、平成25年8月に改訂された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」では、2 施策別の取組に（8）災害時対策、②講ずべき施策として以下が記載されている。

ア 動物愛護管理推進計画に加えて、地域防災計画においても動物の取扱い等に関する位置づけを明確化すること等を通じて、所有者（飼い主）責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図ること。また、関係省庁は、その体制の整備に向けた調整を図ること。

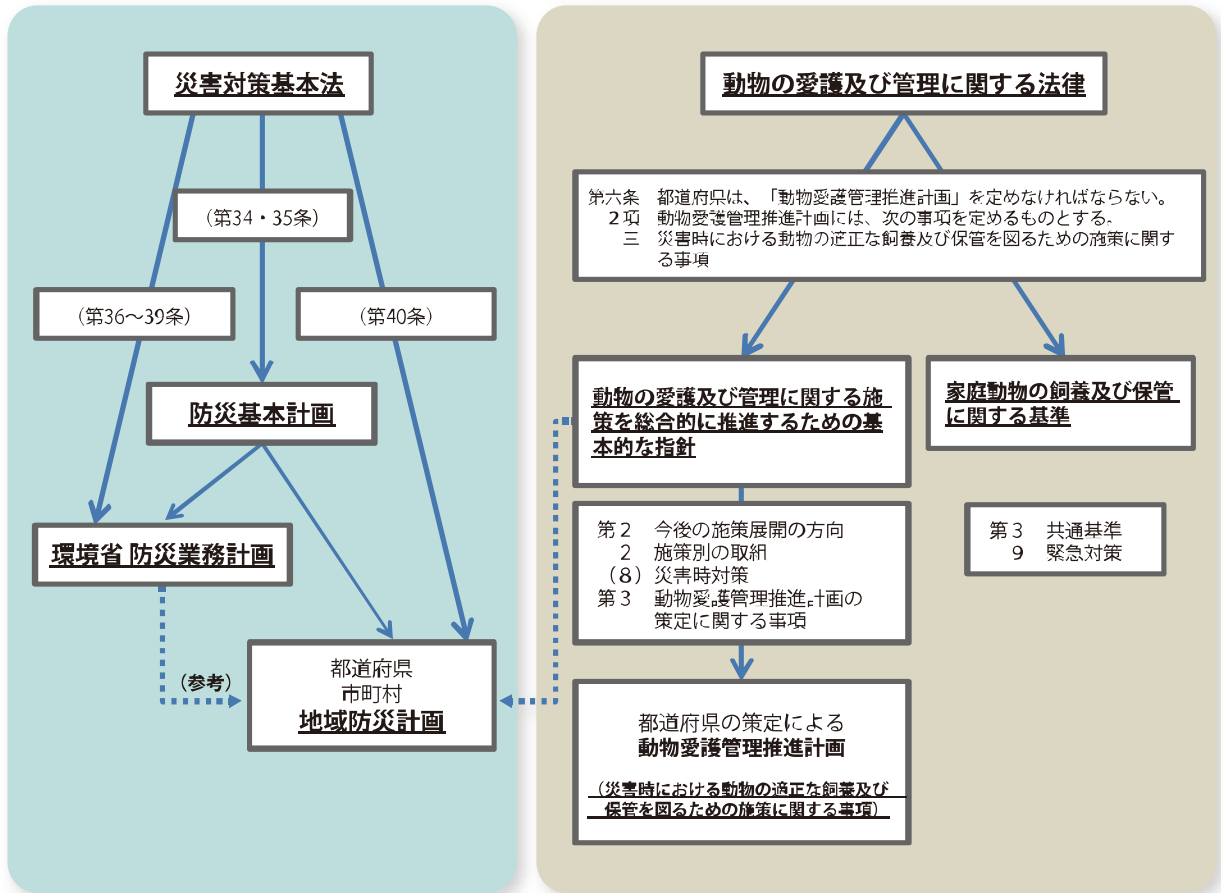
イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。

ウ 災害時に民間団体と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を推進すること。

現在、各自治体において、国の「防災基本計画」を踏まえ、環境省等の「防災業務計画」や「動物愛護管理基本指針」を参考として、「地域防災計画」が修正され、各自治体の実情に応じながら、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養等に関する事項が盛り込まれている。



防災対応に係る体系図



総説 V 平常時と災害時におけるそれぞれの役割

1 飼い主の役割

災害の発生時にペットを守るのはその飼い主であることから、ペットを守るためには、まずは飼い主が無事であることが必要となる。そのため、飼い主がペットの防災を考えることは、ペットだけではなく飼い主自身の災害対策を考えることに他ならない。飼い主が自らの安全を確保できるように備えることで、災害時にもペットを適切に飼養することが可能になる。

自治体や現地動物救護本部等（以下、「自治体等」という。）による災害時のペット対策での支援は、しつけや健康管理など、平常時に飼い主が十分な飼養管理の責任を果たしていることが前提となっている。災害

総説

本編Ⅰ
本編の位置づけ

本編Ⅱ
飼い主への普及啓発

本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編Ⅴ
参考事項

資料編

の発生時に避難所などに避難するような場合には、動物由来感染症等が他の避難者やペットに感染しないようにすると共に、各避難拠点が定めたペット管理のルールを遵守する必要がある。そのために健康面やしつけを含めた、ペットの平常時からの適正な飼養が、最も有効な災害対策になる。また、多数のペットを飼養する時は、同行避難することが可能な頭数が否かについても、十分に検討しておく必要がある。

飼い主の役割とは、ペットを飼うという権利に付随して果たさねばならない義務を常に意識し、災害に対する「十分な備え」をするとともに、常に飼養者の責任を果たす「心構え」をもつことである。



飼い主が行うべき対策の例

平常時

- 住まいや飼養場所の防災対策
- ペットのしつけと健康管理
- 不妊・去勢処置
- ペットが行方不明にならないための対策（鑑札、迷子札、マイクロチップなどによる所有者明示）
- ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- 避難所や避難ルートの確認などの準備
- 避難所以外の避難先やペットの預け先の確保
- 飼い主同士の共助のためのコミュニケーションと良好な関係の構築
- 避難訓練への参加と家族単位の避難訓練（シミュレーション）の実施
- 携行できるペット情報のまとめ（治療記録、ワクチン接種歴など）

本編Ⅰ
本編の位置づけ

本編Ⅱ
飼い主への普及啓発

本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編Ⅴ
参考事項

資料編

災害時

- 人とペットの安全確保
- 避難が必要な際のペットとの同行避難
- 避難所や応急仮設住宅におけるペットの適正飼養（飼養マナーの遵守と衛生管理、ペットの健康と安全の確保など）

2 自治体の役割

自治体は災害の発生時に、飼い主が自己の責任で行うペットの同行避難や、適正な飼養管理ができるように、平常時から、飼い主に対してペットの飼養・管理方法を普及啓発する。また、ペットの保護や救護活動が必要な場合に備え、各行政機関や関係団体と連携して円滑な救護活動が協働できるように、地方獣医師会や民間団体、企業等と災害時の協定を締結しておく。さらに現地動物救護本部等の設置に向けた連携の準備や、災害の発生直後に、自治体による動物保護活動の開始が困難な場合の体制も検討し、自治体間で協力して、広域で対応する体制の整備も検討しておくことが望ましい。

なお、平成25年9月に施行された改正動物愛護管理法に、動物愛護推進員の活動として、災害時におけるペットの避難や保護等に関する協力が追加されたことを踏まえ、災害時の動物愛護推進員との協力体制も構築する。

災害が発生した際に自治体は関係機関と連携して、同行避難の推進、避難所での必要な飼養支援、放浪動物の保護や負傷動物等を救護するなど様々な役割を担う。自治体によるこれらの活動は、被災した飼い主への支援という観点から重要であり、ひいては、ペットを飼養しない被災者を含む全被災者への総合的な災害対策としても重要である。

都道府県等は、各自治体が策定した災害に関する計画や、次に掲げる項目などを参考に必要な対策を検討しておく。



都道府県等が行う対策の例

平常時

- ペットの適正な飼養、災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- ペットとの同行避難も含めた避難訓練
- 災害時のペット対策に関する連携体制の整備（災害協定、現地救護本部の体制、人材育成）
- 関係機関や団体、動物愛護推進員、他の自治体との災害時の動物救護活動に関する連携体制の整備に係る調整
- 避難所や応急仮設住宅でのペットの受入れ対策に関する、関係市区町村等との調整
- 動物救護施設を設置するための候補地の検討
- 災害時に協力が得られるボランティアリストの作成、ボランティアの育成
- 必要物資の備蓄と更新
- 動物由来感染症対策

災害時

- 危険動物の逸走などに係る対応（特定飼養施設の破損、特定動物の逸走状況などの確認、逸走時の対応など）
- 被災者と被災ペットについての情報収集
- 関係部局、国、他の自治体、地方獣医師会やペット災対協等との連絡調整やこれらへの支援要請
- 指定避難所や応急仮設住宅におけるペットとの同行避難の実態調査
- 被災地市区町村への、ペットとの避難や救護に係る指導と助言
- 避難動物、放浪動物などに関する相談窓口の設置
- 動物愛護推進員への協力の要請など

- 獣医師の派遣依頼と派遣調整
- 現地動物救護本部等の設置の検討
- 放浪動物や負傷動物の保護収容、返還や譲渡活動
- 被災住民への動物救護に関する情報の提供
- 避難に関わる情報の収集、適正な飼養の指導
- 動物由来感染症の防疫と予防
- 救援物資などの調達と保管場所の確保、輸送手段の調整と受け取り

市区町村は、各自治体が策定した災害に関する計画や、都道府県等や現地動物救護本部等からの要請に応じ、次の事項の実施を検討する。



市区町村が行う対策の例

平常時

- ペットの適正な飼養や災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- ペットとの同行避難も含めた避難訓練
- 避難所、応急仮設住宅へのペットの受入れと飼養に係る担当部局や運営担当（施設管理者など）との検討と調整、住民への周知

災害時

- ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援
- 指定避難所や応急仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ
- 指定避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養状況などに関する都道府県等への情報提供

- 指定避難所や応急仮設住宅でのペットの適正な飼養に係る指導と支援
- 都道府県や現地動物救護本部等が行う動物救護活動に対する支援の要請と連携協力
- 被災住民などへの動物救護や飼養支援に関する情報の提供

3 地方獣医師会の役割

地方獣医師会は、自治体や関係団体と連携し、(公社)日本獣医師会が作成した「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」(改定作業中)を参考に各地方獣医師会が作成する災害対策に関する計画やマニュアルなどに沿って協力や支援をする。

大きな災害に見舞われたときには、自治体が人の救護などに忙殺され、ペットへの対応などができない場合があるため、地方獣医師会が現地動物救護本部等の構成団体の場合には、積極的に救護本部の設置に努めることが望ましく、本部の設置後は構成団体として救護活動等を行う。また地方獣医師会は、避難所などにおけるペットの治療、健康管理に関する飼い主からの相談の受付など、被災地での獣医療に関わる支援を担う。

なお獣医師自らが被災して十分な支援が行えない場合も想定し、平常時から、近隣の地方獣医師会と災害時の連携などについて、検討しておくことが望まれる。

本編Ⅰ
本編の位置づけ

本編Ⅱ
飼い主への普及啓発

本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編Ⅴ
参考事項

資料編



地方獣医師会が行う活動内容の例

平常時

- 災害に備えたペットの健康管理などに関する飼い主への啓発
- 動物由来感染症対策
- ペットの同行避難も含めた避難訓練への協力
- 協力が可能な動物病院や獣医師のデータベースの作成
- 自治体や近隣地方獣医師会との災害時の協定に係る調整

災害時

- 都道府県等が実施する動物救護活動への協力
- 動物由来感染症の防疫と予防
- 現地動物救護本部等を設置した際に、本部構成団体として自治体と連携して動物救護活動を実施
- 避難所などへの獣医師の派遣と避難動物の健康管理、公衆衛生対策に係る支援
- 飼養困難なペットの一時預かりや譲渡の支援
- 負傷動物などの治療や保管
- 近隣地方獣医師会への支援要請（人材派遣、一時預かり、譲渡など）

4 民間団体・民間企業等の役割

(1) 民間団体

民間団体とは、動物愛護団体をはじめとした動物に関連した民間の団体のことである。これらの民間団体は、平常時から所在地の自治体等と

協力関係を築き、災害時に自治体等が必要とする支援や協力を行うことが望ましい。そのために、発災時に自治体等と協働して行う活動のルールなどをあらかじめ定めておくことが有効である。

現地動物救護本部等の構成団体になっている場合などは、自治体や地方獣医師会等の要請のもとで、次に掲げる支援や協力を検討する。



民間団体が行う支援や協力の例

平常時

- 災害に備えたペットの適正な飼養などについての、飼い主への普及啓発への協力
- ペットの同行避難も含めた避難訓練への協力
- ペット災対協などの他の民間団体との協力関係の構築

災害時

- 救援物資の配布協力
- ペットの一時保管先や避難所、応急仮設住宅でのペットの飼養管理の支援
- 所有権が放棄されたペットの新しい飼い主探しへの協力
- ボランティアの管理などへの協力
- その他、自治体等が必要とする支援への協力

(2) 民間企業等

民間企業等とは、主に動物取扱業者やペット用品販売業者、ペット用医薬品販売業者やその他、ペット産業に関連した業界団体等である。民間企業は、自治体等が平常時から検討するペット用品などの備蓄や人材派遣に協力することが望ましい。

また、自治体や地方獣医師会、現地動物救護本部等が必要とする獣医

師や動物看護師、ドッグトレーナー、トリマーなど、動物の専門的知識や技術を有する人材派遣への協力や、必要な救援物資の供給などを平常時から検討しておくことが望ましい。



民間企業等が行う主な支援と協力の例

平常時

- ペット用品などの災害支援準備（備蓄など）
- 地元自治体や地方獣医師会等との連携と協力
- 災害の発生に備えた動物取扱業者同士の連携や協力体制づくり

災害時

- ペット用品などの提供
- 専門的な人材の派遣や機材、車両などの提供による技術や動物輸送の支援
- 被災した動物取扱業者等が管理する動物の移動や保管などへの協力と互助

5 現地動物救護本部等の役割

現地動物救護本部等は、自治体や地方獣医師会、民間団体などで構成された、災害時に被災地で緊急対応として動物救護活動を担う組織だが、平常時から体制を整備して、災害発生時の本部の設置のタイミングや活動の在り方を、関係機関や団体の間であらかじめ定めておくことで、発災直後に迅速な活動が開始でき、円滑な被災者支援に結びつけることができる。

災害の発生時に、自治体や地方獣医師会等は現地動物救護本部等の設置の必要性を判断し（平常時に現地動物救護本部等の設置のタイミングが合意されている場合はその合意のタイミングによる。）、本部を設置す

る場合は構成団体や機関と調整して、飼い主支援や動物救護活動などをするために、次の各項目に係る活動を行う。



現地動物救護本部等が行う活動内容の例

平常時

- 現地動物救護本部等の組織体制の検討（本部長などの役職や活動での役割分担など）
- 設置要綱や活動規定等の準備（本部設置のタイミングや活動内容など）
- 義援金の受入れ口座等の準備
- 構成団体間の連絡体制の整備

災害時

- 情報収集と関係機関への連絡、広報活動（ペット災対協への支援要請と調整を含む）
- 物資の調達と配布
- ボランティアの確保・配置・管理
- 義援金の募集と活用
- 避難所や応急仮設住宅でのペットの受入れに関わる市区町村への要請
- 避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養・管理の支援
- 相談窓口の設置
- 保護が必要な動物への対応
- 動物救護施設の設置や運営
- 被災ペットの治療や一時預り、譲渡などに係る、動物病院への協力要請
- 人材や物資、活動資金、技術支援、情報提供の要請

本編Ⅰ
本編の位置づけ

本編Ⅱ
飼い主への普及啓発

本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編Ⅴ
参考事項

資料編

6 一般財団法人 ペット災害対策推進協会 (ペット災対協)の役割

(一財) ペット災害対策推進協会は、(公財) 日本動物愛護協会、(公社) 日本愛玩動物協会、(公社) 日本獣医師会の3団体等から構成され、大規模災害が起こった際などに地方自治体等の支援を行う。主に、現地動物救護本部等や被災地の自治体を人材、物資、資金の面から支援する。



ポイント ペット災対協が行う活動内容

平常時

- 環境省などの関係行政機関や民間団体・民間企業等との連携
- 既に組織化されている現地動物救護本部等や都道府県、地方獣医師会等との連携や協力協定の締結
- 都道府県、市区町村への情報提供
- 市区町村に対する避難所での動物飼養に対する助言
- 飼い主に対する同行避難や避難所でのペットの適正な飼養管理などに関する啓発
- ペット災対協の協力団体との物資支援に関する調整（支援リストの作成、災害時の送付方法など）
- 動物救護活動協力団体・施設のリスト作成、動物救護活動に関する研修（ボランティア、動物病院、動物取扱業者、ペットと泊まれるホテルなど）
- 動物救護活動ボランティア指導者の育成

災害時

- 情報収集と現地調査
- 環境省などの関係行政機関、被災地自治体や現地動物救護本部等、協力団体などとの連絡調整、活動に関する協力や支援
- 現地動物救護本部等の組織化と活動への支援
- ボランティア指導者の派遣、支援物資の送付調整
- 動物救護活動協力団体や施設リストの提供
- 義援金の募集代行（現地本部の口座が開設されていない場合）、海外からの支援の窓口

7 国の役割

国は、都道府県等の動物愛護管理担当部署や現地動物救護本部等、ペット災対協、その他関係機関・団体と連絡・調整し、被災地での人とペットの災害対策を支援する。



国が行う活動内容の例

平常時

- 家庭動物の適正な飼養や同行避難など、災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- 自治体への災害対策や過去の事例に関する情報の提供、災害対策の支援
- 災害対策に関する関係機関等との連絡調整

災害時

- 避難所における家庭動物のためのスペースの確保、応急仮設住宅における家庭動物の受入れ、被災した家庭動物の保護、危険動物（特定動物など）の逸走対策、動物伝染病の予防など衛生管理を含めた動物の管理などについて、被災地の都道府県等と連絡調整し、被災状況や動物救護活動の状況などに関する情報を収集して提供
- 必要な際の災害現地への職員の派遣と救護支援活動の実施
- ペット災対協と連絡調整するなど、被災地の動物救護活動を支援
- 関係機関等との災害に関する連絡調整、支援の要請や調整など

本編

本編 I 本編の位置づけ

本編は、自治体等が行う人とペットの災害対策について紹介するものである。

災害時には、何よりも人命が優先されるが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットとの同行避難など、ペットと共に避難行動を行うことは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要である。また、被災ペットが放浪したままに放置され、野良犬となって住民に危害をもたらすおそれもある。さらに、不妊去勢措置がされないままに放浪している犬や猫が繁殖し、在来の生態系や野生生物に影響を与えるおそれがある他、生活環境の保全に支障をきたすおそれもある。こうした事後対応の負担を軽減するためにも、飼い主はペットと共に避難行動を行うことが必要である。

一方で、飼い主とペットが安全に避難するためには、まず飼い主自身の安全を確保することが大前提となる。東日本大震災においては、いったん避難した飼い主がペットを避難させるために自宅に戻り、津波に巻き込まれたケースや、発災が平日の昼間であったことから、飼い主が自宅にいなかったケースもあった。このように、災害が起こった時に飼い主がペットと一緒にいるとは限らないことや、人命を優先させるためにペットを自宅に残して避難せざるを得ない状況もあること、また不測の事態によりペットとはぐれてしまうケースもあることを想定する必要がある。

災害時におけるペットの対策は、飼い主による「自助」が基本である。飼い主は、日常からの適正飼養や避難生活で必要となる物資の備蓄を行うなど、災害の発生に備えておくことが重要であり、災害の発生時には、同行避難などの実施や避難所でのペットの適正飼養など、その果たすべき役割は大きい。一方で、災害の発生時に、飼い主責任による同行避難や適正飼養などを前提としながらも、個人での対応に限界がある場合に備えて、自治体等が飼い主への支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救

護体制を整備することは、ペットの飼い主を含めた被災者全体が安全・安心に避難生活を送るために重要である。

さらに、特に大規模な災害の発生時には、被災地の自治体のみでは迅速な対応が困難な場合もあるため、地方獣医師会、動物愛護推進員、ボランティア団体などとの連携や、自治体の区域を越えた広域での支援と受援のあり方についても検討しておくことが必要である。

本編では、自治体等が飼い主に対して行う平常時と災害発生時の飼い主の行動に関する普及啓発事項を整理するとともに、自治体等が自ら関係機関等と連携しながら行う、平常時と災害発生時の時期別の対策について記載した。また、災害時対応を支えるための人材、物資、資金などに関する事項や、負傷動物や放浪動物の保護、動物飼養施設を設置する場合の留意点などについても取りまとめている。本編は、各自治体が地域の実情に応じて、人とペットの災害対策を検討する際の参考資料として作成したものである。

なお、本ガイドラインで示す人とペットの災害対策を、フロー図として示した。



人とペットの災害対策のフローと主な内容

総説

本編1
本編の位置づけ

本編1
飼い主への普及啓発

本編3
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編4
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編4
参考事項

資料編

事前の備え

飼い主

- ・住まいの防災対策
- ・ペットのしつけと健康管理
- ・ペットの所有者明示
- ・情報収集と避難訓練
- ・家族や地域住民との連携
- ・ペットの一時預け先の確保

本編II 1

自治体等

- ・ペットの災害対策に関する飼い主への普及啓発・避難訓練
- ・災害時におけるペット対策に関する連携体制の整備
- ・情報の収集及び共有方法の検討
- ・指定避難所、応急仮設住宅におけるペットの受け入れ対策に関して、関係市町村等との調整
- ・必要物資の備蓄・更新
- ・機材金の募集方法の検討

本編III 1

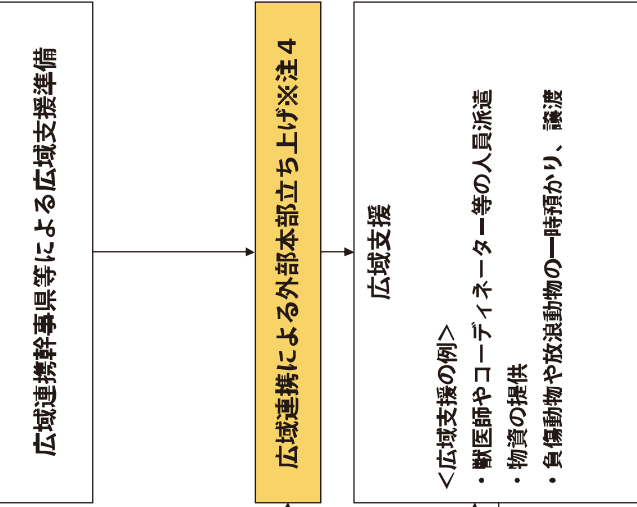
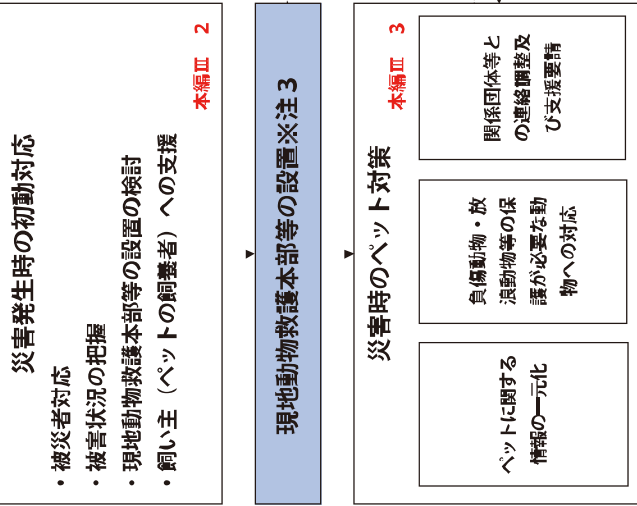
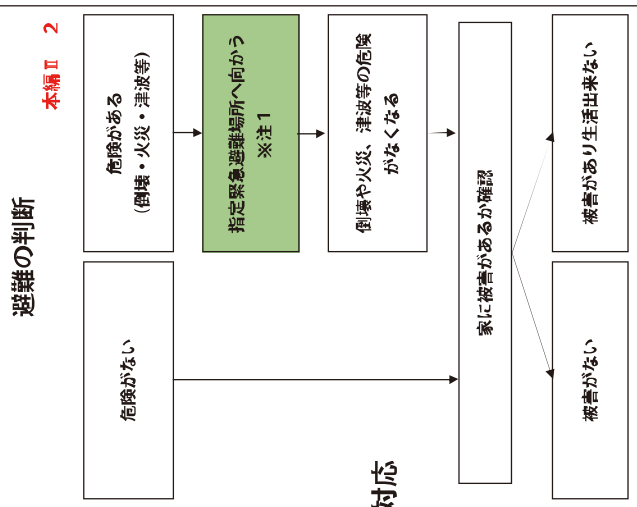
広域支援組織

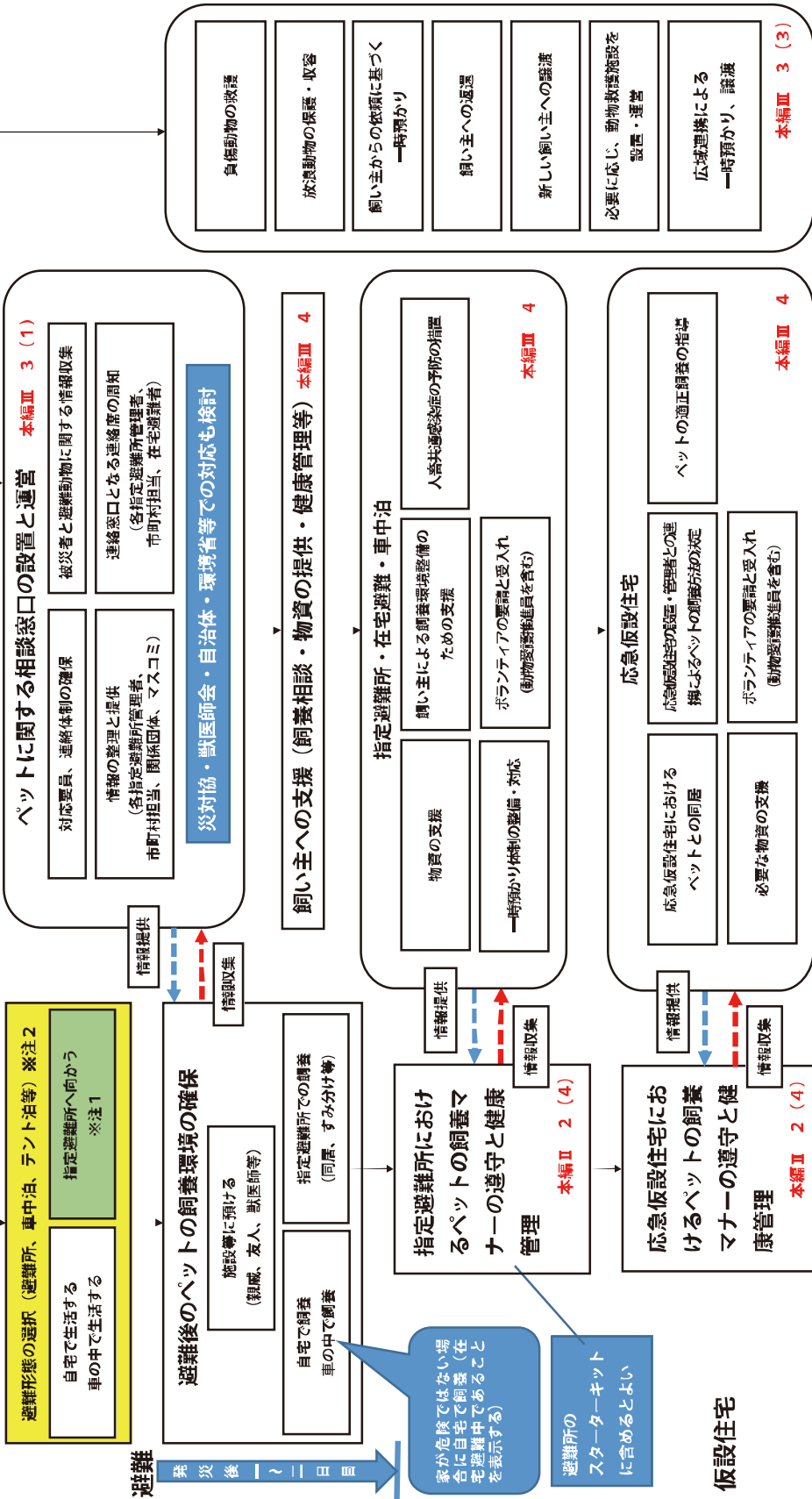
- ・ペットの災害対策における広域連携に係る避難訓練
- ・災害時におけるペット対策に関する連携体制の整備
- ・ボランティアの育成・連携体制の調整
- ・必要物資の備蓄・更新
- ・機材金の募集方法の検討

本編III 1

飼い主用
スターターキット
があるとうい

発 災





原則は飼い主の安全を確保した上での同行避難。外出中で離れている場合やペットが逃げだして見つからない等、同行が困難な場合には、飼い主の避難を優先する。逃げ出して保護が必要なペットについての相談は「ペットに関する相談窓口」。

避難の形態は、災害の種類や地域状況により大きく異なる。避難所利用、車中泊、テント泊等が考えられるが、それぞれペットとの同居または別居となる。別居の場合には、いずれの避難形態であっても、ペットの預け先の確保が必要となる。

自治体は、現地動物救護本部設置の有無に関わらず、以下の災害時におけるペット対策活動をおこなう。なお、現地動物救護本部を設置した場合には、自治体は各構成団体と連携して活動する。

運搬予定被災者は、現地動物救護本部の依頼を受けて、以下の災害時におけるペット対策活動をおこなう。なお、発災初期の現地動物救護本部の設置が難しいと判断された場合には、外部動物救護本部を立ち上げ、被災者の現地救護本部体制が整うまで統括本部として活動する。

- 注1
- 注2
- 注3
- 注4

本編II 飼い主への普及啓発

災害が発生した際、ペットの安全は飼い主自らが守る「自助」が基本となる。また、自治体等による災害時のペット対策での支援は、平常時に飼い主が、しつけや健康管理などで十分な飼養責任を果たしていることが前提となっている。そのために自治体等は、平常時から飼い主に対し、災害に対する備えとしてのペットの適正な飼養の必要性や災害発生時の対応について普及啓発しておく必要がある。

飼い主に普及啓発すべき事項として、「1 平常時の備え」、「2 災害発生時の行動」を以下に示した。

1 平常時の備え

(1) 防災対策

災害時にペットを守るためには、まず飼い主が無事であることが前提となる。地震対策であれば、住まいの耐震強度の確認や補強、家具の固定など、まずは飼い主の身の安全のために備える必要がある。その上で、室内飼養でペットの飼育ケージを置く場所を決める際には、固定した家具のそばに配置したり、重量のある物がサークル内に落ちてこないような配慮をすることがペットの安全の確保につながる。

室内に放し飼いにしている場合、十分な耐震性を備えた建物であれば、ペットが逃げ込める場所として、地震対策を講じた一室や、押入れ用家具を固定・補強した押入れの下段のスペース、柱の多いトイレのドアを開けて固定するなどし、自宅内で比較的に安全性が高い場所をあらかじめ用意することが、安全の確保につながる。

犬を屋外で飼養している場合は、飼養場所の周囲にブロック塀やガラス窓、倒れやすい建物など、破損や倒壊のおそれのあるものがないか、土砂崩れの危険性はないかなどを確認しておく。

雨による増水被害が度々生じる地域では、天気予報に注意し、あらかじめ飼養場所を移動させたり、増水した際にも難を逃れられるように係留方法を工夫し、飛び上げられる場所を用意するなどの対策を講じておく。

また逸走防止のために、犬の場合には首輪や鎖が外れたり切れたりして逃げ出すおそれがないかを確認する。



住まいの防災対策

- 家具や飼育ケージの固定、転倒防止、落下防止
- 屋外飼養の場合は、飼養場所の安全確認（外塀やガラス窓の近くを避ける）
- ケージ、クレートなどペットの避難場所（隠れ場所）の確保

(2) ペットのしつけと健康管理

発災時に飼い主がペットを連れて避難しようとしても、ペットがパニックになり、いつもと違う行動を取る可能性がある。こうした状況下で、人とペットがすみやかに避難するためには、普段からキャリーバッグなどに入ることを嫌がらないことや、犬の場合は、「待て」、「おいで」などのしつけをしておく必要がある。

避難所でのペットの飼養においては、人や他の動物を怖がったり、むやみに吠えたりしないこと、ケージやキャリーバッグに慣れていること、決められた場所で排泄ができることなどが必要になる。社会化やしつけは、他人への迷惑となる行動を防止するとともに、ペット自身のストレスも軽減することにつながる。

避難所や動物救護施設では、ペットが体調を崩し、下痢や嘔吐、食欲不振などのストレス兆候を示すことが報告されている。また、他の動物との接触が多くなることから、感染リスクも高くなる。普段からペットの健康管理に注意し、予防接種やノミなどの外部寄生虫を駆除するとともに、トリミングなどを行いペットの健康と衛生を確保する。

さらに、逸走時の繁殖を防止するために、不妊去勢措置を実施しておく。不妊去勢措置には、性的ストレスの軽減、感染症の予防、無駄吠えなどの問題行動の抑制などの効果もある。



災害に備えたしつけと健康管理の例

犬の場合

- 「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけを行う。
- ケージなどの中に入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- 不必要に吠えないようにしつける。
- 人や他の動物を怖がったり攻撃的にならないように慣らしておく。
- 決められた場所で排泄ができるようにする。
- 狂犬病予防接種に加え各種ワクチンを接種する。
- 犬フィラリアやノミダニなどの寄生虫の予防、駆除を行う。
- シャンプーやトリミングにより身体を清潔に保つ。
- 不妊去勢措置を行う。

猫の場合

- ケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- 人やほかの動物を怖がらないように慣らしておく。
- 決められた場所で排泄ができるようにする。
- 各種ワクチン接種を行う。
- 寄生虫の予防、駆除を行う。
- 不妊去勢措置を行う。

(3) ペットの所有者明示 (マイクロチップ等による所有者明示)

ペットが逃げ出さないように日頃から十分な対策を講じておくことが前提だが、災害発生時には、ペットと離れ離れになってしまう場合もあるため、ペットが保護された際に飼い主の元に戻れるように、所有者明示をしておく必要がある。外から見えて誰でもすぐにわかる迷子札などをつけるとともに、脱落のおそれがなく、確実な証明となるマイクロチップを装着し、(公社)日本獣医師会などに所有者情報の登録を行うことで万一はぐれた際の返還の可能性を高めることが出来る。

なお、犬の場合は狂犬病予防法に基づき、鑑札(自治体が発行する登録の証明)と狂犬病予防注射済票を飼い犬に装着する義務がある。



行方不明にならないための対策例

犬の場合

- 首輪と迷子札
- 鑑札、狂犬病予防注射済票(飼い犬は狂犬病予防法により鑑札の装着、年一回の狂犬病予防注射をしたことの証明となる注射済票の装着が義務づけられている)
- マイクロチップ(必ず、(公社)日本獣医師会などに飼い主情報及び動物情報の登録を行うこと)

猫の場合

- 首輪と迷子札(猫の首輪はひっかかりを防止するために、力が加わると外れるタイプがよいと言われるが、これを利用する場合はマイクロチップの装着を強く推奨する)
- マイクロチップ(必ず、(公社)日本獣医師会などに飼い主情報及び動物情報の登録を行うこと)



コラム

マイクロチップとは？

- マイクロチップには、15桁の数字（個体識別番号）が記録されており、マイクロチップリーダー（読取器）をあてると、その数字が表示される。この番号とデータベースに登録されている飼い主の情報と照合することで、飼い主が判明する為、逸走して保護された際にも飼い主の元に戻ってくる可能性が高くなる。
- 直径2mm程度、長さ8～12mm程度の円筒型で、犬や猫では首の後ろ（背側頸部）の皮下に専用注射器で埋め込むのが一般的。
- 一度装着すれば、首輪や迷子札のように外れて落ちたりする心配が少なく、より確実な身元証明になる。
- マイクロチップを装着した後は、必ず（公社）日本獣医師会などにマイクロチップ番号や連絡先などの登録手続きを行い、転居などで登録情報を変更した場合は、変更手続きを行う必要がある。



マイクロチップリーダー



マイクロチップリーダー



マイクロチップ

(4) ペット用の避難用品や備蓄品の確保

在宅（自宅）避難では勿論のこと、避難先においてもペットの飼養に必要なものは、飼い主が用意しておく必要がある。避難指示などが出た場合に安全に避難場所まで避難できるように、リードやキャリーバッグなどの移動に必要な用品を準備しておく。それとともに、ライフラインの被害や避難生活に備え、ペットの飼養に必要な物資を備蓄し、必要な場合には持ち出せるようにしておく。指定避難所などにペット用の救援物資が届くまでには時間がかかることがあるため、少なくとも5日分（できれば7日以上）は用意しておくことよい。特に、療法食などの特別食を必要としているペットの場合は、さらに長期間分の用意が必要である。

また、救援物資は普段使用しているペットフードと同じ物が手に入るとは限らないため、ペットが好き嫌いなく救援物資を利用できるように日頃から備えておくことも飼い主に求められる。

備蓄品には優先順位を付け、優先度の高いものは避難時にすぐに持ち出せるようにし、人の避難用品とともに保管する。

なお、重い物、大きな物などは避難の妨げになるため、いったん避難した後で安全を確認してから持ち出せるように、屋外倉庫や駐車場など、保管場所を工夫する。



ポイント

ペットを避難させるために必要な避難用品の例

犬の場合

- 首輪とリード（逸走対策として小型犬などはリードを付けた上でキャリーバッグに入れる）
- クレートやケージ（扉のついたもの）
- 犬用靴下やバンテージ（大型犬を徒歩で避難させる場合、瓦礫などによる怪我を防止する）

猫の場合

- キャリーバッグやケージ（経年劣化によりプラスチック製の組み立て式キャリーバッグが分解したり、扉が開いたりしないように、ガムテープなどで周囲を固定するとよい）



ペット用の備蓄品と、持ち出す際の優先順位の例

優先順位 1 動物の健康や命に係わるもの

- 療法食、薬
- ペットフード、水（少なくとも5日分 [できれば7日分以上]）
- キャリーバッグやケージ（猫や小動物には避難時に欠かせないアイテム）
- 予備の首輪、リード（伸びないもの）
- ペットシート
- 排泄物の処理用具
- トイレ用品（猫の場合は使い慣れた猫砂、または使用済猫砂の一部）
- 食器

優先順位 2 情報

- 飼い主の連絡先と、ペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預け先などの情報
- ペットの写真（印刷物とともに携帯電話などに画像を保存することも有効）
- ワクチン接種状況、既往症、投薬中の薬情報、検査結果、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報

優先順位 3 ペット用品

- タオル、ブラシ
- ウェットタオルや清浄綿（目や耳の掃除など多用途に利用可能）
- ビニール袋（排泄物の処理など他用途に利用可能）
- お気に入りのおもちゃなど匂いがついた用品
- 洗濯ネット（猫の場合は屋外診療・保護の際に有用）など
- ガムテープやマジック（ケージの補修、段ボールを用いたハウス作り、動物情報の掲示、など多用途に使用可能）



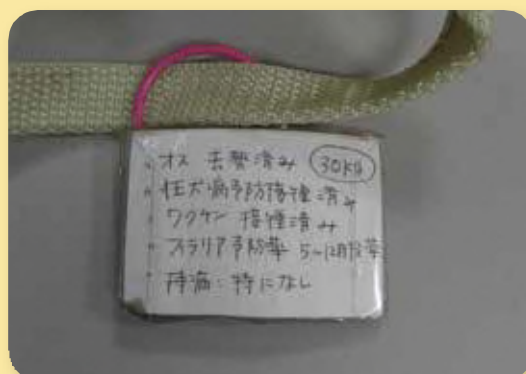
ペット用備蓄品の例



ペット用備蓄品（犬用）の例



ペット用備蓄品（猫用）の例



ペット用備蓄品保管袋に付けられた個体情報の例

(5) 情報収集と避難訓練

飼い主は、避難指示などが出た場合に備え、あらかじめ自治体の広報誌、ウェブサイトなどで住んでいる地域のハザードマップを確認し、被害想定を把握して対策を講じる。また防災計画、災害時の指定緊急避難場所、指定避難所の所在地、避難ルートなどを確認しておく。さらに指

総説

本編I
本編の位置づけ

本編II
飼い主への普及啓発

本編III
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編IV
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編V
参考事項

資料編

定避難所にペットを連れて行く際の注意事項や救援物資の受け取り場所なども、あらかじめ管轄の自治体に確認しておく。

実際に家族単位でペットを連れて指定緊急避難場所へ行く訓練を行い、所要時間や危険な場所、複数のルートなどをチェックしておくことで、より安全に避難することができる。



避難訓練でのチェックポイント

- ハザードマップでの危険箇所の把握
- ペットの受入れが可能な指定避難所の把握
- 指定緊急避難場所、指定避難所までの所要時間の確認、ガラスの破損や看板落下などの危険な場所の把握
- 通行できないときの迂回路の確認
- 指定避難所でのペットの反応や行動の把握
- 指定避難所での動物が苦手な人への配慮
- 指定避難所での飼養環境の確認
- 指定避難所が被災している場合の二次避難先の想定
- 災害の種類（津波など）により避難所が危険な地域にある場合の二次避難先の想定
- 事情により避難所（建物内外とも）へのペットの同行が不可能になった場合の避難先や預け先の想定



ペットとの同行避難訓練の注意点

ペットとの同行訓練を実施する際には、目的を明確にし、計画的に実施する。

初期の段階ではペットが避難所に避難してくることを周知する目的や、ペットとともに避難する実体験を目的とするが、徐々に、実際の避難時を想定した避難訓練に移行する。

発災した際には、避難所に机やケージが用意されておらず、受付やボランティア要員も配置されていない中で、到着した飼い主同士が協力し、避難所運営本部の指示を仰ぎながら状況に対応する必要がある。

また、事故防止のため、避難所のペット飼養スペースは、原則として飼い主や指定の者以外は立ち入りが制限されることが多い。特に子どもの咬傷事故対策として、「立入禁止」措置がとられるため、訓練時の「ペットふれあいタイム」などの催しは、この対策に逆行する可能性があることを理解した上で、注意喚起をしながら実施するなど、段階を経て訓練内容や状況を設定する必要がある。



地域の避難訓練の事例

仙台市

- 平成17年より毎年6月12日（宮城県沖地震が発生した日）に地域の防災訓練を実施しているが、この避難訓練では、仙台市動物管理センター及び仙台市獣医師会とボランティアによるペットとの同行避難と動物救護所設営運用訓練も実施されている。
- 東日本大震災での経験から、仙台市と協力ボランティア団体は、避難場所までのペットとの同行避難訓練をするだけでなく、避難所の運営管理者等と協力し、避難所運営の際に課題となる避難所でのペットの受入れスペースの確保などについても、実際に室内にペットを入れて確認している。

総説



実際のペットを同行



防災訓練参加者に説明



ペット同行避難住み分けモデルの展示



避難訓練参加消防署員に説明

片平市民センターにおける防災訓練の様子（仙台市）

本編I
本編の位置づけ

本編II
飼い主への普及啓発

本編III
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編IV
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編V
参考事項

資料編

（6）家族や地域住民との連携

地域で災害対策の会合や避難訓練を行うときなどに、ペットを連れて避難する方法を、家族や地域住民の間で話し合っておくことが望ましい。

また、普段から近隣住民と良好な関係を築けるよう、コミュニケーションや飼養マナーに気を配るとともに、万が一の時にはお互いに助け合えるよう、飼い主同士や近隣住民と防災について話し合っておくことも必要である。

飼い主同士でペットの家族会などをつくり、地域で飼われているペットの種類や頭数などを家族会のリーダーや地域の班長などと共有しておくことが望ましい。



家族や地域での話し合い

- 連絡方法や集合場所
- ペットの避難方法や役割分担
- 留守中の対処方法と協力体制
- 緊急時のペットの預け先の確保
- 物資の持ちよりや共同飼養などの申し合わせ

(7) ペットの一時預け先の確保

ペットの一時預け先について、指定避難所などでの飼養以外にも、親戚や友人など、複数の一時預け先を探しておくことが望ましい。

特に大型の動物や危険な動物など、専用の飼養施設が必要な動物については、避難所での受入れが困難なことから、飼い主は一時預かり先や飼養管理を検討・準備しておく必要がある。



多頭飼育について

多くのペットを飼養する場合は、避難用品や備蓄品の数量も頭数に応じて多くなる。また、飼い主自身が同行避難できる頭数には限りがあるため、全てのペットの安全を確保することが困難になる可能性が高い。多頭飼育にはこのようリスクがあることを飼い主は平常時から認識するとともに、災害時に備えた飼養管理の方法についても検討すべきである。

2 災害発生時の行動

(1) 飼い主の安全確保・状況確認

災害時にペットを守るのはその飼い主であることから、ペットを守るためには、まずは飼い主が無事であることが必要となる。災害発生時は、まず飼い主自身が安全を確保し、自分自身の安全が確保できてからペットの安全を確保する。突然の災害でペットもパニックになり、いつもと違う行動をとることがあるため、ペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意する。その際、リードをつける、ケージに入れるなどにより、ペットの安全に配慮する。

災害の状況については、ラジオやテレビ、行政のホームページなどから正確な情報を積極的に得るように努める。

(2) 避難の判断

飼い主は、得られた情報をもとに、自宅や地域の状況を確認し、避難するか自宅に留まるかを判断する。

自宅が危険な場合や避難指示がでている場合には、飼い主の安全が確保できる範囲においてペットを連れて指定緊急避難場所や安全な場所へ避難する。

自宅や地域の状況が安全な状態であれば、自宅に留まるという選択肢もある。

(3) ペットとの同行避難

指定緊急避難場所や指定避難所などの他所に移動する際に、飼い主はペットと一緒に同行避難する。ただし、飼い主自身の安全が確保されていることが前提となる。

発災時にペットと離れた場所にいる場合は、災害の種類や自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難指示などを考えて、ペットを避難させることが可能かどうかを飼い主自身が判断する。平常時から、留守の際のペットの避難について、家族や地域住民との協力体制を構築しておくことも重要である。



同行避難の考え方

過去の災害においては、ペットが飼い主と離れ離れになってしまう事例が多数発生したが、このような動物を保護するには多大な労力と時間を要するだけでなく、その間にペットが負傷し、衰弱・死亡するおそれもある。また、不妊去勢処置がされていない場合、繁殖による頭数の増加で、住民の安全や公衆衛生上の環境が悪化することも懸念される。このような事態を防ぐために行う同行避難は、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも、必要な措置である。

なお、同行避難とは、避難行動を示す言葉であり、指定避難所でペットを人間と同室で飼養管理することを意味するものではない。



同行避難する際の準備の例

犬の場合

- リードを付け、首輪が緩んでいないか、鑑札、狂犬病予防注射済票を装着しているかを確認する。
- 小型犬はリードをつけた上で、キャリーバッグやケージに入れる。
- 避難用品を持って指定緊急避難場所へ向かう。

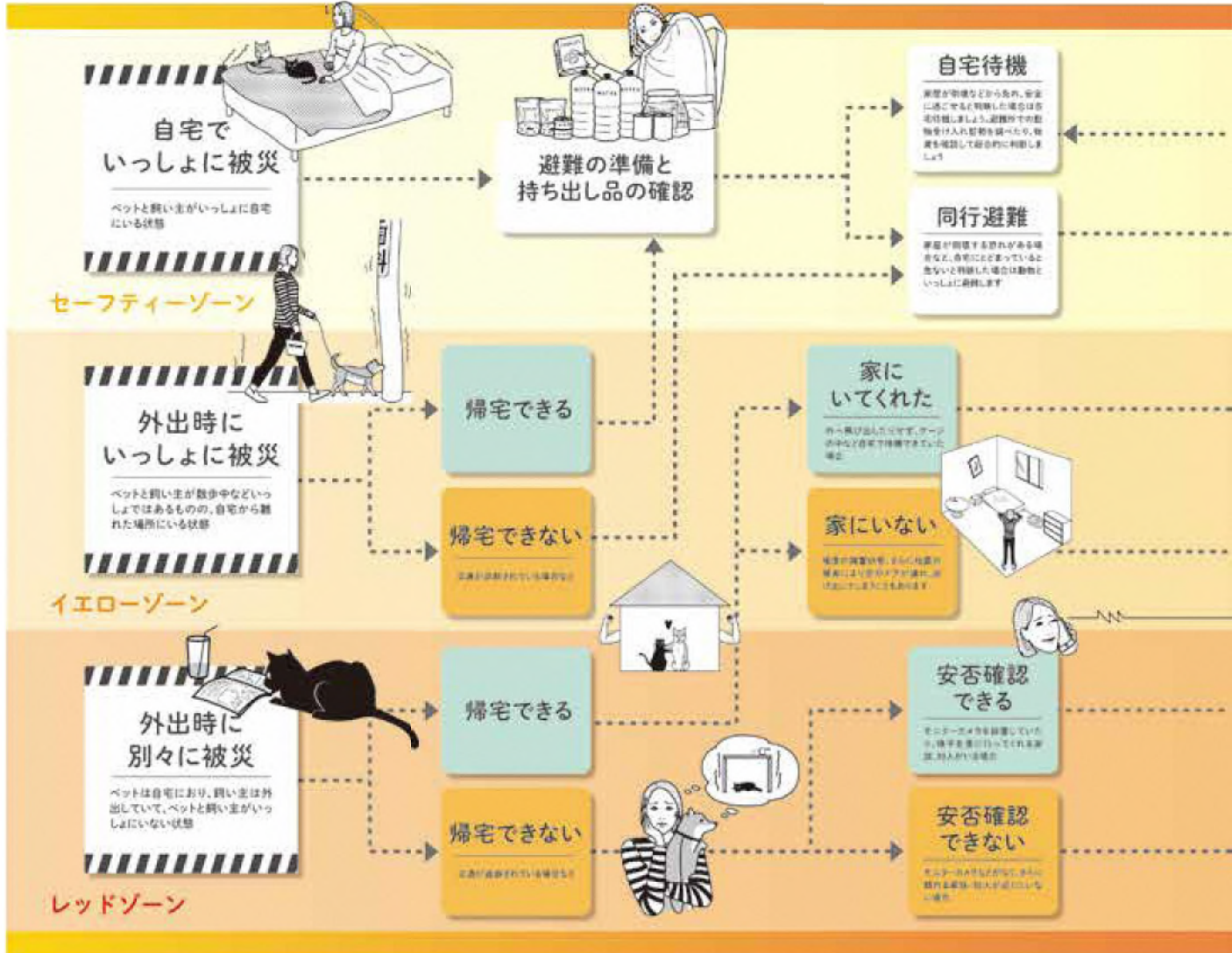
猫の場合

- キャリーバッグやケージに入れる。
- キャリーバッグなどの扉が開いて猫が逸走しないようにガムテープなどで固定するとよい。
- 避難用品を持って指定緊急避難場所へ向かう。



地震災害時の飼い主の避難フロー図(参考)

もしも、災害が起きたら



総説

本編I
 本編の位置づけ

本編II
 飼い主への普及啓発

本編III
 自治体等が行う人と
 ペットの災害対策

本編V
 災害時のペット支援
 活動を支えるもの

本編V
 参考事項

資料編

(4) 避難中のペットの飼養環境の確保

避難生活を行っている中でのペットの飼養環境には、以下のような選

総説

本編I
本編の位置づけ

本編II
飼い主への普及啓発

本編III
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

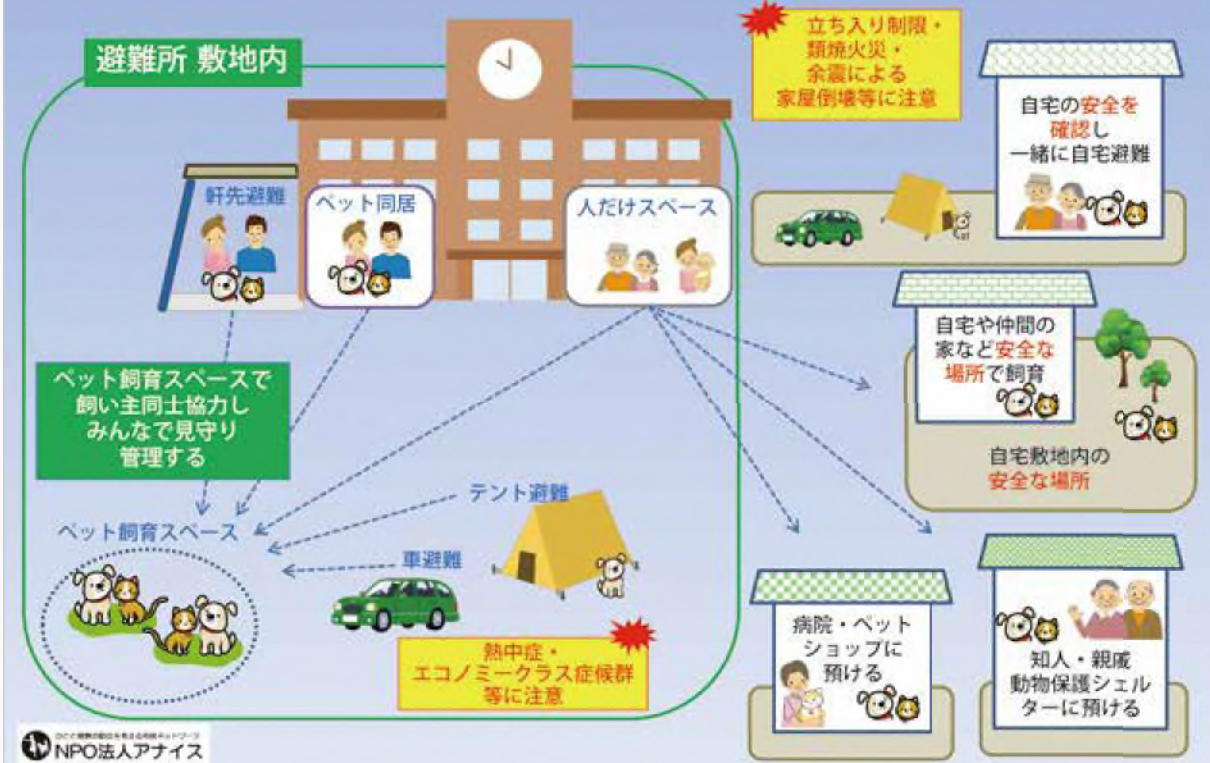
本編IV
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編V
参考事項

資料編



様々な避難の形





ペットも守ろう！

防災対策

備えよう！いつもいっしょにいたいから 2

災害時にペットを守るのは飼い主だけです。避難が必要か判断することはもちろん、人やほかの動物に友好的であることやむやみに吠えない、ケージに入るなど社会化や日頃からのしつけが重要です。

環境省
Ministry of the Environment

ペットの防災対策

災害は突然起こります。いざというとき、ペットを守れるのは飼い主だけです。まず飼い主が準備していること、そして避難する場合はペットと一緒に避難場所に避難すること、2つを目標に準備します。おうちを去るに際しては、自分自身への準備も大切です。愛犬・愛猫を守るためには、自分自身の準備も必要となります。

＜準備期間：避難場所（シェルター）へ行くまでの準備期間＞

<h4>住まいの防災</h4> <p>住まいや避難場所について調べておくことが、人とペットの安全にもつながります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 住まいの耐震強度の確保 2. 避難場所の確認 3. 避難場所の確保 4. 避難場所の確保 5. 避難場所の確保 	<h4>健康管理としつけ</h4> <p>動物からつまずきや噛み傷などを受けないように、動物の健康状態に気を配り、必要に応じて治療を受けるように。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 動物の健康状態の確認 2. 動物の健康状態の確認 3. 動物の健康状態の確認 4. 動物の健康状態の確認 5. 動物の健康状態の確認
<h4>家族の話し合いや近所との連携</h4> <p>家族や近所の人と話し合い、災害時の備え、避難場所の確認などについて話し合っておきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 家族や近所の人と話し合い 2. 家族や近所の人と話し合い 3. 家族や近所の人と話し合い 4. 家族や近所の人と話し合い 5. 家族や近所の人と話し合い 	<h4>所有明示の徹底</h4> <p>ペットの首輪や首輪になったことのために、首輪とマイの首輪や首輪など、災害時に持ち出すように準備しておくようにしましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 首輪とマイの首輪や首輪など 2. 首輪とマイの首輪や首輪など 3. 首輪とマイの首輪や首輪など 4. 首輪とマイの首輪や首輪など 5. 首輪とマイの首輪や首輪など
<h4>情報収集と避難訓練</h4> <p>住んでいる地域の防災計画を確認し、避難場所までの避難経路を確認しておきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 住んでいる地域の防災計画を確認 2. 住んでいる地域の防災計画を確認 3. 住んでいる地域の防災計画を確認 4. 住んでいる地域の防災計画を確認 5. 住んでいる地域の防災計画を確認 	<h4>人と動物の安全確保と同行避難</h4> <p>災害が発生したら、まず自分の身の安全を確保し、避難場所まで自分自身とペットの安全確保を優先させよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 災害が発生したら、まず自分の身の安全を確保 2. 災害が発生したら、まず自分の身の安全を確保 3. 災害が発生したら、まず自分の身の安全を確保 4. 災害が発生したら、まず自分の身の安全を確保 5. 災害が発生したら、まず自分の身の安全を確保
<h4>ペットのための備品</h4> <p>ペットの避難場所には必ず必要な備品を準備してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 避難場所への移動手段 2. 避難場所への移動手段 3. 避難場所への移動手段 4. 避難場所への移動手段 5. 避難場所への移動手段 	<h4>避難所と仮設住宅</h4> <p>避難所や仮設住宅、動物のシェルターなど、避難場所を確認し、必要に応じて避難場所を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 避難所や仮設住宅、動物のシェルターなど 2. 避難所や仮設住宅、動物のシェルターなど 3. 避難所や仮設住宅、動物のシェルターなど 4. 避難所や仮設住宅、動物のシェルターなど 5. 避難所や仮設住宅、動物のシェルターなど



平成29年度（公財）仙台ひと・まち交流財団 仙台市片平市民センター主催事業

防災講座

ペット同行避難

～災害時にもう一つの命を守るために～

災害は突然起こります。いざという時にペットと一緒に避難するための心構えと、ペットのための災害対策について学びます。

5月27日（土）

10：00～12：00

【会場】片平市民センター 3階 会議室



- 【内 容】講話「ペット同行避難について」
- 【講 師】仙台市動物管理センター（アニパル仙台）職員
NPO法人エークューブ 会員
- 【対 象】成人 30人
- 【参 加 費】無料
- 【申 込】申込受付中
電話または市民センター窓口へ直接お申し込みください。
- 【問合せ先】片平市民センター（月曜休館）
仙台市青葉区米ヶ袋1丁目1-35
TEL：022-227-5333

予告 「ペット同行避難 実践編」

6月10日（土）13：00～15：00

【会場】片平市民センター 3階 会議室

【対象】犬を飼っている方

市民センターに飼い犬を連れて来ていただき、ゲージ・トイレトレーニング等のワークショップを行います。

※ お申し込みを希望される方は必ず5月27日（土）の講座を受講してください。



※ お申し込みの際にいただいた個人情報は本講座の運営にのみ使用させていただきます。
※ 講座中に撮影した写真は市民センターだより、ホームページ等に使用させていただく場合があります。



本編Ⅲ



1

あなたとペットの 災害対策 ハンドブック



🐾 動物の飼養についてのお問い合わせ・ご相談は 🐾

● 香川県東部保健福祉事務所 TEL 0879-29-8272	● 香川県小豆郡香南事務所 TEL 0879-62-1374
● 香川県中部保健福祉事務所 TEL 0877-24-9964	● 香川県健康福祉部生活衛生課 TEL 087-832-3179
● 香川県西部保健福祉事務所 TEL 0875-25-4383	● 高松市保健所生活衛生課まで TEL 087-839-2865

高松市にお住まいの方は



🔴 災害が起きたときはどうなるの？
→ ペットとの同行避難

🟢 何が必要なの？
→ 災害避難先 → ペットの保護管理 → しつけ / 飼育場所の安全管理
→ ペットに必要な物資の確保
→ ペットは避難先でどうすればいいの？

🟡 災害の発生後 → ペットは家族の一員

🟠 避難にご迷惑のなから → ペットは家族の一員

🟡 ペットを助けた災害対策 → 人と動物が安心できる社会づくり

香川県 高松市

所有者明示

もしものとき、ペットと向き合うために
災害発生時には、大切なペットと離れ離れになってしまうかもしれません。
所有者明示しておくことで、離れ離れになったペットと向きあえる可能性がぐんと高くなります。

所有者明示の方法

迷子札など
犬や猫の首輪などに、飼い主の名前と連絡先を記入した札をつけましょう。
また、鳥類には脚環など、ペットの種類に合った方法でつけましょう。



鑑札、狂犬病予防注射済票
犬には、鑑札、狂犬病予防注射済票を装着することが飼い主に義務付けられています。首輪などに装着しておけば、番号や記号から所有者を特定することができます。



マイクロチップ
小さなICチップを、動物の皮下に埋め込み、専用のリーダーをかざすと飼い主を特定できる番号や記号が読み取れます。迷子札や鑑札などと併用することで効果的です。



しつけ

ペットが周りに迷惑をかけないように
ペットの同行避難もスムーズに行ったり、避難場所でペットが周りの人の迷惑にならないようにするために、普段からしつけをしておきましょう。
特に、ほかの人や動物と友好的に接することができるようにしておくことは、トラブルの防止とともに、ペット自身のストレスの軽減にもなります。

災害時に特に重要なしつけ

「待て」や「伏せ」などの基本的なことができる



ケージやキャリーバッグに入ることに慣れさせる

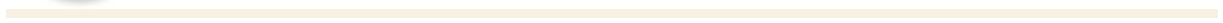
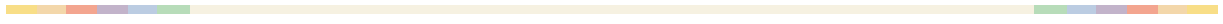


無駄吠えをさせない



飼い主以外の人やほかの動物とも仲良くできる





広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について

実施ブロック (実施自治体)	実施日	訓練内容
四国ブロック (徳島県)	平成29年11月14日	南海トラフ地震の際の津波を想定し、図上訓練
九州ブロック (熊本県)	平成29年11月22日	平成28年に発生した熊本地震を振り返り、図上訓練
中部ブロック (三重県)	平成29年12月22日	南海トラフ地震を想定し、図上訓練



3ブロックによる図上訓練による課題

- 発災時には行政頼みではなく、飼い主自らが災害時対応を行う必要があることを啓発し、飼い主の意識を高める必要がある。
- 事前に細かなこと（支援物資の仕分け、運搬方法等）まで決めておくことが必要である。
- 県庁等の統率を行う主体が被災した場合の対処方法について事前に協議しておく必要がある。
- 「動物救援本部」について早急に立ち上げることが出来る仕組みを構築する必要がある。
- 「動物救護本部」が立ち上がるまでの間、支援物資の情報発信等の事務代行を担うことについて、関係機関と協議しておく必要がある。
- 市町村における支援・受援体制の構築と、避難所運営マニュアルの整備が必要である。
- ボランティア、関係団体等との連携体制の構築と役割分担をしておく必要がある。

広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(四国ブロック)

<四国ブロック (徳島県) : 平成29年11月14日>

南海トラフ地震の際の津波を想定し、図上訓練

○訓練方法

支援側・受援側に分かれて、発災から1週間後及び1か月後の対応や連携を確認しながら、訓練の検証を行った。

○課題及び目標

●被災自治体

- 【課題】 必要とする支援内容は何か？
支援を受ける際に、課題となることは何か？
- 【目標】 ・受援体制の整備（人・物・場所など内容を整理し、支援を要請する）
→情報の一元化、支援団体・ボランティアの整理と窓口、県内寄付金の受付

●支援自治体

- 【課題】 被災が大きい自治体へ、どんな支援ができるか？
支援する際に課題になることはないか？
- 【目標】 ・支援体制の整備（支援要請事項について検討、対応可能な事項を選択）

●獣医師会

- 【課題】 獣医師会としてどのような支援ができるか？
他県の獣医師会等の応援等についてどのように調整するか？
- 【目標】 ・避難所等における健康相談及び負傷動物等の治療と保護の実施

●ボランティア団体・個人等

- 【課題】 どんな救護活動ができるか？
救護活動の際に課題になることは何か？
- 【目標】 ・ペットフードや用品の支援
・迷子ペットや保護情報についての動物愛護推進員や登録ボランティアの活用



○今後の取組

- ◆市町村、獣医師会等関係団体、ボランティア等と連携した実動訓練の実施
- ◆市町村の避難所運営、支援・受援体制整備に係る支援協力、助言

参加者：四国ブロック自治体（香川県、高松市、愛媛県、高知県）、兵庫県、徳島県内市町村（徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町）、近隣獣医師会（徳島県、香川県）、ペットフード関係企業（株式会社真志商店）、日本動物愛玩動物協会徳島県支所、日本ペット文化学院徳島校、徳島県動物愛護推進員、環境省
専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田 一三氏
公益社団法人日本動物福祉協会 山口 千津子氏

広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(九州ブロック)

〈九州ブロック(熊本県) : 平成29年11月22日〉

平成28年熊本地震を振り返り、図上訓練

○訓練方法

受援側・支援側・県外獣医師会に分かれて、発災から応急仮設住宅入居までを振り返り各時点での対応課題を明らかにした。

○課題

〈発災初期(発災日~2週間)〉

- 受援側(熊本県、熊本市、熊本県獣医師会)
熊本地震ペット対策教諭本部の速やかな設置もしくは(仮)対策本部の設置検討と九・山協定に基づく支援準備・要請
ペット災対応との連携、義援金口座の開設。必要支援物資の把握と必要な要請
- 支援側(福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県、福岡市、下関市、北九州市)
九山協定に基づく支援要請に応じた支援物品などの調達及び平常時からの支援可能物資の把握
避難所等の状況把握巡回のための行政獣医師の派遣(環境省からの要請による)
- 県外獣医師会(九州地方獣医師会、福岡VMAT)
初期の情報収集と発信、一時預かりの開始、飼い主相談窓口の設置、避難所巡回の継続

〈発災後期(2週間~4ヶ月)〉

- 受援側
長期一時預かりの窓口、熊本地震ペット救援センターの開所、動物愛護推進員との連携
応急仮設住宅のペット飼養について市町村との調整、必要支援物資の把握と必要な要請
- 支援側
支援物品などの調達、熊本地震ペット救援センターの関係機関との調整
- 県外獣医師会
一時預かりの継続、応急仮設住宅入居に関する相談



参加者：九州ブロック自治体(山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、下関市、北九州市、福岡市、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市)
九州地方獣医師会(山口県、福岡県、北九州市、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県)、福岡VMAT、環境省
専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田 一三氏
公益社団法人日本動物福祉協会 山口千津子氏

広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(中部ブロック)

〈中部ブロック(三重県) : 平成29年12月22日〉

南海トラフ地震を想定し、図上訓練

○訓練方法

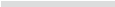
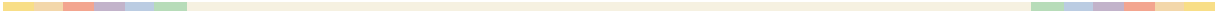
支援側・受援側に分かれて、発災3日後及び発災1週間~10日後を想定してグループワークを行い発表を行った。

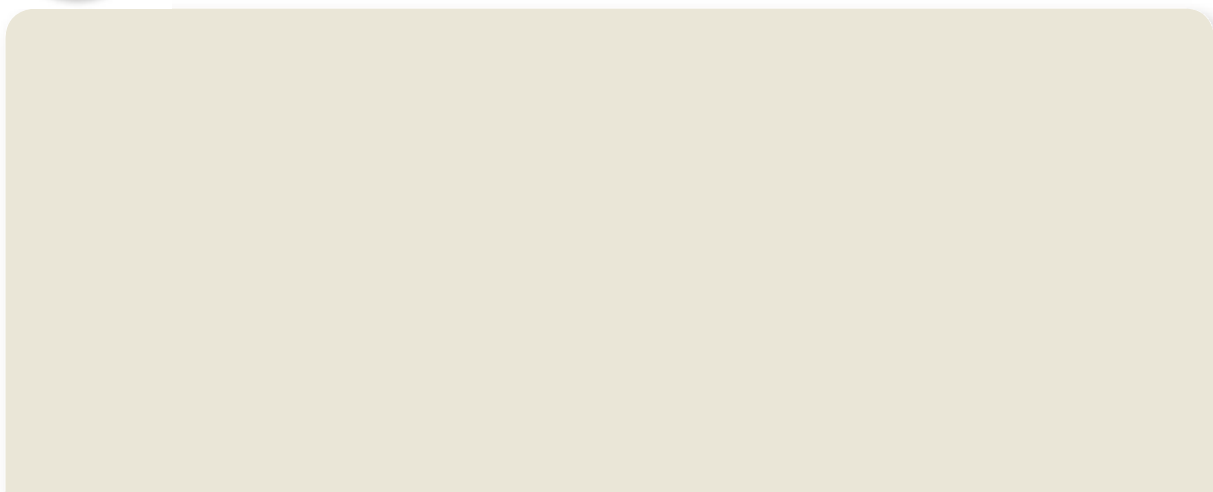
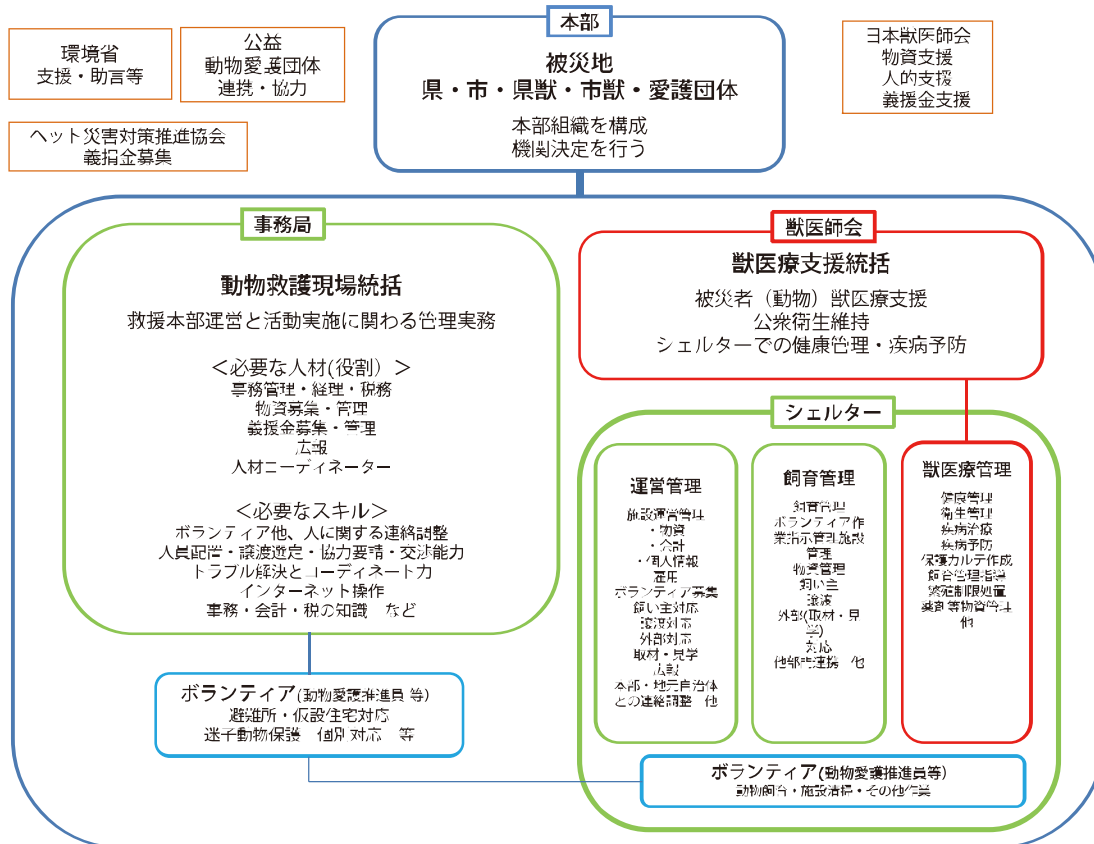
○到達目標

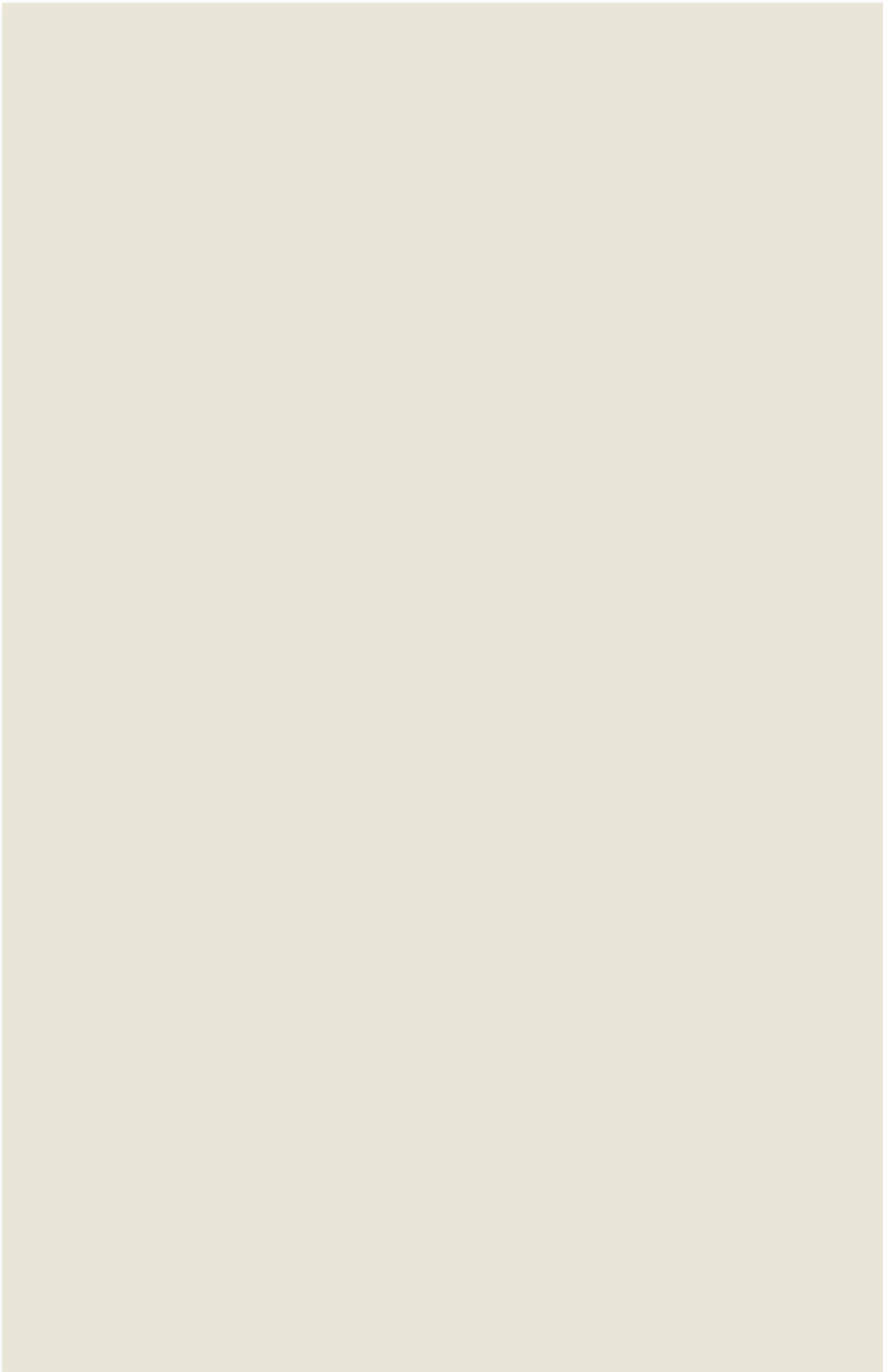
- 被災県
災害時ペット対策本部の立上げと救援要請・市町との連絡調整
【課題】 情報収集と発信(方法・対象)
【目標】 速やかに状況を把握し、地元機能の復旧が開始できるか
・得られた情報を整理し、必要な支援を外部(他府県や国等)に要請できるか(受援体制整備)
・市からの要望に対応できるか(支援体制整備)
・関連団体(獣医師会等)とのすみやかな連携が図れるか
- 被災市町
避難所でのペット受入に関する県等との連絡調整
【課題】 情報収集と発信(方法・対象)
【目標】 速やかに状況を把握し、地元機能の復旧が開始できるか
・得られた情報を整理し、必要な支援を県に要請できるか(受援体制整備)
・県が要請し、派遣されてきた外部支援に対応できるか(受援体制整備)
- 支援県
近隣の自治体との連携と役割分担・被災県との連絡調整
【課題】 情報収集と発信(方法・対象)
【目標】 被災地自治体が機能復旧に注力できるように必要な支援を想定し、自発的に支援体制を整えることができるか
・連携する自治体間の連絡調整(コーディネート)を行う役割を設定することができるか
・自治体ごとに被災地からの距離により役割を設定することができるか
・役割に応じた物的支援、人員派遣・活動ができるか

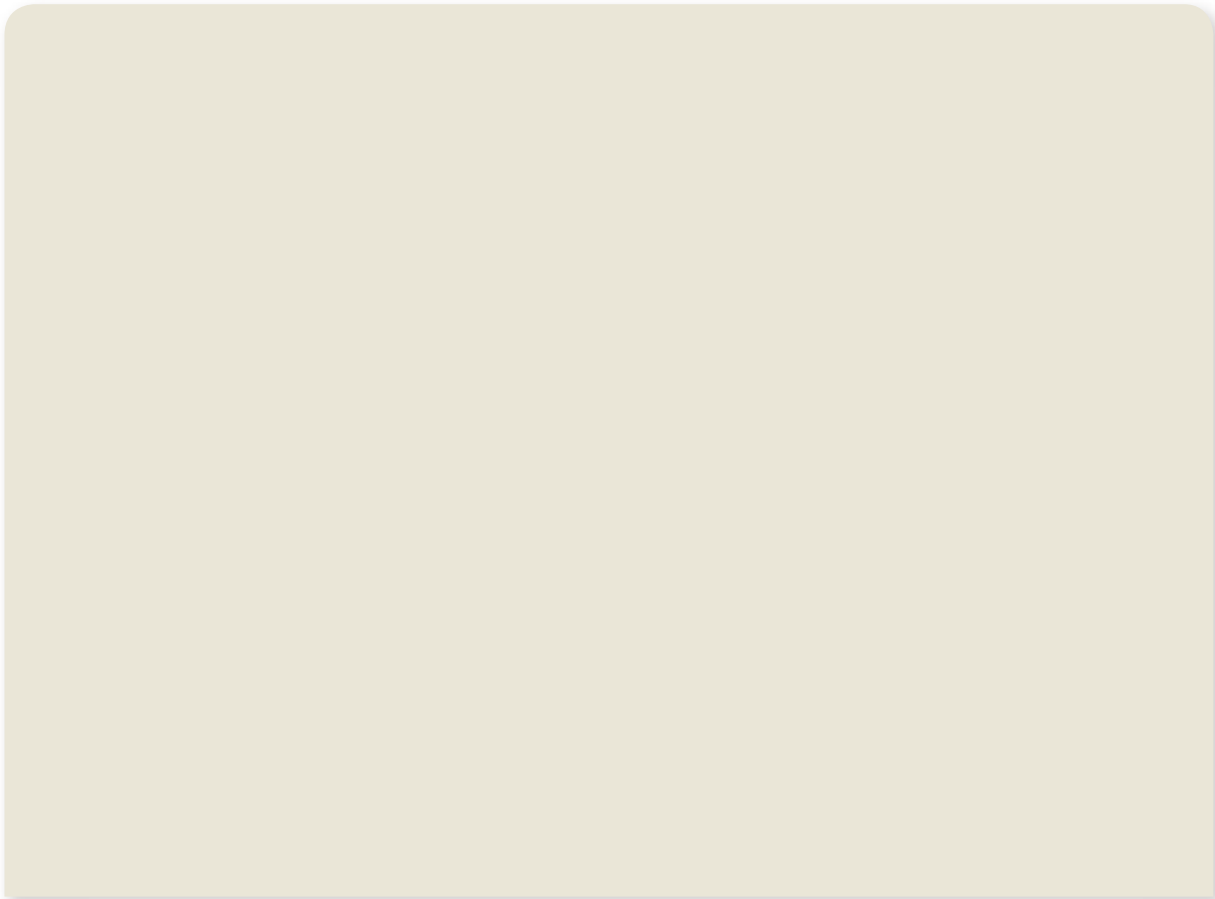
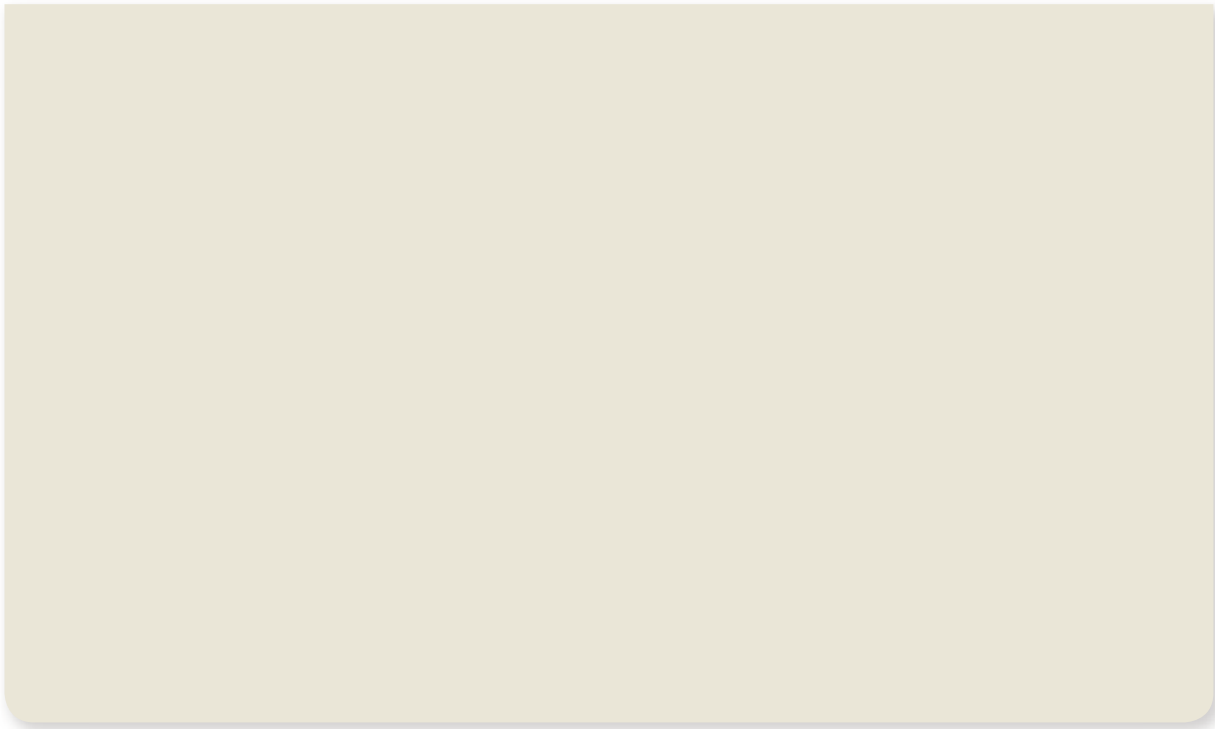
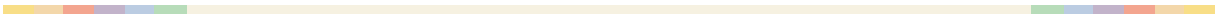


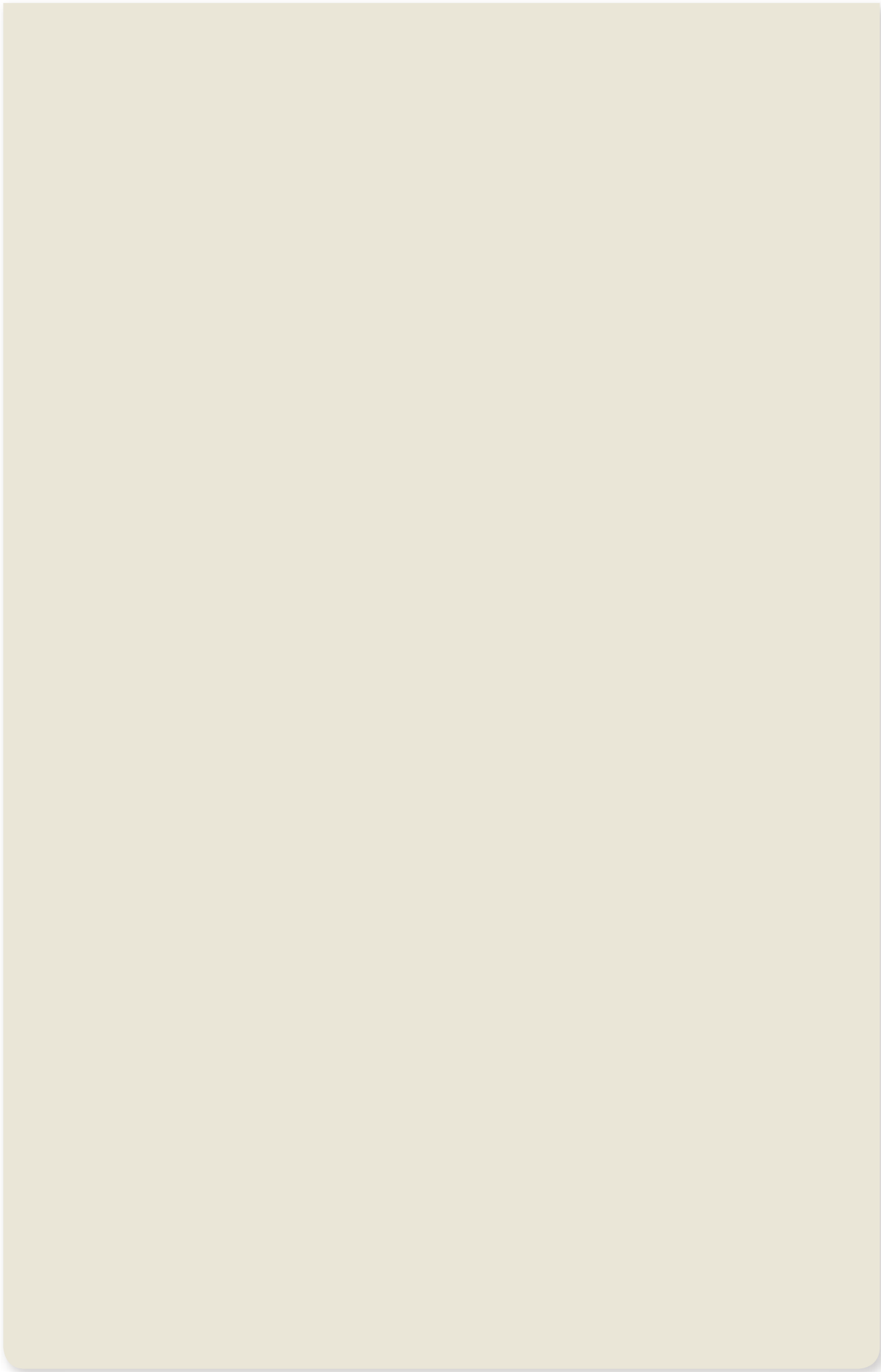
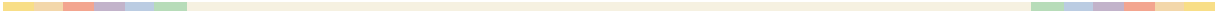
参加者：中部ブロック自治体(三重県、岐阜県、岐阜市、愛知県、愛知県、豊田市、岡崎市、富山県、石川県、金沢市、福井県)
兵庫県、三重県内市町(四日市市、津市、南伊勢町)、近畿獣医師会(三重県、岐阜県、愛知県、富山県、石川県、福井県)
三重県動物愛護推進員、三重県動物愛護管理推進協議会、環境省
専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田 一三氏
公益社団法人東京獣医師会(特定非営利活動法人アニイス) 平井 潤子氏
三重大学大学院工学研究科 川口 淳氏

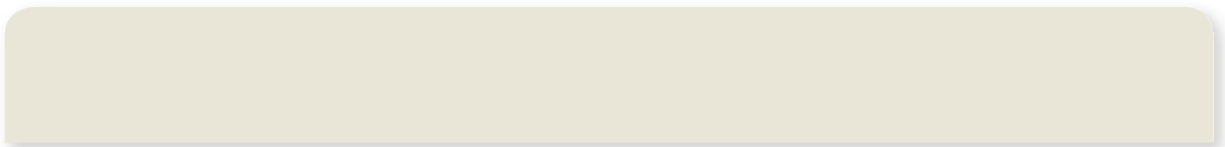
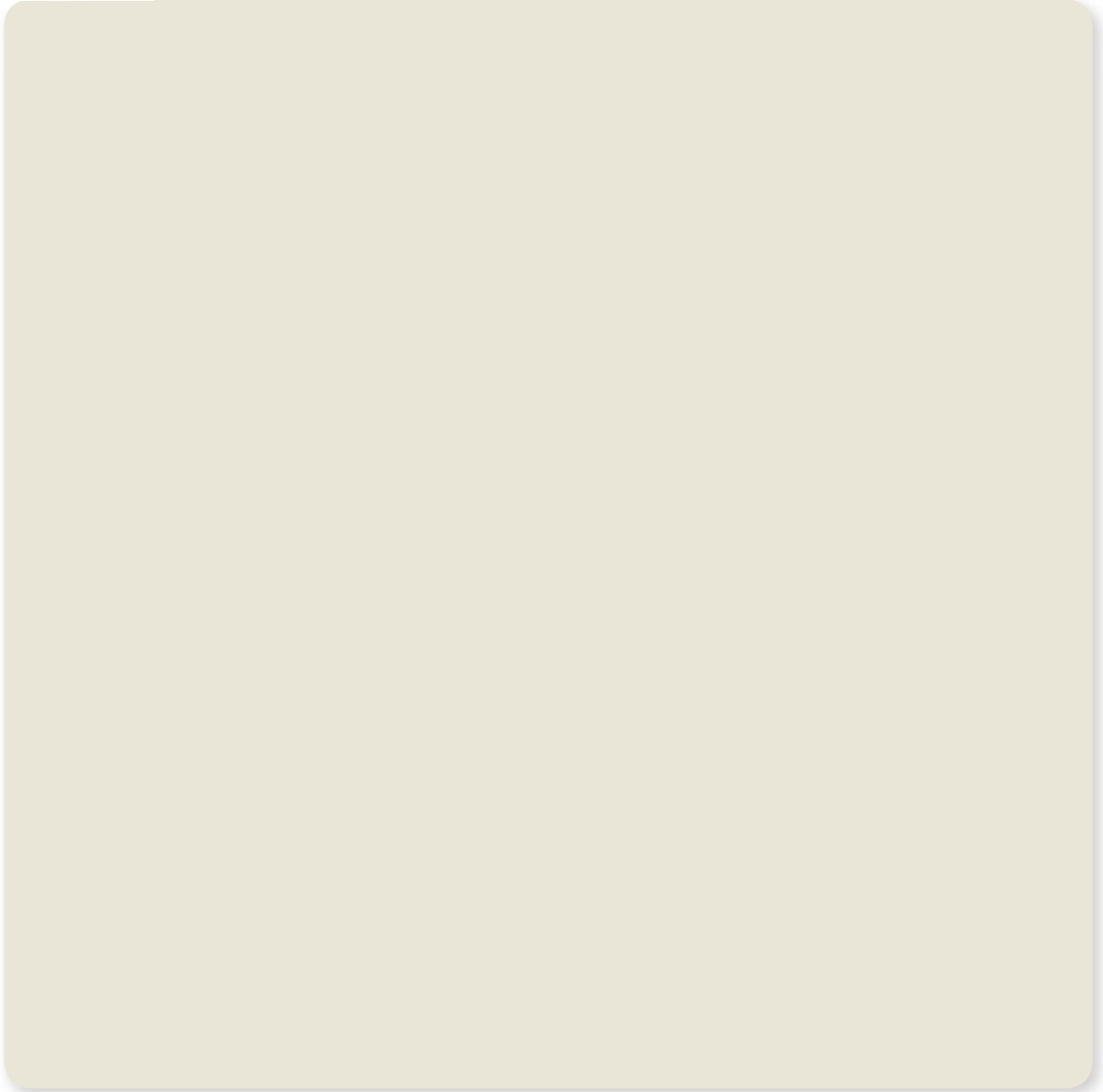


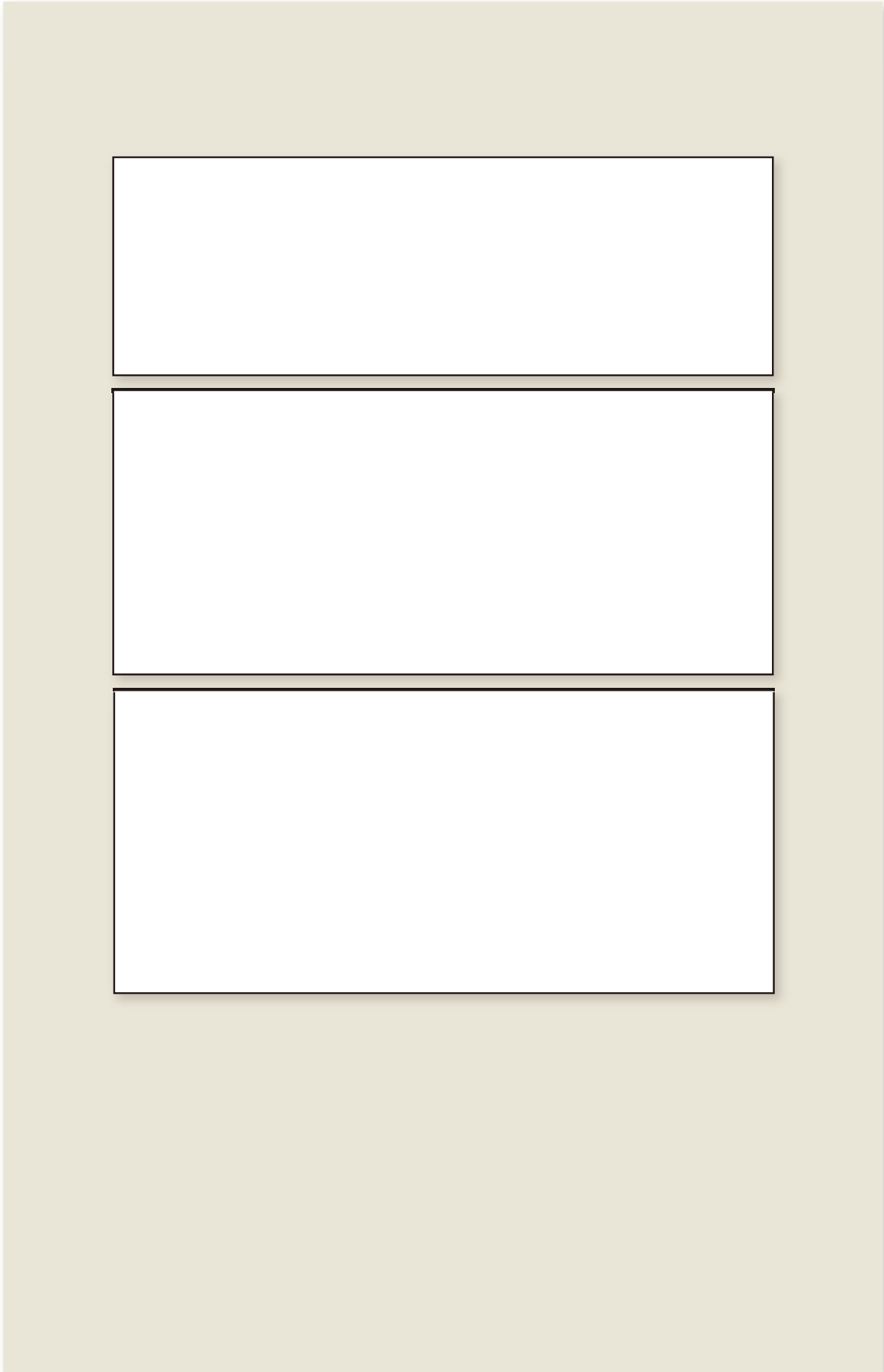
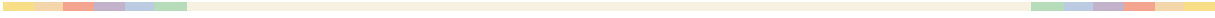


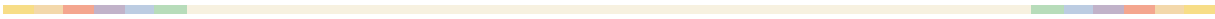
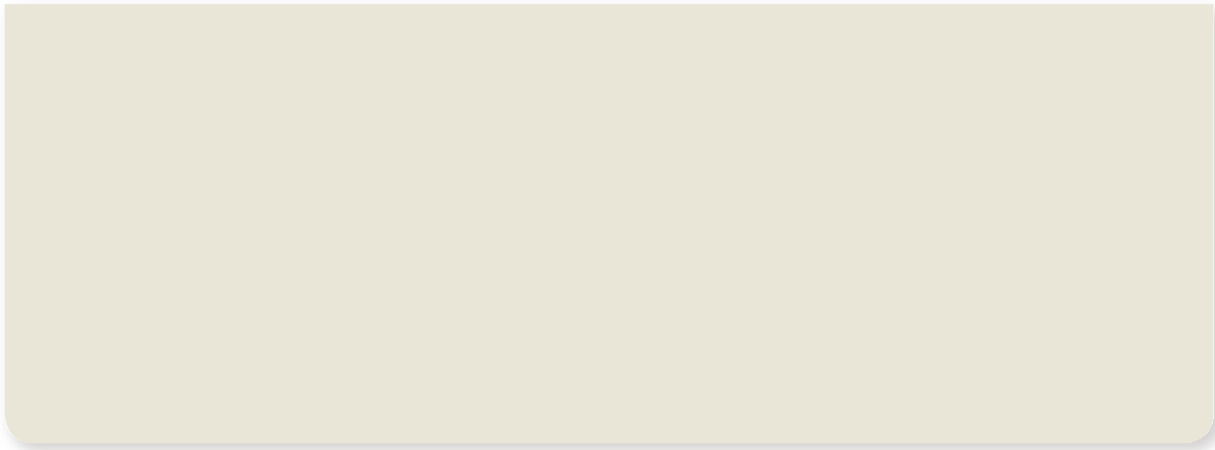
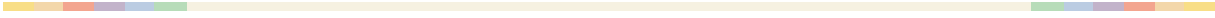














参考様式2

千葉県災害時動物救護活動
ボランティア登録証

氏名

平成 年 月 日

千葉県

A7版



社会福祉法人
石巻市社会福祉協議会

ホーム / 行事 / イベント / 講座 / 講座 / 講座 / 講座

ボランティア

犬との幸せ講座

ペットと一緒に暮らしていく中で命の大切さ、ペットの習性、健康管理などを知り、もっとペットのことを考えてみませんか？

【日時】平成29年11月25日(土)
午前9時～正午

【場所】石巻市社会福祉協議会2階
(石巻市港町一丁目4)

【対象】犬を飼っている方、これから犬を飼いたいと考えている方
(犬と一緒に参加のOK!!)

【定員】20組
(定員と同時予約ですが、詳細については申し込みの際にご確認ください)

【参加費】500円

【持ち物】筆記用具、リード、マナーベルト
(犬と一緒に参加される方)

【申込期間】11月24日(金)まで
詳しくは、下記のチラシをご覧ください。

【申し込み・問合せ先】
犬との幸せ講座2017チラシ (チラシ用 113.00 KB)
【申込み・問合せ先】
ボランティアセンター 096-5290



犬との幸せ講座

ペットと一緒に暮らしていく中で命の大切さ、ペットの習性、健康管理法などを知り、もっとペットのことを考えてみませんか？

日 時：11月25日(土) 9時～正午

会 場：石巻社協復興支援課2階(港町一丁目4)

**対 象：犬を飼っている方、
これから犬を飼いたいと考えている方
(犬と一緒に参加OK!!)**

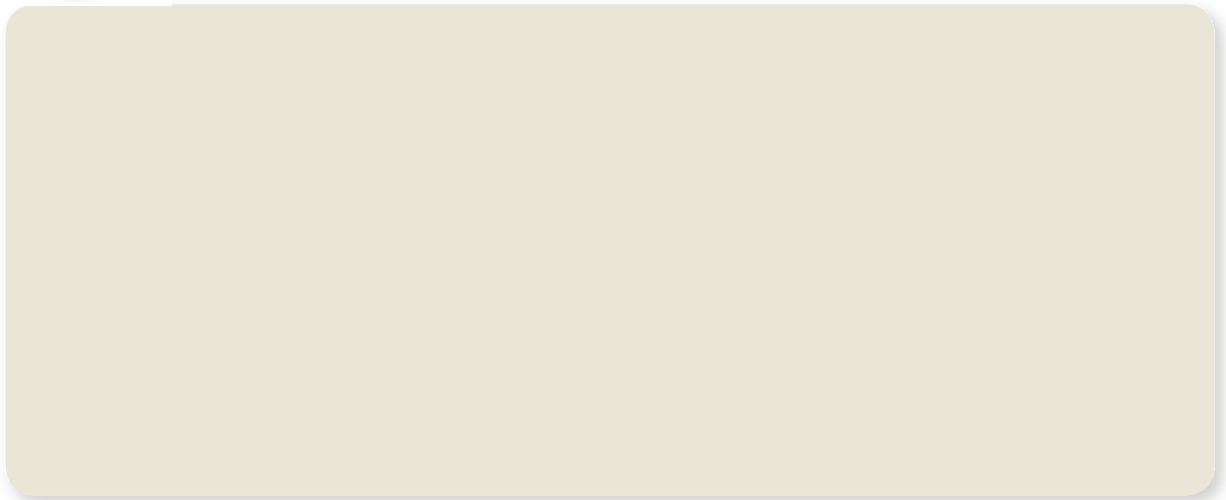
当日は、
獣医さんも来るワ～♪

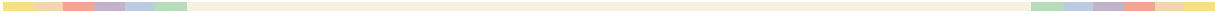
**講 師：人と犬の幸せな共生をサポートするチーム成柳会
森のいぬねこ病院 院長・西原克晴先生**

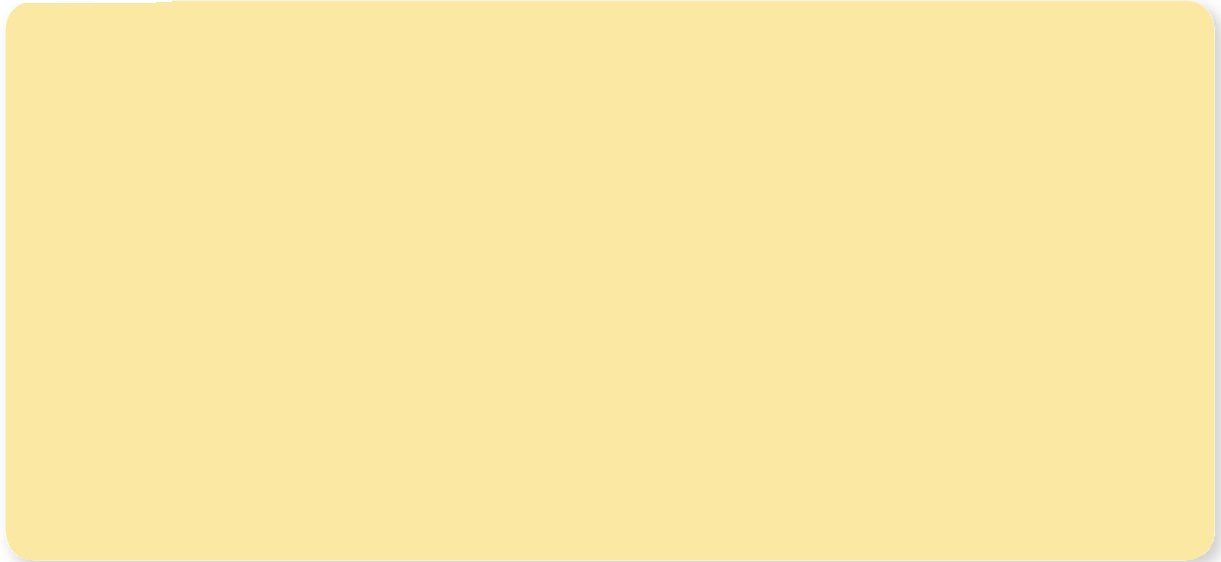
**内 容：健康診断の重要性、犬のしつけ方法、
災害時のペットの避難方法など**

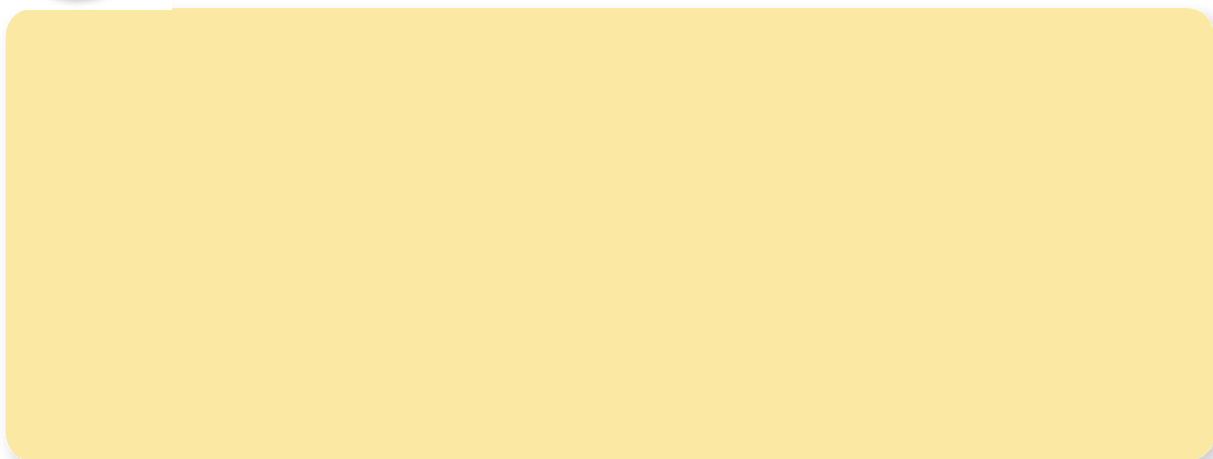
**参加費：500円
持ち物：筆記用具、リード、マナーベルト
(犬と一緒に参加される方)**

**定 員：20組(愛犬と同伴可能ですが、詳細については
申込みの際にご確認ください)
申込締切：11月24日(金)(096-5290)**









様式第173号
平成28年5月11日

関係市町村長 様

栃木県健康福祉部長

必要介護住宅の整備に伴うペット（犬・猫）の受入れ設備について（依頼）

現在、県では被災者の居住の安定を図るため、必要介護住宅の建設を進めているところで、

今回の平成28年度栃木県では、家庭で飼育されていた多くのペットも飼い主と一緒に被災しました。被災後に環境省と県が実施した避難所実地調査では、149施設中、50の施設で170頭を超えるペットの同行避難を確認いたしました。県内のペットも数えきれぬほどの数のペットが被災していることが予想されます。

県では、「栃木県地域防災計画」において、災害時のペットの同行避難を掲げ、各市町村には避難所や必要介護住宅におけるペットの受入れに配慮いただくよう定めています。

前述の調査では被災者の方々の大半が必要介護住宅でもペットとの同居を希望しておられました。

つきましては、各市町村におかれては、今後入居者の募集にあたり、被災者支援の一環といたしまして、必要介護住宅でのペットの受入れに配慮いただくようお願い申し上げます。

県といたしましては、次回の「必要介護住宅でのペット受け入れ体制支援メニュー」に基づき、①運営費での支援、②必要物資の支援、③専門スタッフによる相談支援、④災害事例の紹介など、必要介護施設後も、ペットと住民の共生に向けて、支援を行ってまいります。

栃木県健康福祉部 健康危機管理課
動物愛護推進担当 立川、山本、中津
電話 204-233-2248

必要介護住宅でのペット受け入れ体制支援メニュー

栃木県では、関係省や栃木県獣医師会、ボランティアスタッフなど関係機関も協力的に必要介護住宅でのペット受け入れを円滑にするため、支援メニューを下記の通り準備しております。

記

1 運営体制や各種様式の提案
必要介護住宅内におけるペット飼育環境、飼育係、室内番号が必要な様式

2 必要物資の支援
必要介護住宅でペットを飼育するにあたって必要となる物資支援
(空箱・飼料)

- ・ケージ
- ・室内用サークル
- ・ペットフード
- ・ペットシート
- ・専用トイレ
- ・飼料袋



室内用サークル、ケージ

3 専門スタッフによる相談体制

- ・飼い主の自費負担補助
- ・飼育相談
- ・健康相談
- ・ペット一時預かり相談
- ・飼い主への心のケア



県日本犬親会の犬屋敷(連絡先)

4 関係省作成「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」
必要介護住宅でペットと同居するためのポイントや東日本大震災における事例

「住み分け」の考え方

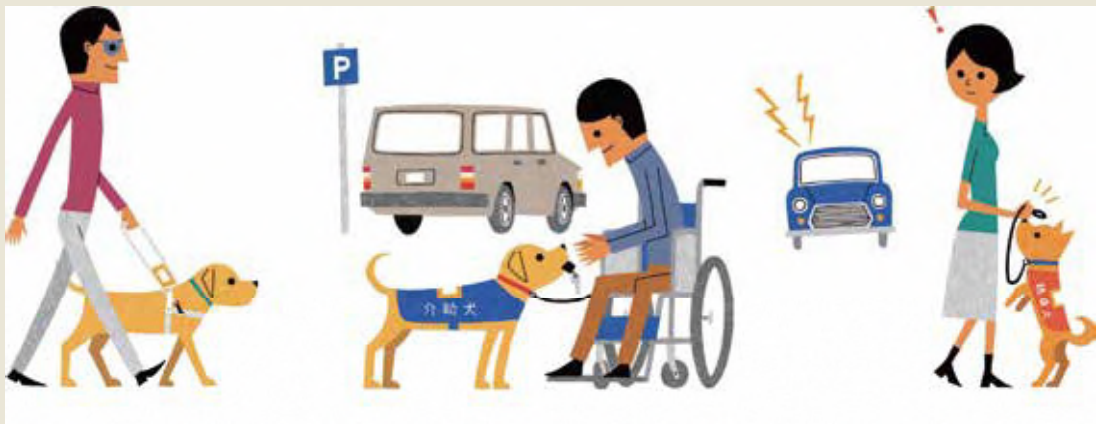


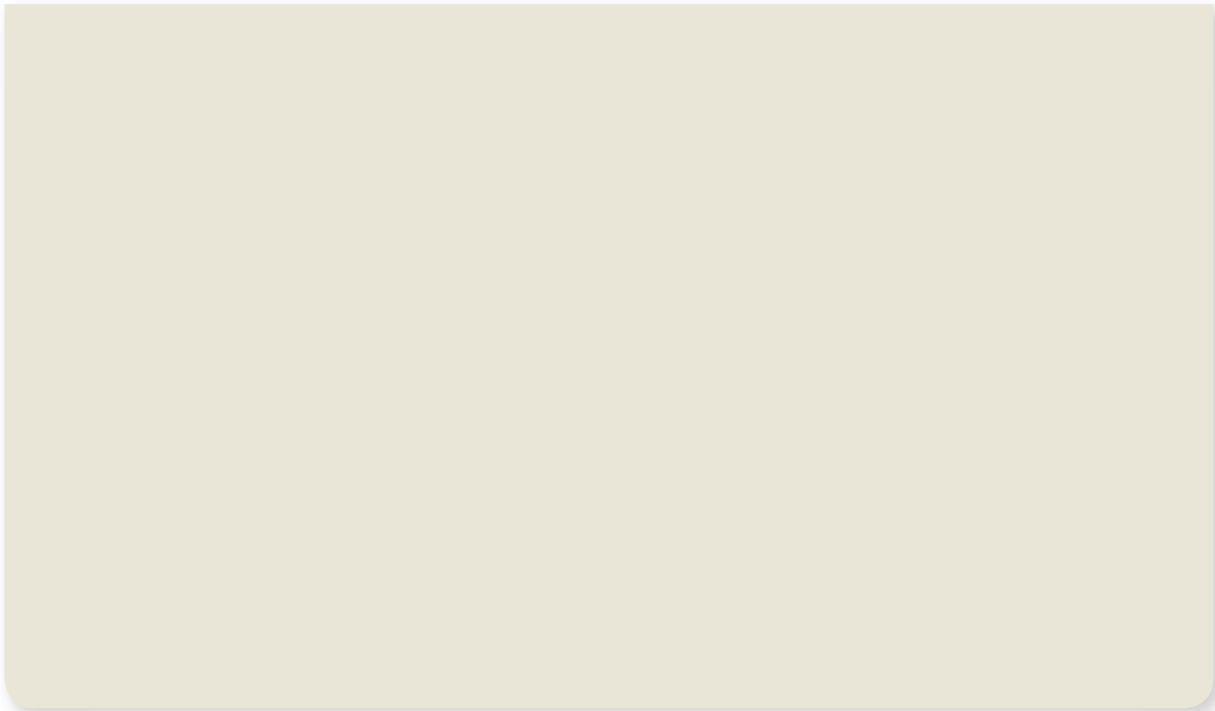
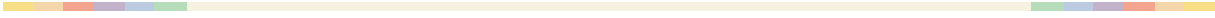
©POE&AIPV

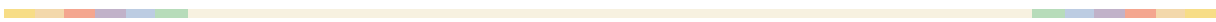
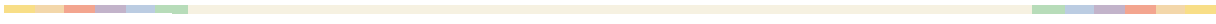


■ ペットスペース例











被災した飼い主及びペットのための



寄附金に
ご協力ください

平成28年熊本地震にて、多くの方が被災されました。また、同時にたくさんのペットたちも、飼い主を失ったり、負傷したり、避難所に暮らさざるを得なかったりといった状況におさらばしています。そこで、ペット災害対策推進協会では、そういったペットやその飼い主を支援するための寄附金を募集しています。被災の憂いから心強いをお贈りしております。

※この寄付金募集は、被災地の復旧を行っている地方自治体や日本赤十字社（地方協議会系・全国協議会系）にお願いする寄附金募集事業ではありません。応募いただいたお金の用途は、被災飼い主及びペットの救済活動に使用することとし、熊本県動物愛護センターの透明化された報告がなされた場合にのみ次の災害で被災者への復旧に使用するものとして募集しています。

被災動物の保護活動の活動内容 募集期間：平成28年11月1日～2016年12月31日

被災ペットの保護活動 ネットワークの構築 被災ペットの飼い主探し ペットで被災者の支援

※振込先は届（江島が受とも、同じ「ゆうちょ銀行」の口座です）

ゆうちょ銀行から送金の方 口座番号 15100-21545381
ゆうちょ銀行から送金の方 支店：018 新島支店 普通 口座番号：2164538

記入者名：一般財団法人ペット災害対策推進協会

一般財団法人ペット災害対策推進協会 TEL&FAX 03-6380-9117
<https://houbutsu.kyushu.org/> support@houbutsu.kyushu.org



新しい飼い主募集

保護会のお困り

ボランティア募集

チャリティー缶バッジ

福島県動物救済本部

http://www.fukushima-animal.org/

〒960-0004 福島県福島市中央1-11-1 ぶしよ中野ビル5階1号 (1F) 福島県民会館内 Tel. 024-632-9811 Fax. 024-632-9328

点線によって切り取って空き缶やペットボトルに貼ってお使い下さい。

東日本大震災で被災した動物たちを助けるための義援金にご協力をお願いします

東日本大震災で被災した動物たちを助けるための義援金にご協力をお願いします

福島県動物救済本部

・みかんの缶詰を利用

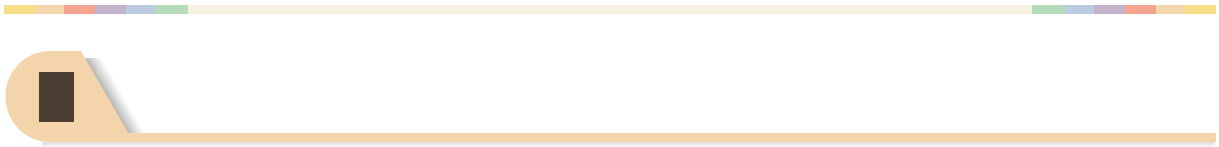


・コーラの空き缶を利用



・1Lペットボトルを利用





1 災害発生直後の避難行動

- ★ 災害が発生し避難が必要な場合の行動について、流れを把握しています。
- ポイント
- 災害が発生した場合は、まず自分の身は自分で守ります。(自衛)
 - 地域では、住民同士が協力し、地域全体の安全を確認します。(共助)

災害発生

自分・家族の安全確保(自助)

津波など、緊急に避難を必要とする場合、
または、災害時に自宅や地域にいない場合。

災害時に自宅や地域にいる場合で、
津波などによる緊急の避難を要しない場合。

地域での助け合い(共助)

隣・近所には…

災害時要援護者には…
(一人では避難できない人など)

声かけ・安否確認

安否確認・避難の支援

いっとき避難場所(近隣の公園など)へ

町内会などで確認すること

必要に応じて実施すること

町内の安否

消火・救助活動

町内の被害

応急手当

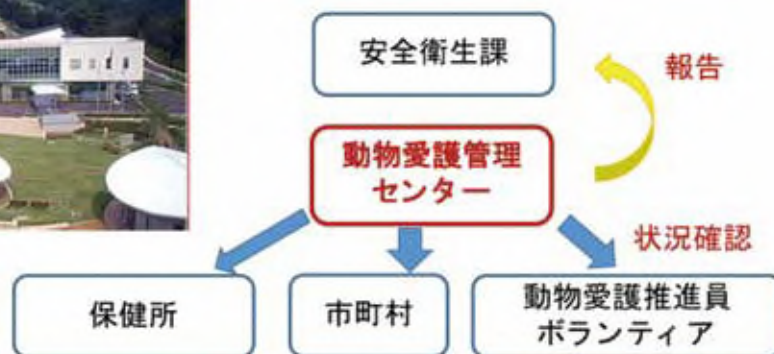
自宅での生活が困難な場合や、市の避難勧告が向けられているときなど → **避難所**へ

避難勧告などが向けられておらず、自宅の安全が確認できるとき → **自宅**へ



【 実施事項 】

- ・ 県内の被害状況の把握
- ・ ペット、特定動物関係の情報収集と把握
- ・ 関係機関、団体との情報共有と連絡体制の確保
- ・ 動物愛護推進員、登録ボランティアへの連絡と状況確認



今後の「ペット 救護活動方針」についての協議



【 実施事項 】

- ・ 被災、避難動物の情報収集
- ・ 近隣県・市の被害状況の情報収集と把握
- ・ 支援・受援体制の確認
- ・ 「徳島県動物救援本部会議」の開催準備
- ・ 動物救護活動方針の協議





事例

熊本市動物愛護センター・関係者からのお知らせ

犬・猫を連れて避難されている熊本市民の皆様へ

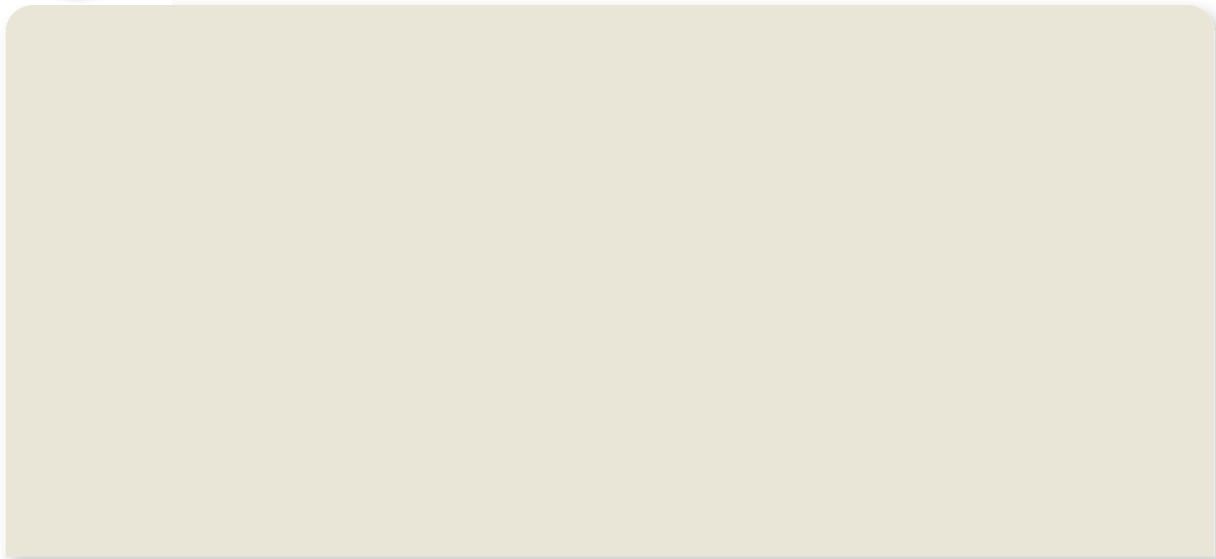
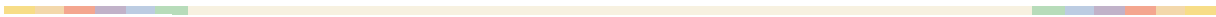
～ 避難中に入院等が必要な場合の犬・猫の一時預かりについて～

**緊急入院で
犬や猫の世話ができるときは
預けてよかですよ！**

※状況によっては、お受けできない場合もあります。

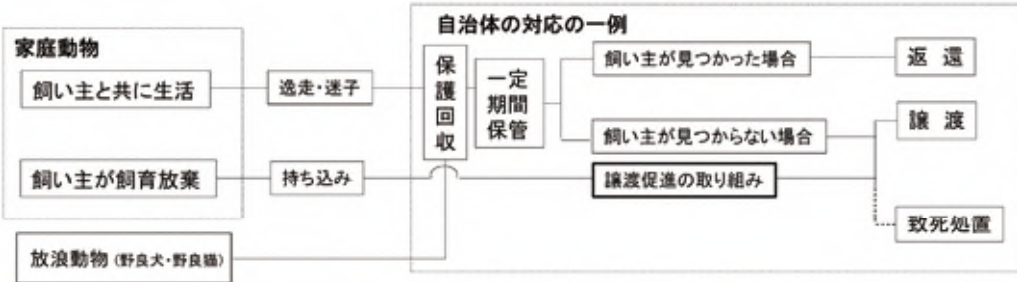
医療従事者の指導等で入院等が急遽必要になり、
同行避難した犬・猫の世話ができなくなった場合、
その犬・猫を一定期間無償で預けられるようになりました。
各避難所の医療従事者の方にご相談ください。

※詳細については 熊本市動物愛護センター 096-380-2153
関係者・動物愛護管理室派遣チーム 090-5920-8718

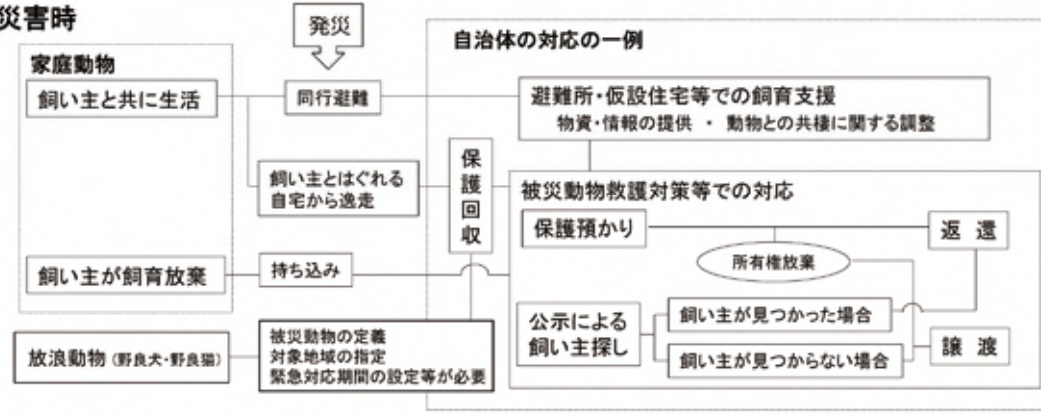


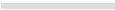
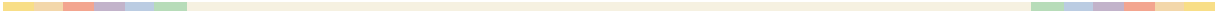
引用：平井源子（NPO法人アナイス）・獣医公衆衛生研究（2014，3）
 「災害時におけるペット救護対策に関する考察 ―現場での事例に学ぶ課題と検討，及びその解決―」等

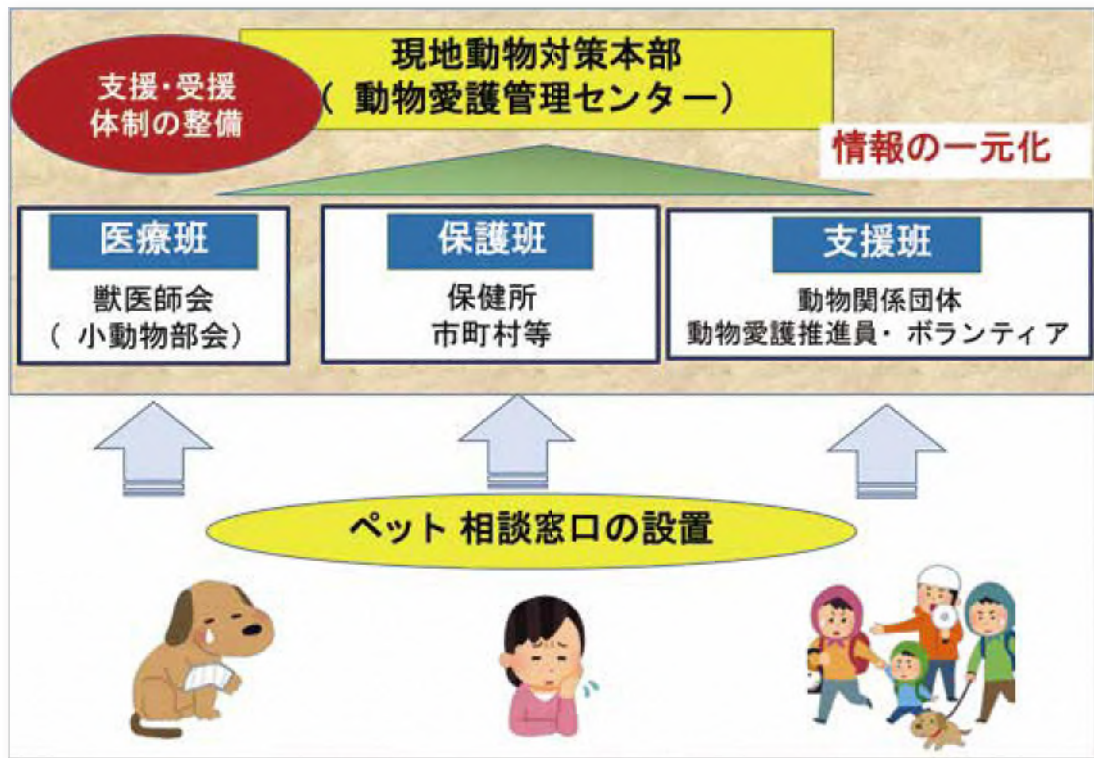
平常時



災害時











事例

 **動物に関する相談はこちらまで** 

約手相談窓口、再受診窓口、約手課では『約手県立動物救済本部』を立ち上げ、次の支援をしています。動物に発生してしまった様々な被害の窓口までお気軽にご相談ください。

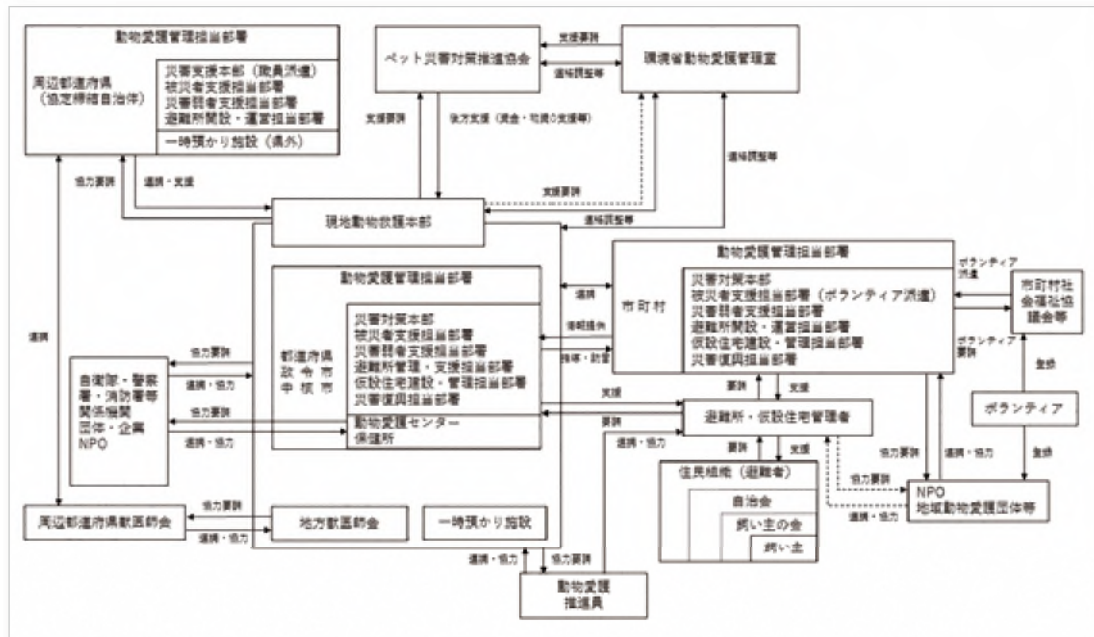
○被災動物保護活動
再受診の必要がある動物の保護施設（保護施設）では、被災動物を飼育し、動物の保護（一時保護）し、北方保健動物福祉センターで飼育しています。
相談窓口 県立動物福祉センター（札幌） 011-833-1111
旭川保健動物福祉センター（旭川） 0142-25-1111
釧路保健動物福祉センター（釧路） 0155-64-1111
大館保健動物福祉センター 0192-27-1111
このほか、県立動物福祉センター保護施設各所で相談を受け付けています。

○被災動物治療活動
震災で亡くなった動物の治療のため、被災動物に関する各種相談を受け付けています。
相談窓口 約手県立動物救済本部 約手保健課 019-651-6310
被災動物の処置相談
（札幌市）
・ 札幌動物病院 011-833-1111 支那市野田
・ 北海道獣医大 011-833-1111 支那市野田
・ 動物病院（札幌） 011-833-1111 支那市野田
（旭川市）
・ プリンス動物病院 0142-25-1111 支那市野田
・ アドム動物病院 0142-25-1111 支那市野田
（釧路市）
・ タカワ動物病院 0155-64-1111 支那市野田
・ 豊田どうぶつ病院 0155-64-1111 支那市野田
（大館市）
・ 大館どうぶつ病院 0192-27-1111 大館市野田
・ 大館市、一宮市、大館市の動物病院が対象

○被災動物支援活動
被災動物のための餌（フード）、グッズ等の提供活動について相談を受け付けています。
相談窓口 約手県立動物救済本部 019-651-6310

【被災動物相談窓口】
・ 約手県立動物救済本部（札幌） 再受診窓口 019-651-6310
・ 約手保健課生活環境課（札幌）の受診窓口 019-651-6310

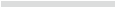
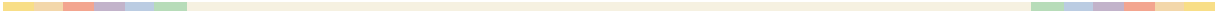
【約手県立動物救済本部】

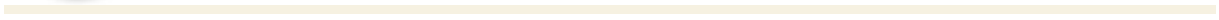
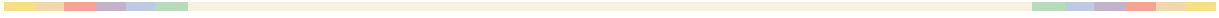


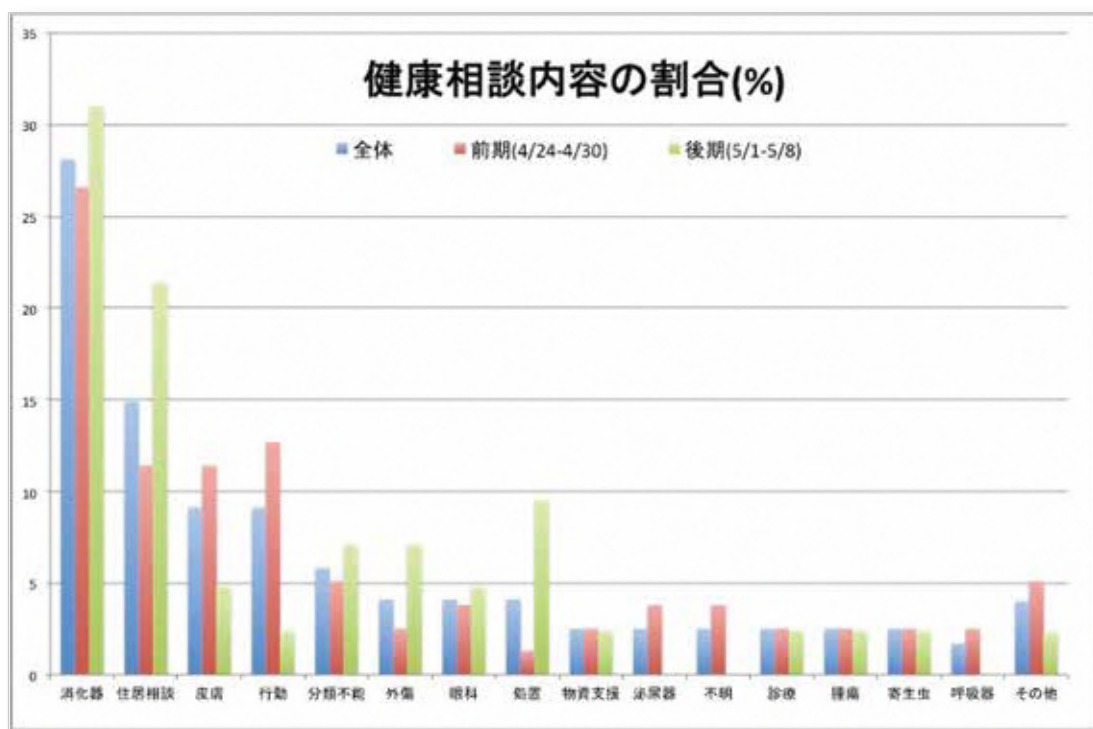




















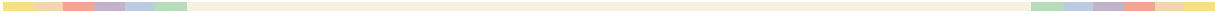
外出でこの30分程度の外出頻度が起こる場合は、
 30分以上の外出が必要です。
 外出の際は原則として動物と一緒に移動できるように
 今から準備しておきましょう！

**平日家から出られる頻度に応じて
 私たちはペットのために
 何が出来るでしょうか？**

- 首輪などの目印が大切です**
 住所・電話番号を書いた首輪・タグ・産札など身元がわかるものを必ずつけてください。将来的にはマイクロチップを埋込してもらい、目印がなくても大丈夫です。
- 動物は説明として室内で飼育できるように育てましょう**
 近所や家に入ったときに他人に迷惑をかけないために、動物は室内で飼育できるようにケージトレーニングしておくか、いつも室内で飼育しましょう。
- 散歩等で屋外に出る時は、白符で保護を済ませ、リードを装着して**
 犬は、暑熱対策で首輪が禁止されています。暑熱対策があれば、首輪・リードに慣らしておくも便利です。又、保護対策も、できる限り済ませられた場所まで送るよう訓練しておきましょう。
- 伝染病予防のためワクチン接種を受けましょう**
 災害時でも大切な動物が伝染病に罹らないようにするために、犬も猫も定期的に各種ワクチン接種を受けておきましょう。
- 避妊・去勢手術を受けましょう**
 災害時の害だけでなく、動物の健康維持や行動圏でのメリットを考えた避妊・去勢手術をご検討下さい。詳しくはかかりつけの獣医さんにご相談下さい。
- 動物用避難用品を確保しておきましょう**
 飼料（3日分位） 食器 引き綱（リード） ペットアークやカーゴ 食糧の汚物処理用品 ペットシート 季節ごとの防寒などの防寒用品 消臭剤
- 動物避難場所を確認・確保しましょう**
 避難場所を日頃の散歩コースに入れておく。又、緊急時に、親類・知人・動物病院など、動物と一緒に避難場所も探しておくことも必要です。
- 避難時のしつけが大切です**
 避難の一員として避難生活を一緒にするため、日頃から避難時の基本動作「しつけ」をしておくことが必要です。「オイデ」「ケージトレーニング」人や他の動物と触れさせておくこと
- 飼育者のグループをつくって話し合いましょう**
 動物避難所で被災するグループを作っておきましょう。地域の福祉を受けるだけでなく、動物を飼っていない方からの福祉窓口にもなり、不安解消にも役立ちます。グループについては NPO 法人エーキューブ ができる範囲でサポートします。
災害時の避難場所に関するお問い合わせ先はこちら

仙台市動物管理センター
 NPO 法人エーキューブ
 (仙台市宮城野区若町 6-3-3)
 Tel:022-256-1636

一緒に暮らしている動物には、
 人も動物も大切にしてください。





ペットの健康管理と応急処置

感染症の予防は日頃から

避難所には人だけでなく、多くの動物も集まります。非常時は衛生状態や栄養状態が悪くなり、ストレスで免疫力が低下することもあります。感染症の発生を防止するため、日頃から、ノミやダニなど寄生虫の駆除や予防、感染症の予防は必ずしておきましょう。預けることになって、感染症予防をしてあることが条件の場合もあります。



避難生活での健康管理

災害は動物にも大きなストレスをあたえます。避難所など馴れない環境では体調も崩しがちですので、いつも以上に健康状態に注意しましょう。特に猫は具合が悪いことを隠そうとするため、よく観察してください。獣医師の巡回診療を利用するなど、異常を感じたらできるだけ早く診察を受けましょう。

日常の健康チェックのポイント

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> □ 食欲(食べない、ムラがある)や飲水量(多い、少ない) □ 嘔吐の有無、回数、吐いたものの形状 □ 便(下痢や便秘、血便)や尿(多い、色が濃い、血尿)の状態、回数 □ 呼吸の様子、咳、くしゃみ、鼻水 □ 眼やに、尿の状態(赤い、腫れている、尿が多い) | <ul style="list-style-type: none"> □ 体温(首筋から腹部や耳など毛のない部分を触って体温を覚えておきましょう。正確には体温計で直腸温を測ります) □ 脈拍(後脚の付け根に指をあてて測ります) □ 歩き方(ふらつき、斜傾) □ 脱水症状(背中など皮膚をつまんで放しても戻らない) |
|--|--|

緊急時の応急処置

● 動物の運び方

動物の意識がないときは、息ができるよう首の角度に注意しながら、毛布などの丈夫な布や平らな板に乗せて運びます。動物をゆすったり必要以上に動かさないようにします。普段はおとなしくても、痛みや興奮などで咬みつくことがあります。布でくるむなどの対策をとり、なるべく患部を動かさないように運びます。



● 骨折や打撲

痛がっても傷口がない場合はまずは患部を冷やし、動かさないようにします。明らかに変な向きに曲がっていたり、異常に腫れているなど、骨折が疑われるときは元に戻そうとしないようにしましょう。

● ケガ(止血)

出血があまりないときは、まずは傷口の汚れを流水で洗い流します。水がない時はできるだけ汚れを取り除きます。出血があるときは、乾いたきれいな布で傷口を直接強く押さえます(直接圧迫止血)。包帯やハンカチできつく巻くことも同様の効果があります。



● やけど

速やかにきれいな流水で患部を5分以上冷やします。水がない時は、冷やした布をこまめに替えて冷やします。全身または広範囲のやけどの場合は、水をためた浴槽につけたり水に浸したタオルで全身を包むようにして冷やします(低体温にならないよう注意)。皮膚が赤く腫れたり水ぶくれができている場合は、冷やした後傷口をラップなどで包んで、病院に運びます。

● 熱中症

体が異常に熱い、息が荒い、舌が異常に赤い、意識がない、意識があっても倒れたまま動かないなどがみられ、命に関わります。速やかに涼しい場所に移動し、体に水をかけ、後頭部、足先、首、脇、後ろ足の付け根を重点的に冷やします。体温が下がっても脳や内臓に障害がおこることがあるので、速やかに病院に運びます。





こんなことに注意しまし ょう

日常生活で注意すること

犬の予防注射と登録等

飼い主には狂犬病予防法で飼い犬の登録と飼い犬への狂犬病予防注射、鑑札と注射済票の装着が義務付けられています。ご相談は最寄りの市町村等の窓口へ。



過剰な触れ合いは控えましょう

細菌やウイルス等が動物の口の中やつめにいる場合がありますので、口移しでエサを与えたり、スプーンや箸の共用は止めましょう。動物を布団に入れて寝ることも、濃厚に接触することになるので要注意です。



動物にさわったら、必ず手洗い等をしましょう

動物は、自身には病気を起こさなくても、口に病気を起こす病原体を持っていたり、動物の毛にかびの菌糸や寄生虫の卵等がついていることがあります。また、知らないうちに動物の唾液や糞尿に触れたり、傷口等にさわってしまうこともあるので、動物にさわったら必ず手洗い等をしましょう。



動物の身の回りは清潔にしましょう

飼っている動物はブラッシング、つめ切り等、こまめに手入れをするとともに寝床も清潔にしておきましょう。小屋や鳥かご等はよく掃除をして清潔に保ちましょう。タオルや敷物、水槽等は細菌が繁殖しやすいので、こまめな洗浄が必要です。

糞尿は速やかに処理しましょう

糞尿が乾燥すると、その中の病原体が空気中を漂い、吸い込みやすくなります。糞尿に直接ふれたり病原体を吸い込んだりしないよう気を付け、早く処理しましょう。

室内で鳥を飼育する時は換気を心がけましょう

羽毛や乾燥した糞せつ物、塵埃等が室内に充満しやすくなります。ケージや室内のこまめな清掃のほか、定期的に換気に努めましょう。

砂場や公園で遊んだら、必ず手を洗いましょう

動物が糞せつを行いがちな砂場や公園は注意が必要です。特に子供の砂遊び、ガーデニングで草むしりや土いじりをした後は、十分に手を洗いましょう。また、糞を見つけたら速やかに処理しましょう。

野生動物の家庭での飼育や野外での接触は避けましょう

野生動物はどのような病原体を保有しているのかわかりません。野生動物にはむやみに触らないようにしましょう。また、野生動物保護の観点からも、野生動物の飼育は避けましょう。なお、野生動物の肉や内臓(ジビエ)を食べる場合は、生食をせず、中心部までしっかり加熱しましょう。





事例



掲載済み 平成26年6月3日

「熊本地震ペット救援センター」で被災ペットの一時預かりができるようになりました

「一泊以上が経過する被災ペットを収容する「熊本地震ペット救援センター（仮称）」を、6月1日から被災ペットの一時預かりができるようになりました。熊本地震ペット救援センターで、被災ペットの預かりが、熊本県内では「熊本地震ペット救援センター」へ、県外では「熊本地震ペット救援センター」もしくは「熊本地震ペット救援センター」へお預かりください。

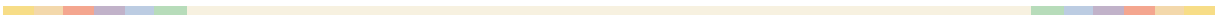
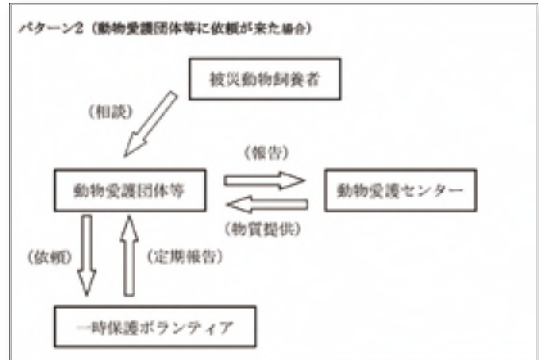
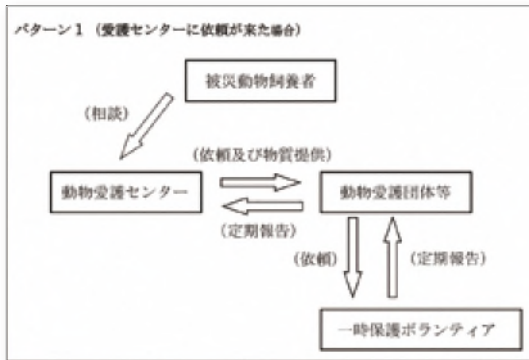
- 1 預かり期間
6月1日～10月中旬まで
- 2 預入条件
飼い主は、1泊以上被災ペットより被災した状態で、被災地を離れ、熊本地震ペット救援センターに預け、「被災ペット一時預かり契約書」を記入し、被災地、動物の健康状態の把握を行うなど、一般条件を履行した動物
- 3 預かり費用
預かり費用は無料
入居後に片づいた被災ペットの搬送の費用については、原則無料（食料、
- 4 「熊本地震ペット救援センター」入居申込書に「被災ペット（6匹以下）の預かり希望」と記載し、被災地である一泊以上被災した飼い主が「熊本地震ペット救援センター」にお預かりされました。
お申し込みは、以下の受付が行われます。
お申し込みは、以下の受付で行われます。
一泊以上被災ペットを収容する「熊本地震ペット救援センター」へお預かりください。

【お問い合わせ先】
熊本地震ペット救援センター
熊本地震ペット救援センター（仮称）（241）
TEL: 096-333-0248
熊本地震ペット救援センター（仮称）（熊本）
TEL: 096-380-2153
熊本地震ペット救援センター（仮称）（福岡）
TEL: 096-305-5711
092-2755-2144

※熊本地震ペット救援センターでは、被災ペットの預かり、被災ペットの保護管理、一時預かり、被災地からのペットの搬送、被災地からの搬送などを行います。被災地からの搬送は無料です。
※被災地からの搬送は無料です。被災地からの搬送は無料です。被災地からの搬送は無料です。被災地からの搬送は無料です。

【お問い合わせ先】
① 熊本県（仮称）241番、熊本（仮称）241番、熊本（仮称）241番
② 熊本県（仮称）241番、熊本（仮称）241番、熊本（仮称）241番
③ 熊本県（仮称）241番、熊本（仮称）241番、熊本（仮称）241番











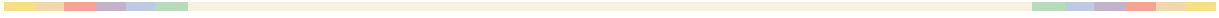
応急仮設住宅での室内飼養の様子（益城町）




猫の逸出防止用のネット（益城町）







平成23年東北地方太平洋沖地震
どうぶつと家族を結ぶ手帳



動物愛護センター
電話 022-891-1122 フォックス 022-891-1123

動物愛護センター
電話 022-891-1122 フォックス 022-891-1123

プロフィール

種別: _____
 生年月日: 年 月 日 _____
 性別: 公 母 _____
 登録: 済 未 _____
 特記事項: _____
 飼い主: _____
 住所: _____
 犬種: _____
 登録番号: _____

飼育状況: _____
 飼育期間: _____

TEL: _____
 マイクロチップ挿入記録
 挿入済 未挿入 _____
 マイクロチップ番号: _____
 挿入日時: _____

センター受付部

ノミ・マダニ予防の記録

年 月 日	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
ノミ・マダニ予防											

犬-猫の混合ワクチン接種の記録

年 月 日	種別	接種済	未接種
混合ワクチン			

狂犬病ワクチン接種の記録

年 月 日	接種済	未接種
狂犬病ワクチン		

犬のフィラリア予防の記録

年 月 日	種別	接種済	未接種
フィラリア予防薬			

この手帳は動物愛護センターに預けず、大切に保管してください。





新潟県中越支部動物愛護本部 093-8

仮設住宅に入居される皆様へ

～仮設住宅における動物飼育のポイント～

仮設住宅で動物を飼育する場合は、1世帯の各居室スペースが小さく、電気ガス水道による設備が出ることで汚染されます。家畜の一角である動物との暮らしをよりよいものとするために、以下の点を守りましょう。

- 室内飼育を原則とすること**

今も再び室内で飼育する場合は、できるだけ窓口に設置のケージでない場所を選んで飼育し、窓際からの十分な自然光の確保を図りましょう。
 特に、水を飲まないとすぐに死ぬ動物種は、必ずケージ（付ま網）を一つ、撤去するようにしてください。また、ケージへの設置はトザノの取組となるので、取り除きましょう。
 ＊室内で飼育するためのケージ確保はしていただきます。
- 感染症の発生を防止すること**

ひとたび感染症が拡大すると伝染しやすい仮設ですので、ご自身やペットの健康にもご注意ください。また、動物の中心からいよいよリハビリ設備も受け付けてください。
 ＊ワクチン接種は、新潟県動物愛護本部が仮設住宅に設置する際に無料で受け付けていただきます。また、動物愛護本部に連絡ください。
 また、お中身の動物愛護本部の動物病院でもワクチン接種することができます（有料）
- 繁殖を制限すること**

動物の密度が高くなることから、新しい動物種（犬や猫、鳥、魚、爬虫類、両生類）を飼育することも考えられるので、できる限り繁殖・交配を抑制することをお勧めします。繁殖抑制については、お中身の動物愛護本部にご相談ください。
- 所有者を明示すること**

飼育する場合は、動物の飼育者として、動物の飼育者であることを明示し、飼育者の責任を明らかにすること、動物を飼育していること、責任を明示することです。

ご確認のうえです！

動物のしつけや飼育方法のご相談は、下記で受け付けています。
 また、必要な飼育用品もお貸しします。お気軽にご相談ください。

中越動物愛護管理センター（長岡市柿町字増沢1574-1）電話／0258-34-1416
柏崎愛護所衛生環境課（柏崎市鏡町11-9）電話／0257-22-4380

仮設住宅飼育動物伝染病予防注射無料接種券の送付について

伝染病予防ワクチンの無料接種を希望される方は、下記の伝染病予防注射申込書に必要事項をご記入のうえ、この申込書を持参し、長岡市内および柏崎市内の動物病院で接種を受けてください（伝染病予防注射無料接種は12月の中のみの実施となりますのでご注意ください）。

新潟県動物愛護協会中越支部事務局
 長岡市柿町字増沢 1574 Tel 34-1416

仮設住宅飼育動物伝染病予防注射申込書

（平成 16 年 12 月末日まで有効）

氏名 （ペット：犬・猫）

住所 長岡市

電話番号

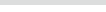
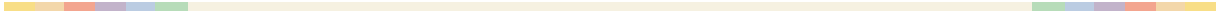






5

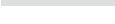
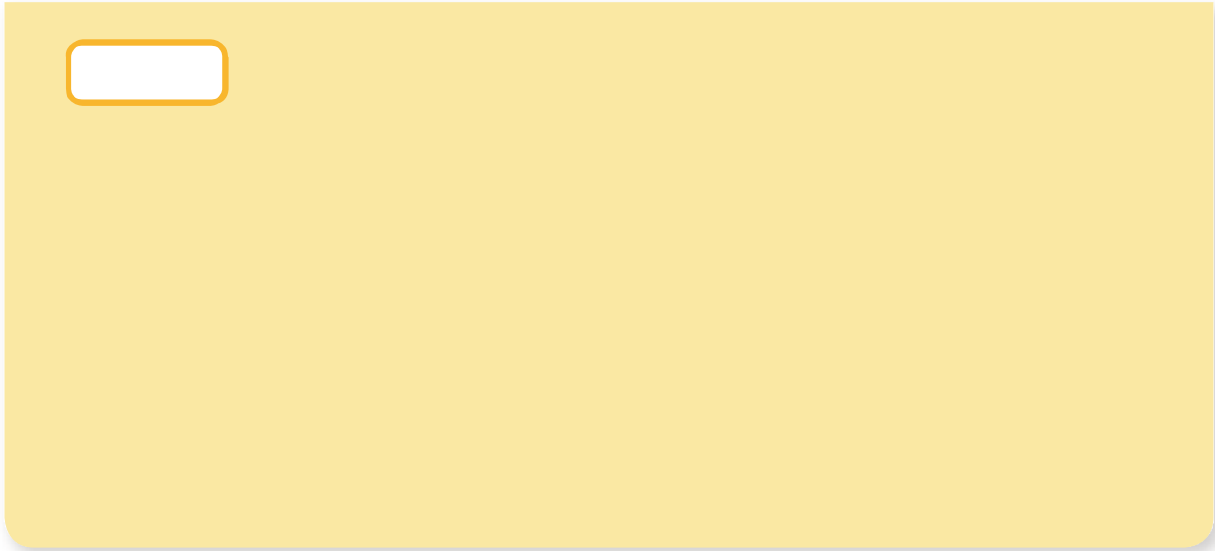
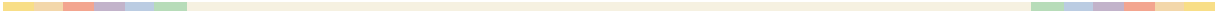


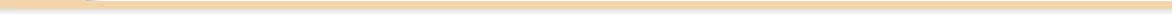


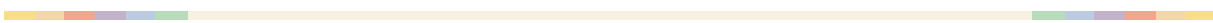
本編IV

1









A large yellow rectangular area with rounded corners, serving as a workspace. It contains two empty white rounded rectangular boxes on the left side, one near the top and one near the bottom.







本編 V

1







この場所で	犬	を保護	しました！
保護・目撃日時	8月 21日 13時ごろ		
種類	雑種		
特徴	毛色・毛の長さ・大きさ・癖・癖の強弱や材質 など 茶色、柴犬っぽい、青い首輪		
状態	元気そうにみえました		
保護・預かり場所	動物愛護センター・動物病院・ボランティア等 など		
団体・保護者名	電話番号		
〇山 〇子	000-0000-0000		
写真（撮影できた場合、あとから追加貼付して下さい）			
のりづけ欄			
produced by ANICE NPO 法人アナイス			







事例

動物	犬・猫・その他()		
年齢	性別	種・雄	
名前	体色		

動物台帳番号
旧整理番号
MC番号

動物の一時保護契約書

〇〇災害動物救援本部(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)とは、次のとおり動物の一時保護契約を締結する。

第1条 乙は〇〇災害により被災し、一時的に飼育が困難となった自らが所有する動物の一時保護を甲に委託するものとし、甲はこれを受諾するものとする。

第2条 契約期間は、契約締結日から平成 年 月 日までとする。

第3条 乙は、甲に保護を委託している間に、自らが飼育できる状態にするか、知人等に保護依頼を行うように努めるものとする。
2 乙は、契約期間中に自ら飼育できる状態になったとき又は知人等に保護依頼を行えるようになったときは、速やかにその旨を甲に連絡し、当該動物を引き取るものとする。

3 乙は、契約期間中に当該動物の所有権を放棄することになったとき、又は放棄することが予測されることとなったときは、速やかにその旨を甲に連絡し、甲にたいして所有権放棄書を出すものとする。

第4条 契約期間が満了後、乙は1週間以内に動物を引き取らなければならないものとする。ただし、乙がやむを得ない理由により1週間以内に引き取りができない旨の申し出があったときは、甲、乙協議の上、その期間を延長することができるものとする。

第5条 契約期間が満了後、乙が前条の手続きをとることなく1ヶ月が経過したときは、乙が動物の所有権を放棄したものとみなし、甲は、当該動物を新たな所有者等に譲渡できるものとする。この場合、乙は、甲が行った行為に対して異議を申し出ないものとする。

第6条 保護に関する経費は、甲の負担とするが、保護施設が犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録申請料及び狂犬病予防注射に関する手数料は、乙の負担とする。

第7条 甲は、自ら動物の保護を行うものとするが、保護施設の状況等により、自ら保護が困難な場合は、善意で保護を申し出た者(以下「一時里親」という。)に動物の保護依頼を行うことができるものとする。

第8条 甲及び一時里親は、契約期間中、保護委託を受けた動物に関しては適正な保護を行うものとするが、やむを得ない事情により、当該動物が死亡、逃亡又は負傷したとしてもその責は負わないものとし、乙は、損害賠償等を求めないものとする。

第9条 契約締結後の動物の保管施設への搬入及び契約満了後の動物の引き取りについては、甲、乙の協議により決定するものとする。

2 一時里親への動物の搬入、契約満了後の動物の引き取り等に依る経目については、甲、乙の協議により決定するものとする。

第10条 甲は個体識別のために乙の同意を得た上で、マイクロチップの注入をするものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 〇〇災害動物救援本部 本部長 〇〇 〇〇 印

乙 住所

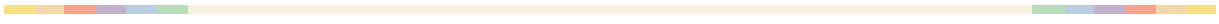
避難先住所

電話

氏名

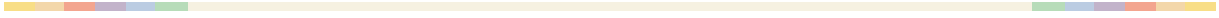
印





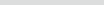
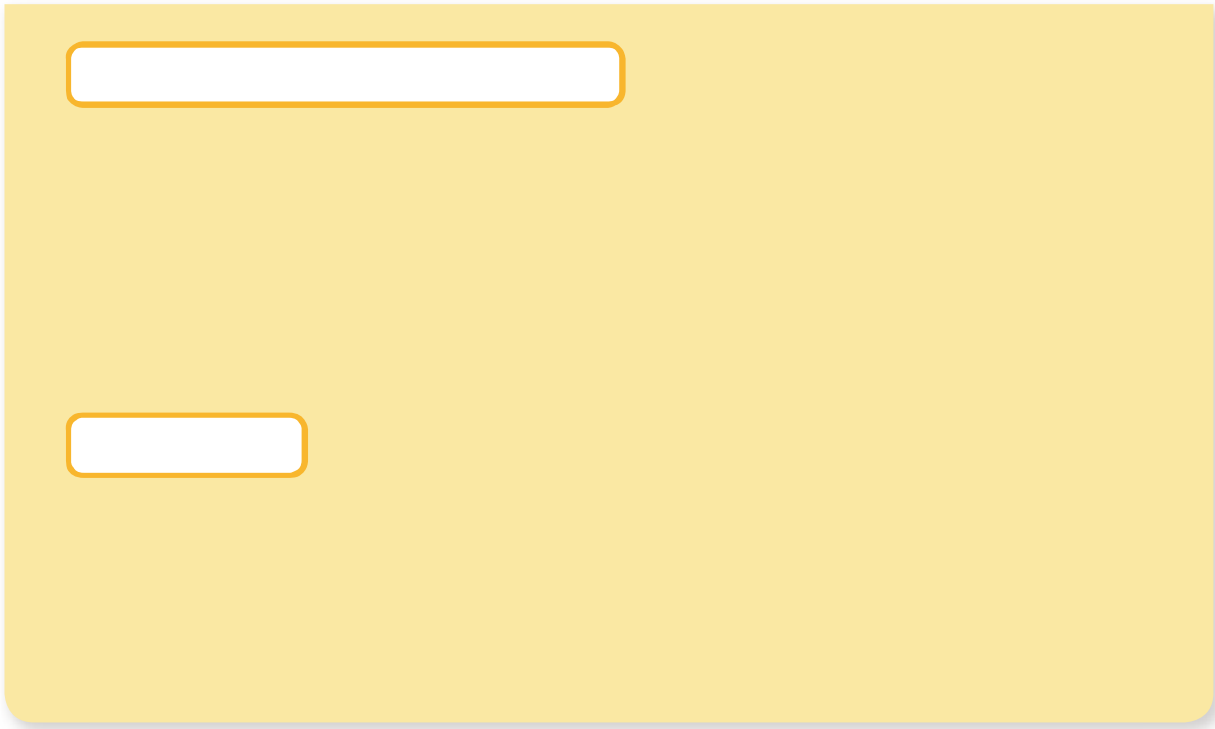
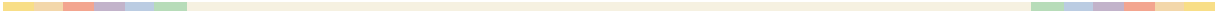


2





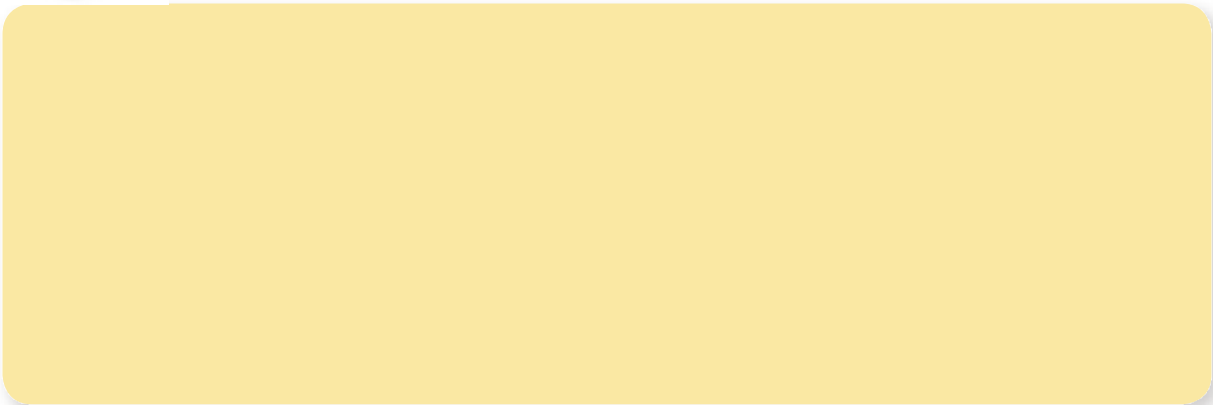


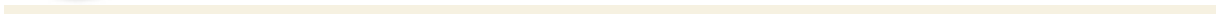


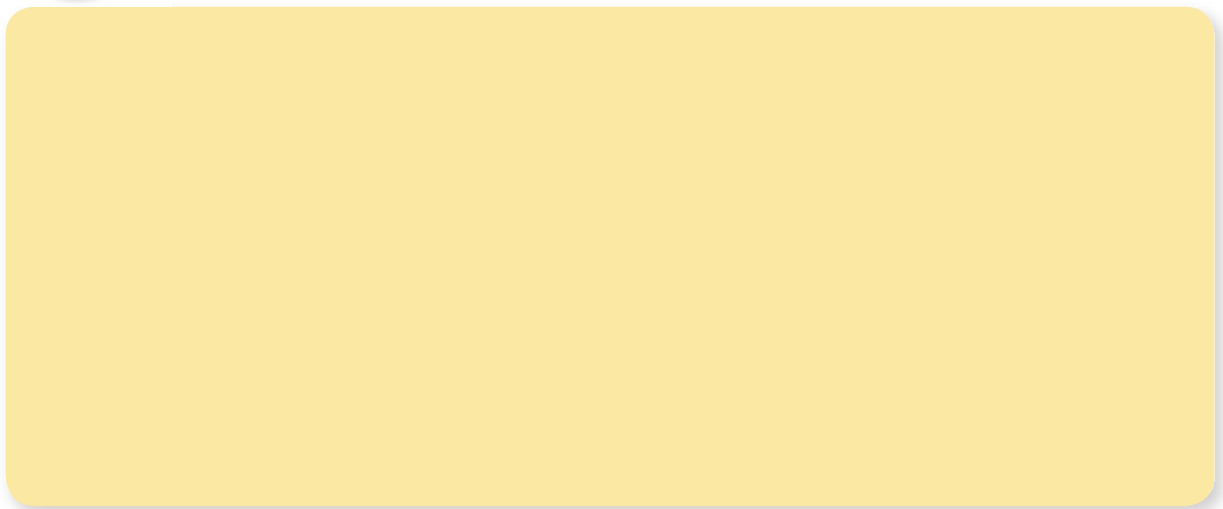


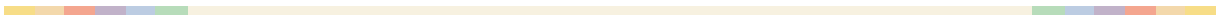


3











資料編

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



災害時における動物救護活動に関する協定書

_____（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、県（市）内または隣接する県等で発生した災害時において、被災地における動物救護活動を実施し、被災動物やその飼養者に対して必要な支援を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、_____地域防災計画に基づき、甲が行う動物の救護対策と乙が行う動物救護活動との相互協力に関し、必要な事項を定める。

（対象動物）

第 2 条 活動の対象となる動物は、甲が定めるものとする。

（協力の内容）

第 3 条 相互協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 負傷した被災動物への応急手当に関すること
- (2) 被災動物の保護及び管理に関すること
- (3) 被災動物に関する情報提供に関すること
- (4) 施設、設備及び物資の供給その他必要な災害応急業務に関すること

（協力要請等の手続）

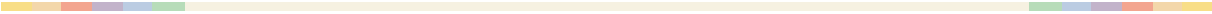
第 4 条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動を行う場所
- (3) 活動を行う日時
- (4) 全各号に掲げるものの他、必要な事項

（活動の履行）

第 5 条 乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な活動を実施するものとする。

2 甲と乙は活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。



(活動の終了)

第 6 条 乙は活動の必要がなくなつたと判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする。

(負担)

第 7 条 乙は、原則として甲に活動に要する経費負担を求めないものとする。

(連絡体制)

第 8 条 この協定の運用に関する連絡窓口は、甲にあっては_____、乙にあっては _____ とする。

2 甲は、災害発生時に関係団体等との連絡調整を実施するものとする。

(協議)

第 9 条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第 10 条 この協定の期間は平成____年____月____日から平成____年____月____日までとする。ただし、協定期限の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の文面による通知をした場合又は甲乙合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は、1 年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙



_____動物救護本部設置要綱

(名 称)

第1条 この本部の名称は、_____動物救護本部（以下、「救護本部」という。）とする。

(目 的)

第2条 救護本部は、_____内又は隣接する県等で発生した災害時において、被災地における動物救護事業を実施し、被災動物やその飼養者等に対して必要な支援を行うことを目的とする。

(定 義)

第3条 本要綱において、「被災動物」とは救護本部が定めた動物をいう。

(事 業)

第4条 救護本部は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 被災動物医療支援事業
- (2) 被災動物保護支援事業
- (3) 避難動物支援事業
- (4) 被災動物救護関連事業

(基 金)

第5条 救護本部は、前条の事業を実施するため、緊急災害時動物救済基金（以下、「救済基金」という。）を別に定める期間運営する。

- 2 救済基金は、寄附金等をもって充てる。
- 3 救済基金は、救護本部が定めた期日をもって精算する。

(構 成)

第6条 救護本部は、次の団体の代表者をもって構成する。

- (1) _____獣医師会
- (2) 被災動物の救護に關し_____(自治体等)と協定を結ぶ_____(愛護団体等)
- (3) _____(自治体等担当部署)
- (4) その他本部長が必要と認めた団体

(役 員)

第7条 救護本部に次の役員を置く。

- (1) 本部長____名
- (2) 副本部長____名

- 2 役員を選出は、代表者の互選による。
- 3 役員の任期は、救護本部の活動期間終了日までとする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第8条 本部長は、救護本部を代表し、救護本部の事業を総理し、救護本部会議を主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があり職務を遂行できない場合にはその職務を代行する。

(監 事)

第9条 救護本部に監事____名を置き、救護本部の会計を監理する。

2 監事は、救護本部会議において選任する。

(救護本部会議の招集等)

第10条 本部長は、第4条に掲げる事業を行うため、救護本部会議を招集することができる。

2 救護本部会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は本部長の決すところによる。

(行政機関との連携)

第11条 救護本部は、その活動を円滑に実施するため、環境省等の関係省庁及び地方公共団体等と連携する。

(事務局)

第12条 救護本部の事務局は、_____に置くものとし、_____は事務局を補佐するものとする。

(救護本部の設置及び活動の期間)

第13条 救護本部は、_____獣医師会と _____が協議の上設置する。

2 救護本部の活動期間は、設置された期日から救護本部会議で定めた期日までとする。ただし、救護本部会議の決定により、この期間を延長できる。

3 救護本部の設置までの間、緊急に被災動物の救護を実施しなければならない場合には、公益財団法人日本動物愛護協会、公益社団法人日本愛玩動物協会並びに公益社団法人日本獣医師会で組織する一般財団法人ペット災害対策推進協会に支援を依頼することができるものとする。

(救済基金の精算)

第14条 救済基金は、第5条の規定により精算した後、今後の類似の災害への備えに資するため、残余の資金全額を一般財団法人ペット災害対策推進協会に寄附するものとする。

(活動内容の公表)

第15条 本部又は、救済基金の運営に関する事項や救護本部の活動状況について、積極的に公表するものとする。

(本部長への委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、救護本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。



同行避難動物登録票

入所日	年 月 日
退所日	年 月 日

飼い主	氏名	フリガナ	
		漢字	
	避難前住所		
	電話		
動物	動物種		
	品種		
	性別		
	特徴（毛色等）		
	犬の登録・狂犬病予防注射の有無	【登録】	有・無
		【狂犬病予防注射】	済・未
特記事項			



受付番号：

相談受付票

受付年月日	年 月 日	受付場所	
時間	時 分 ~	受付者	

受付区分	<input type="checkbox"/> 対面（来所）	<input type="checkbox"/> 対面（避難所）	<input type="checkbox"/> 電話
相談者	氏名：		
	連絡先：		
	避難場所：		

相談内容	回答要旨

※飼育動物の行方不明の相談の場合は、「行方不明動物受付票」へ記入



受付番号:

行方不明動物受付票

受付年月日	年 月 日	受付場所	
受付時間	時 分	受付者	

受付区分	対面 (来所) 対面 (避難所) 電話			
届出者	氏名:			
	連絡先:			
	避難場所:			
行方不明動物の情報	行方不明日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
	行方不明場所			
	動物種	犬・猫・他 ()	品種	
	呼び名		毛色	
	性別	雄・雌 (不妊手術 未・済)	特徴	
	年齢		体重	
	首輪	有・無 色:	マイクロチップ	有・無 番号:
	鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:
結果	発見日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
	発見場所			
	措置	□返還: 年 月 日		
		□一時預かり: 受付日 年 月 日 → 返還日 年 月 日		
		□所有権放棄: 受付日 年 月 日		
	収容	収容場所:		
		収容期間: 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
その他	死亡確認: 年 月 日			
	保護収容受付番号:			
	その他:			



一時預かり依頼書

保護動物収容受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他()	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌 (不妊手術 未・済)	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色:	マイクロチップ	有・無 番号:
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:

動物救護施設に次のとおり私の所有する動物の一時預かりを依頼します。

- 1 私は、自然災害の発生により被災し、私の所有する動物の飼養が一時的に困難になったことから、自ら所有する上記動物の一時預かりを依頼します。
- 2 預かり期間は、__年__月__日から__年__月__日までとします。
- 3 私は、一時預かりを依頼している間に、自ら飼養できる状態にするか、知人などに飼養を依頼するよう努め、可能になった時は、速やかにその旨を動物救護施設（以下「施設」という。）に連絡し、当該動物を引き取るものとします。
- 4 一時預かりにあたっては、施設が実施する保護動物の伝染病予防を目的としたワクチン接種、その他必要な検査に同意いたします。
- 5 一時預かり中に発生した疾病、負傷などについては、施設において応急処置を施すあるいは、必要に応じて、獣医師会会員病院に搬送することを同意いたします。
- 6 施設が保護施設の状況などにより、一時預かりが困難な状況が生じた時には、一時預かりボランティアでの動物保護については一任します。
- 7 施設等での保護期間中、やむを得ない事情により当該動物が死亡、逸走または負傷したとしてもその責任は問わず、損害賠償請求などは行いません。
- 8 動物の保護施設への搬入および搬出については、私自らの責任のもとに行います。また、一時預かりボランティアへの動物の搬入及び搬出に関わる詳細については、施設の指示に従います。
- 9 一時預かり依頼期間中は、所有者である私の所在は明確にし、避難場所の変更もしくは居住場所の変更については速やかに施設にお知らせします。
- 10 保護期間経過後、__日間連絡がなかった場合は所有権放棄されたものとみなします。

_____動物救護本部長 様

平成__年__月__日

氏名 _____ 印
 住所 _____
 電話 _____
 避難場所 _____

(裏面に「運転免許証」など身分を証明するもの写しを添付)



同意書

平成 年 月 日

動物救護本部
本部長 _____ 殿

住 所
氏 名
電話番号
印

私は、下記動物の所有者として、貴本部に本動物の保護を依頼するにあたり不妊・去勢手術を受けることに同意いたします。なお、手術に関しては術後も含め一切の意義申し立てをいたしません。

記

保護動物収容受付番号				
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他 ()	品種		
呼び名		毛色		
性別	雄・雌 (不妊手術 未・済)	特徴		
年齢		特記事項		
首輪	有・無 色:	マイクロチップ	有・無	番号:
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無	番号:



一時預かり契約書

保護動物収容受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他 ()	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌 (不妊手術 未・済)	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色:	マイクロチップ	有・無 番号:
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:

_____動物救護本部 (以下「甲」という。) と _____ (以下「乙」という。) とは、次のとおり動物の一時預かり契約を締結する。

第1条 乙は、_____災害により被災し、一時的に飼養が困難となった自らが所有する動物の一時預かりを甲に委託するものとし、甲はこれを受諾するものとする。

第2条 契約期間は、契約締結日から平成_____年_____月_____日までとする。

第3条 乙は、甲に保護を委託している間に、自らが飼養できる状態にするか、知人等に保護依頼を行うように努めるものとする。

2 乙は、契約期間中に自ら飼養できる状態になったとき又は知人等に保護依頼を行えるようになったときは、速やかにその旨を甲に連絡し、当該動物を引き取るものとする。

3 乙は、契約期間中に当該動物の所有権を放棄することとなったとき、又は放棄することが予測されることとなったときは、速やかにその旨を甲に連絡し、甲にたいして所有権放棄書を提出するものとする。

第4条 契約期間が満了後、乙は1週間以内に動物を引き取らなければならないものとする。ただし、乙がやむを得ない理由により1週間以内に取り上げられない旨の申し出があったときは、甲、乙協議の上、その期間を延長することができるものとする。

第5条 契約期間が満了後、乙が前条の手続をとることなく_____日が経過したときは、乙が動物の所有権を放棄したものとみなし、甲は、当該動物を新たな所有者等に譲渡できるものとする。この場合、乙は、甲が行った行為に対して異議を申し出ないものとする。

第6条 保護に関する経費は、甲の負担とするが、保護動物が犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録申請料及び狂犬病予防注射に関する手数料は、乙の負担とする。

第7条 甲は、自ら動物の保護を行うものとするが、保護施設の状況等により、自ら保護が困難な場合は、善意で保護を申し出た者 (以下「一時預かりボランティア」という。) に動物の保護依頼を行うことができるものとする。

第8条 甲及び一時預かりボランティアは、契約期間中、保護委託を受けた動物に対しては適正な保護を行うものとするが、やむを得ない事情により、当該動物が死亡、逃亡又は負傷したとしてもその責は負わないものとし、乙は、損害賠償等を求めないものとする。

第9条 契約締結後の動物の保護施設への搬入及び契約満了後の動物の引き取りについては、甲、乙の協議により決定するものとする。

2 一時預かりボランティアへの動物の搬入、契約満了後の動物の引き取り等に係わる細目については、甲、乙の協議により決定するものとする。

第10条 甲は個体識別のために乙の同意を得た上で、マイクロチップの注入をするものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自1通を所持する。

年 月 日

甲 _____動物救護本部 本部長 _____ 印

乙 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

避難場所 _____



誓約書 (返還)

平成 年 月 日

_____動物救護本部
本部長_____様

住 所
氏 名 印
電話番号

私は、下記動物を（私所有の動物と確認しましたので）動物救護施設から引取り、再び私の家族の一員として迎え、担当獣医師の不妊手術や治療等に関する指示に従い、終生飼養することを約束いたします。

記

保護動物収容受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他 ()	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌 (不妊手術 未・済)	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色:	マイクロチップ	有・無 番号:
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:



所有権放棄届

平成 年 月 日

_____動物救護本部
本部長_____様

住所
氏名 印
電話

私は、下記の動物の所有権を放棄し、無条件・無償にて貴動物救護本部に譲渡いたします。
この動物の取扱については、すべて貴動物救護本部にお任せし、今後いかなることについても一切の要求をしないことを申し添えます。

記

保護動物収容受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他 ()	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌 (不妊手術 未・済)	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色:	マイクロチップ	有・無 番号:
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:

誓約書（譲渡）

平成 年 月 日

_____動物救護本部
本部長 _____様

住所
氏名 印
電話

私は、下記の動物を_____動物救護本部より譲り受け、家族の一員として迎え、終生飼養すること、また、以下の事項を守り、他人に迷惑をかけないで飼養することを約束します。

狂犬病予防法を遵守し、犬の場合は生涯一度の登録と狂犬病予防注射の義務を果たし、鑑札及び注射済票を犬に必ず装着させます。

動物の習性を理解し、動物の健康保持に努め、疾病等に罹った場合には、私の責任において処置します。

譲渡を受けた動物の元の飼い主が判明し、返還などを求められた場合は飼い主に返還します。

記

保護動物収容受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他（ ）	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌（不妊手術 未・済）	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色:	マイクロチップ	有・無 番号:
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:



管理番号：

収容動物管理票

保護収容受付番号			
収容日	年 月 日	引取り予定日	年 月 日

区分	<input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 飼い主不明 <input type="checkbox"/> 所有権放棄		
収容区分	<input type="checkbox"/> 飼養者搬入 <input type="checkbox"/> 保護者搬入 <input type="checkbox"/> 行政・対策本部保護搬入		
保護場所			
飼い主	氏名		
	住所		
搬入者	電話番号		携帯電話
緊急連絡先	氏名		
	住所		
	電話番号		

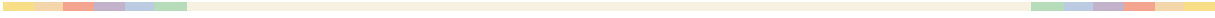
動物種	犬・猫・他 ()	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌 (不妊手術 未・済)	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色:	マイクロチップ	有・無 番号:
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:
負傷の有無			
治療の有無 (内容)			

飼い主の判明

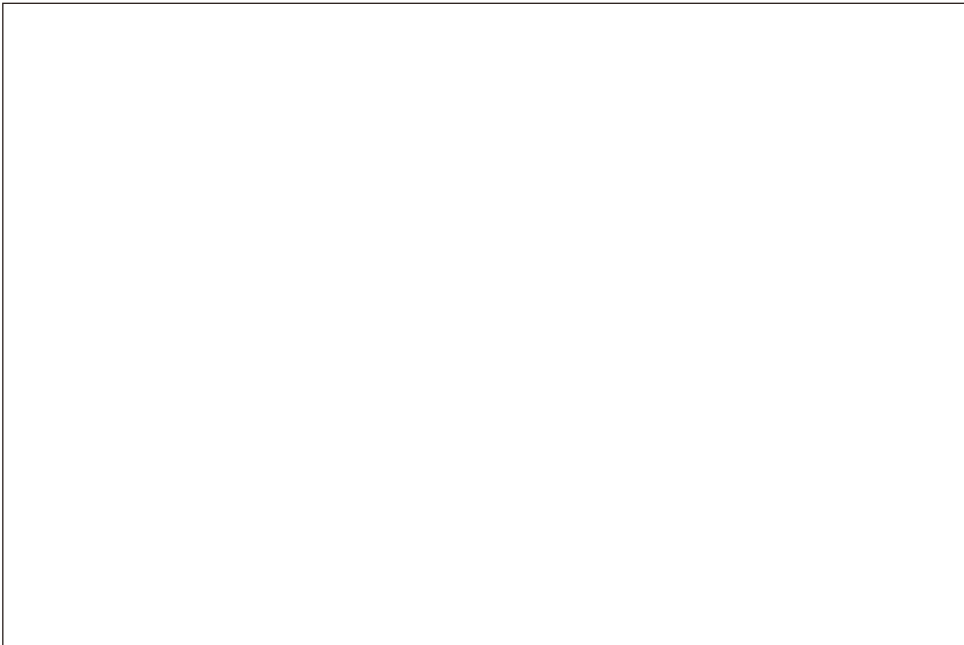
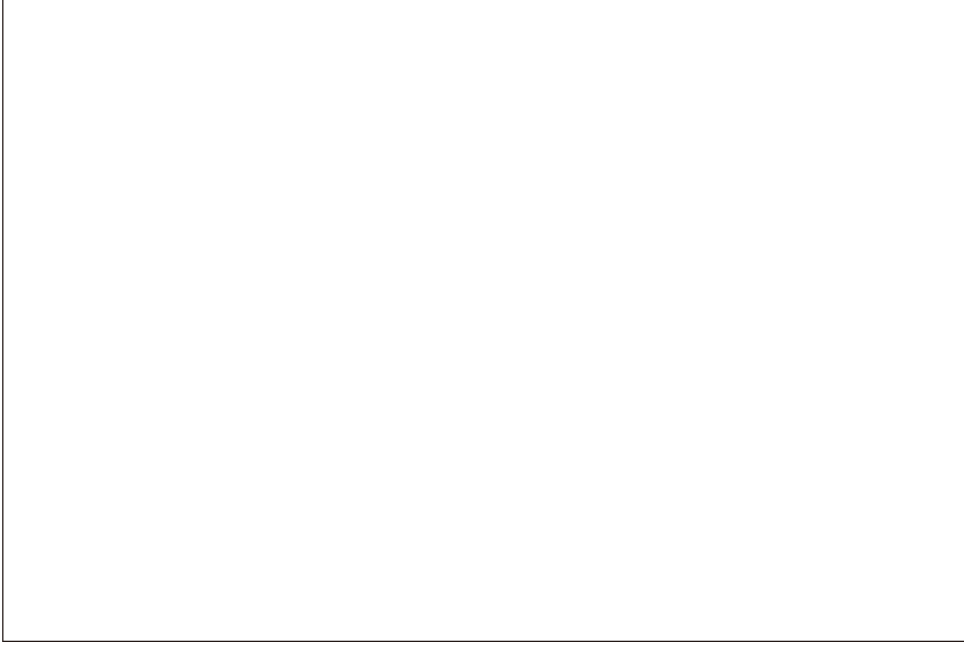
氏名	
住所	
電話番号	

経過	<input type="checkbox"/> 返還 (年 月 日)
	<input type="checkbox"/> 一時預かり (受付日: 年 月 日) → (返還日: 年 月 日)
	<input type="checkbox"/> 所有権放棄 (受付日: 年 月 日)
	<input type="checkbox"/> 譲渡 (年 月 日)
	<input type="checkbox"/> その他 (死亡: 年 月 日) ()

裏面に写真添付



写真添付欄



業務日誌

年	月	日	天候		記録者	
---	---	---	----	--	-----	--

【業務従事者】

所属	人数	備考
県・市町村職員		
獣医師		
団体職員		
ボランティア		
その他		
合計		

【来訪者】

所属	人数	備考
県・市町村関係		
動物愛護団体関係		
報道関係		
その他		
合計		

【保護・収容動物頭数】

	犬	猫	その他	合計	備考
前日の収容頭数					
本日保護収容頭数					
本日返還等頭数					
本日末の収容頭数					

【治療動物頭数】

	犬	猫	その他	合計	備考
治療頭数					



【活動内容】

【問題点】

【明日の予定】

【引き継ぎ事項】



マスコミ取材簿

媒体種類	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・Web・その他 ()					
媒体社名		担当部署		責任者名		
製作会社名		担当部署		責任者名		
タイトルと企画内容 (なるべく詳しく)						
放送または掲出予定						
年	月	日	刊刊・夕刊	月号	段	ページ
時 分からの 分斉組			O.A	時	分より	分間
取材・撮影日程 (予定)						
月/日	曜日	時間	内容	場所	人数	
/		時～				
/		時～				
/		時～				
/		時～				
/		時～				
<p>■企画書・進行台本の提示</p> <p>■取材撮影に際しては、プライバシーを尊重し、人と動物の安全を第一に本部・センター・スタッフの指示に従う。</p> <p>■事前に提出した企画書(予定表)以外に新たに追加される企画、番組内容はその都度、本部・センターの了承を得る。</p> <p>■個人に対する取材やインタビューは必ずセンターを通じて申し込み、直接交渉はしない。</p>						

上記の件、了解いたしました。 _____ 印



診療記録簿

年 月 日

記録獣医師名 _____

所属（支部名など） _____

連絡先電話 _____

	症状	治療	申し送り
No.			
呼び名			
犬・猫・他（ ）			
雄・雌（不妊手術 未・済）			
No.			
呼び名			
犬・猫・他（ ）			
雄・雌（不妊手術 未・済）			
No.			
呼び名			
犬・猫・他（ ）			
雄・雌（不妊手術 未・済）			
No.			
呼び名			
犬・猫・他（ ）			
雄・雌（不妊手術 未・済）			



動物移動記録簿

No.

登録番号				入所日	年 月 日
動物種	□犬 □猫 □他 ()			品種	
呼び名		年齢		性別	雄・雌 (不妊手術 未・済)
山所日時	年 月 日 午前・午後 :				
獣医師名	印				
受入れ動物病院名				電話	
移動理由	<input type="checkbox"/> 不妊手術 <input type="checkbox"/> 去勢手術 <input type="checkbox"/> 治療 (主な病名または主症状を記録)			手術 実施日	年 月 日
帰所日時	年 月 日 午前・午後 :				

入院治療報告

入院期間	年 月 日から 年 月 日まで
診断名	
検査内容	
治療内容	<input type="checkbox"/> 内科治療 <input type="checkbox"/> 軽度の外科治療 <input type="checkbox"/> 手術 <input type="checkbox"/> 他

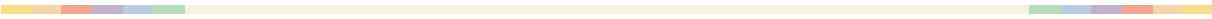
治癒・経過良好・要抜糸・要加療・要観察

死亡 _____ 年 月 日

原因 _____

病名 _____





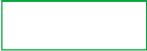
薬剤機材注文表

担当獣医師名 _____

発注日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

薬剤名・機材名	メーカー名	数量	適応症	納品日





ボランティア登録用紙

受付 No.

- 一般ボランティア
- 一時預かりボランティア

[申込者]

氏名		年齢	才	性別	男・女
現住所					
電話			携帯電話		
緊急時 連絡先	氏名			続柄	
	住所			電話	

[活動が出来る日]

期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日						
曜 日	日	月	火	水	木	金	土
時間帯	時 ~ 時						

[希望活動内容：一般ボランティア]

被災動物の世話	給餌、運動、手入れ、清掃・消毒、健康チェックなど
施設の運営維持	作業衣の洗濯・補修、施設・設備の拡充・補修など
事務管理	被災動物の飼育者との連絡調整、ボランティアとの連絡調整
その他	

[一時預かり：一時預かりボランティア]

一時預かり場所	
動物種	犬・猫・他（ ）
一時預かりが可能な頭数	頭
一時預かりの方法	

[その他]



誓約書（一般ボランティア）

- 1 _____動物救護本部（以下「救護本部」という。）の活動方針を理解し、口頭流の解釈で業務に従事せず、単独行動を避け、班長および担当者の指示に従うこと。
- 2 施設内の一切の資材・機材に故障が生じたり、自ら損傷させた場合には、班長もしくは、担当者に申告すること。
- 3 飲食及び喫煙は、他の者に迷惑が掛からないように留意し、定められた時間帯と場所でのみ行うこと。
- 4 各自の貴重品については、盗難及び紛失などの事故が起きないように、自己管理に努めること。なお、各自の貴重品の盗難、紛失並びに損傷などについて、救護本部は責務を負わず、一切弁償・介済を行わない。
- 5 咬傷事故等に遭わないように、動物等の取扱いに十分注意すること。救護本部あるいは、動物救護施設（以下「救護施設」という。）における咬傷事故や不慮の事故に対しては、ボランティア保険が適用されるが、その補償額を超えての保証は行わない。
- 6 救護本部等（救護本部、救護施設）で知り得た一切のことは、第三者に口外しないこと。
- 7 スタッフ司の融和を保ち、救護本部等の品位を著しく傷つけたり、第三者からの誤解を招く様な言動を取らないこと。
- 8 他の者と融和を欠かず協調性に欠けるボランティアは、救護本部等から退去を求められる事もあり得る。

私は、上記の事項に承諾し、救護本部等の規律を守り、ボランティア活動を行うことを誓います。

____年____月____日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

（未成年者の場合）

保 護 者 _____ 印

誓約書（一時預かりボランティア）

平成 年 月 日

_____動物救護本部
本部長_____様

住所
氏名 印
電話

私は、下記の被災動物を_____動物救護本部より預かり、家族の一員として迎え、飼養方法等に関して貴救護本部または担当動物救護施設の指示に従い、飼育することを約束します。

被災動物の飼い主が被災動物に面会を要請した場合は、誠意を持って応じます。

被災動物が逸走した場合は、速やかに貴動物救護部へ連絡いたします。

やむをえず飼養が困難となった場合は、貴動物救護本部または担当動物救護施設に返還します。

被災動物の飼い主が返還を要求した場合は、貴動物救護本部または担当動物救護施設を通して速やかに返還します。また、貴動物救護本部または担当動物救護施設が返還を要求した場合は、速やかに返還すると共に、一切の経費の請求はいたしません。なお、引き取り動物について貴動物救護本部から現況調査等の依頼がある場合には、調査に協力することを約束します。

記

保護動物収容受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他()	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌（不妊手術 未・済）	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色:	マイクロチップ	有・無 番号:
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:

担当救護施設名
電話

支部・支所

雇用契約書

_____動物救護本部
本部長_____様

このたび、下記により_____動物救護本部臨時職員として雇用されましたことについて、誠実且つ公正に職務を執行し、雇月期間が終了したときは異議無く退職いたします。

記

- 雇用場所：_____動物救護センター
(住所・電話)
- 職務内容：収容動物の飼養管理
- 雇用期間：平成____年____月____日から動物救護センター閉所まで
- 勤務時間：午前____時____分から午後____時____分まで
- 賃 金：月額_____円
- 交通費 :
- 支払方法 :

平成 年 月 日

住所

氏名

印



年 月 日

関係市町村長 様

〇〇県△△△△部長

応急仮設住宅の整備に伴うペット（犬・猫）の受入れ配慮について（依頼）

現在、〇〇県では被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の建設を進めているところです。

今回の災害では、家庭で飼養されていた多くのペットも飼い主と一緒に被災しました。発災後に実施した避難所実態調査では、〇〇頭を超えるペットの同行避難を確認いたしました。車中泊のペットも含めるとかなりの数のペットが被災していることが予想されます。

県では、「〇〇県地域防災計画」において、災害時のペットの同行避難を掲げ、市町村には避難所や仮設住宅におけるペットの受入れに配慮いただくよう定めています。

これまでの調査では被災者の方々の大半が仮設住宅でもペットとの同居を希望しておられました。

つきましては、各市町村におかれては、今後入居者の募集にあたり、被災者支援の一環といたしまして、応急仮設住宅でのペットの受入れに配慮いただくようお願い申し上げます。

県といたしましても、運営面での支援、必要物資の支援、専門スタッフによる相談支援、先進事例の紹介など、仮設住宅設置後も、ペットと住民の共生に向けて、支援を行って参ります。

〇〇県△△△△部

担当者：

電話：



